官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（二七三）　四
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（二七四）　五
○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七五）　六
○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（二七六）　八
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（二七七）　九
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二七八）　九
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（二七九）　九
○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二八〇）　二
○人工知能戦略本部令（二八一）　二
○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八二）　三
○狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（二八三）　三
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八四）　三

〔府令・省令〕
○内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・経済産業二）　三
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一）　三

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一三）　一五
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・経済産業二）　一六

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務七七）　一九
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一四）　一九
○特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業・環境一）　二三
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働八〇）　二四
○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（同八一）　二四
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同八二）　二五
○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業五八）　二五
○情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五九）　二五
○特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・環境五）　二七

〔法規的告示〕
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（内閣府一一〇）　三七
○労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（厚生労働二一八）　三九
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一一七七）　四〇

〔その他告示〕
○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示（経済産業一二〇）　四一

〔官庁報告〕
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　四三
助産師国家試験の施行（同）　四四
看護師国家試験の施行（同）　四四
社会福祉士国家試験の施行（同）　四四
社会福祉士試験委員の公告（同）　五〇
精神保健福祉士国家試験の施行（同）　五二
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　五三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇三
特殊法人等
令和六年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算、沖縄振興開発金融公庫第五十三事業年度財務諸表、令和六年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算、日本弁護士連合会公示送達、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用関係　一〇四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、特定空家等の除却命令関係　一二四
会社その他
会社決算公告　一二五

本号で公布された法令のあらまし

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第二七三号）（外務省）

1　大臣官房情報通信課を情報システム総括課に改組するとともに、国際報道官を廃止し、広報文化外交戦略課及び報道課の所掌事務を改めるほか、新たに要人往来支援総括官を置き、その職務を定めることとした。（第一八条、第二一条、第二四条、第二五条、第二七条及び第二八条関係）

2　総合外交政策局国連企画調整課及び国連政策課を国連課に改組し、その所掌事務を定めるとともに、安全保障協力課の所掌事務を改めることとした。（第二九条、第三一条の二、第三二条及び改正前の第三三条関係）

3　欧州局西欧課及び中・東欧課をそれぞれ欧州第一課及び欧州第二課に改組し、その所掌事務を改めるとともに、政策課及びロシア課の所掌事務を改めるほか、新たに欧州経済戦略官を置き、その職務を定めることとした。（第五三条～第五七条の二関係）

4　経済局政策課を総務課に改組するとともに、国際経済課を廃止し、新たに経済外交戦略課及び経済安全保障課を置き、その所掌事務を定めるほか、経済連携課の所掌事務を改めることとした。（第六三条～第六五条の二及び第六七条関係）

5　領事局海外邦人安全課を海外邦人緊急事態課に改組するとともに、政策課の所掌事務を改めることとした。（第八四条～第八六条関係）

6　国際情報官三人を一人減員し、二人とすることとした。（第八九条関係）

7　この政令は、令和七年八月一日から施行することとした。

◇日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七四号）（国土交通省）

1　管理有料高速道路に係る料金の徴収期間の基準は、その満了の日が令和二七年九月三〇日以前であることとした。（第五条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七五号）（経済産業省）

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三〇号）の施行期日は、令和七年八月四日とすることとした。

◇情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二七六号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三〇号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第一条～第七条関係）

2　経過措置

法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるものとすることとした。（第八条関係）

3　附則

この政令は、法の施行の日（令和七年八月四日）から施行することとした。（附則関係）

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（財務省）

1　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第一三号）及び下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四一号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条の五、第五条の六の四及び第二七条の一二の五関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和八年一月一日から施行することとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七八号）（公正取引委員会）

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五八号）の施行期日は、令和七年一二月一八日とすることとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（政令第二七九号）（公正取引委員会）

一　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名

題名を「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令」に改めることとした。

2　サイバーセキュリティの確保等として政令で定める目的

サイバーセキュリティの確保等として政令で定める目的は、次に掲げる目的とすることとした。

㈠　スマートフォンの動作の著しい遅延又は停止その他のスマートフォンの異常な動作の防止

㈡　スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止

3　同一の商品又は役務を関連ウェブページ等で提供する場合に準ずるものとして政令で定める場合

同一の商品又は役務を関連ウェブページ等を通じて提供する場合に準ずる場合は、個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であって本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等を通じて提供する場合とすることとした。

4　スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある個別ソフトウェア（基本動作ソフトウェア関係）

選択の機会が特に確保される必要がある個別ソフトウェアは、次に掲げる個別ソフトウェアとすることとした。

㈠　ブラウザ

㈡　特定の検索エンジンを用いた検索役務の提供を受けるための検索情報の入力の用途に供される個別ソフトウェア

5　スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある役務（ブラウザ関係）

選択の機会が特に確保される必要があるブラウザに係る標準設定に係る役務は、ブラウザに係る標準設定に係る検索エンジンを用いた検索役務とすることとした。

6　審査官の指定

審査官の指定は、事件ごとに、公正取引委員会事務総局の官房に置かれるデジタル・国際総括審議官及び参事官並びに経済取引局（調整課及び企業結合課並びに取引部を除く。）の職員のうち、事件の審査を行うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有するものについて行うこととした。

7　法第七条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第七条第一号（アプリストアの提供等の妨害の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

8　法第七条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第七条第二号（スマートフォンの動作に係る機能の利用妨害の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

9　法第八条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第八条第一号（支払管理役務の利用妨害の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

10　法第八条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法

法第八条第二号（アプリ外取引の制限の禁止）の違反行為に係る課徴金の算定基礎となる売上額の算定の方法等を定めることとした。

11　延滞金の割合

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五二年政令第三一七号）第三二条の規定を準用することとした。

12　還付加算金の割合

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三三条の規定を準用することとした。

13　参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二三年政令第三二二号）の規定を準用することとした。

14　課徴金の一部納付があった場合の延滞金の額の計算等

㈠　延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額は、その納付された課徴金の額を控除した金額とすることとした。

㈡　法第四二条において準用する独占禁止法第六九条第二項の規定により延滞金を併せて納付すべき場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとすることとした。

二　特許登録令の一部改正関係（第二条関係）

特許登録令（昭和三五年政令第三九号）について所要の改正を行うこととした。

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係（第三条関係）

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成一七年政令一四六号）で定める法律に、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五八号）を追加することとした。

四　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正関係（第四条関係）

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第一七号）第一項の表中二の項を削ることとした。

五　公正取引委員会事務総局組織令の一部改正関係（第五条関係）

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。

六　施行期日等（附則関係）

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

2　この政令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日（令和七年一二月一八日）から施行することとした。

◇人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（内閣府本府）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年九月一日とすることとした。

◇人工知能戦略本部令（政令第二八一号）（内閣府本府）

1　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（4において「法」という。）第一九条に規定する人工知能戦略本部（2において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる等とした。（第一条関係）

2　1に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、人工知能戦略本部長が本部に諮って定めることとした。（第二条関係）

3　特定秘密の保護に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

4　この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行することとした。

◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八二号）（総務省）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二〇日とすることとした。

◇狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（厚生労働省）

1　犬の所有者から所在地変更の届出があったときに犬の新所在地を管轄する市町村長から犬の旧所在地を管轄する市町村長に対して行う通知について、厚生労働省令で定める場合には、当該通知を不要とすることとした。（第二条の二第二項関係）

2　この政令は、令和七年九月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（内閣官房）

1　都道府県知事が行う避難住民等の救援として福祉サービスの提供を加えることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十三号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、第二十条第三項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第四条第一項第三号イ中「限る」の下に「。第三十二条第三号イにおいて同じ」を加える。

第十八条中「国際報道官」を「要人往来支援総括官」に、「情報通信課」を「情報システム総括課」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「情報通信課」を「情報システム総括課」に改める。

第二十四条第四号中「及び人物の派遣」を「並びに人物の派遣及び招へい」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　日本事情についての啓発のための措置に関すること（海外に対する啓発の目的をもって行う情報の提供及び人物の招へいに関するものに限る。）。

第二十五条第一号中「本邦の」を削り、同条第三号中「国際報道官」を「広報文化外交戦略課」に改める。

第二十七条第四号中「こと」の下に「（要人往来支援総括官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十八条を次のように改める。

（要人往来支援総括官の職務）

第二十八条　要人往来支援総括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国賓客の接遇に関する事務の処理及び支援並びに総括に関すること。

二　内閣総理大臣、外務大臣、外務副大臣及び外務政務官の外国訪問に関する事務の支援及び総括に関すること。

第二十九条第一項中「六課」を「五課」に、「国連企画調整課」を「国連課」に改める。

第三十一条の二第一号を次のように改める。

一　諸外国の安全保障上の能力強化等に係る協力に係る外交政策に関すること。

第三十一条の二第二号中「前号に規定する事項」を「諸外国の安全保障上の能力強化等に係る協力」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「第一号に規定する事項」を「諸外国の安全保障上の能力強化等に係る協力」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「国連企画調整課」を「国連課」に改め、同条第一号中「（国連政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。

イ　国際平和協力

ロ　国際機関等の行政及び財政

ハ　政治の分野における国際連合の活動

第三十二条第四号中「国際機関等の行政及び財政」を「前号に規定する事項」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「国際機関等の行政及び財政」を「第三号に規定する事項」に改める。

第三十三条を削り、第三十四条を第三十三条とし、第三十四条の二を第三十四条とする。

第五十三条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「四課」の下に「及び欧州経済戦略官一人」を加え、「西欧課」を「欧州第一課」に、「中・東欧課」を「欧州第二課」に改める。

第五十四条第三号中「こと」の下に「（欧州経済戦略官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号から第六号までの規定中「他課」の下に「及び欧州経済戦略官」を加える。

第五十五条（見出しを含む。）中「西欧課」を「欧州第一課」に改め、同条第一号中「、エストニア」及び「、ラトビア、リトアニア」を削る。

第五十六条（見出しを含む。）中「中・東欧課」を「欧州第二課」に改め、同条第一号中「ウクライナ」の下に「、エストニア」を加え、「、ベラルーシ」を削り、「モンテネグロ」の下に「、ラトビア、リトアニア」を加える。

第五十七条第一号中「トルクメニスタン」の下に「、ベラルーシ」を加え、第二章第三節第六款に次の一条を加える。

（欧州経済戦略官の職務）

第五十七条の二　欧州経済戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　欧州連合に関し、経済に関する外交政策に関すること。

二　欧州連合に関し、経済に関する政務の処理に関すること。

第六十三条中「四課」を「五課」に、「政策課　国際経済課」を「総務課　経済外交戦略課　経済安全保障課」に改める。

第六十四条（見出しを含む。）中「政策課」を「総務課」に改める。

第六十五条を次のように改める。

（経済外交戦略課の所掌事務）

第六十五条　経済外交戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係に係る外交政策の基本的な方針の企画及び立案に関すること。

二　対外経済関係のうち特に戦略的に取り組む必要がある課題に関するものに係る外交政策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　対外経済関係のうち特に戦略的に取り組む必要がある課題に関するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　対外経済関係のうち特に戦略的に取り組む必要がある課題に関するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係のうち特に戦略的に取り組む必要がある課題に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。）。

六　対外経済関係のうち特に戦略的に取り組む必要がある課題に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

七　国際経済事情に関する調査を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（経済安全保障課の所掌事務）

第六十五条の二　経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに係る外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　国際経済事情に関する調査を行うこと（対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するものに関するものに限る。）。

第六十七条第一号から第五号までの規定中「連携」の下に「及び経済協力開発機構」を加える。

第八十四条中「海外邦人安全課」を「海外邦人緊急事態課」に改める。

第八十五条第二号から第四号まで、第七号、第八号及び第十三号中「海外邦人安全課」を「海外邦人緊急事態課」に改める。

第八十六条（見出しを含む。）中「海外邦人安全課」を「海外邦人緊急事態課」に改める。

第八十九条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この政令は、令和七年八月一日から施行する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十四号

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第一項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされる日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百一号）第一条の規定による改正前の道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「管理有料高速道路承継会社（法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。）の成立の日から起算して二十年を超えない」を「令和二十七年九月三十日以前である」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十五号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年八月四日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十六号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条第一項及び第六条第一項、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第六項、第五十四条第七項、第六十一条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項第二号及び第七十二条第二号、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第三項第一号イ、ヘ及びト並びに第八項第二号から第四号まで並びに第八十六条第二項、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十二条第四項、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十六条の四第六項、第十六条の六第四項及び第十九条第六項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「第八条第三号」を「第五条第三号」に改め、同条中「法第八条第三号」を「情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第五条第三号」に改め、同条を第一条とする。

第三条第一項中「第十三条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第三項」を「第二十六条第三項」に、「第十三条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第二十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第三十七条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に、「第五十三条第四項」を「第五十一条第四項」に、「以下」を「次条第一項において」に、「第十二条」を「第十一条」に、「通則法第四十四条第一項」を「同項」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第五十三条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第一号中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同条第二号中「第五十二条第二号及び第三号」を「第五十条第二号及び第四号」に改め、同条に次の一号を加える。

三　法第五十条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定

第十一条を第十条とする。

第十二条中「第九条第一項及び第十条」を「第八条第一項及び第九条」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の十四条を加える。

（情報処理推進債券の形式）

第十二条　情報処理推進債券は、無記名利札付きとする。

（情報処理推進債券の発行の方法）

第十三条　情報処理推進債券の発行は、募集の方法による。

（情報処理推進債券申込証）

第十四条　情報処理推進債券の募集に応じようとする者は、情報処理推進債券申込証に、その引き受けようとする情報処理推進債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある情報処理推進債券（次条第二項において「振替情報処理推進債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該情報処理推進債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を情報処理推進債券申込証に記載しなければならない。

3　情報処理推進債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　情報処理推進債券の名称

二　情報処理推進債券の総額

三　各情報処理推進債券の金額

四　情報処理推進債券の利率

五　情報処理推進債券の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　情報処理推進債券の発行の価額

八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十　応募額が情報処理推進債券の総額を超える場合の措置

十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（情報処理推進債券の引受け）

第十五条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が情報処理推進債券を引き受ける場合又は情報処理推進債券の募集の委託を受けた会社が自ら情報処理推進債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替情報処理推進債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替情報処理推進債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

（情報処理推進債券の成立の特則）

第十六条　情報処理推進債券の応募総額が情報処理推進債券の総額に達しないときでも情報処理推進債券を成立させる旨を情報処理推進債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて情報処理推進債券の総額とする。

（情報処理推進債券の払込み）

第十七条　情報処理推進債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各情報処理推進債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第十八条　機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、情報処理推進債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（情報処理推進債券原簿）

第十九条　機構は、主たる事務所に情報処理推進債券原簿を備えて置かなければならない。

2　情報処理推進債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　情報処理推進債券の発行の年月日

二　情報処理推進債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、情報処理推進債券の数及び番号）

三　第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項（利札が欠けている場合）

第二十条　情報処理推進債券を償還する場合において欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

（情報処理推進債券の発行の認可）

第二十一条　機構は、法第五十四条第一項の規定により情報処理推進債券の発行の認可を受けようとするときは、情報処理推進債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　情報処理推進債券の発行を必要とする理由

二　第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三　情報処理推進債券の募集の方法

四　情報処理推進債券の発行に要する費用の概算額

五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする情報処理推進債券申込証

二　情報処理推進債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　情報処理推進債券の引受けの見込みを記載した書面

（指定高速情報処理用半導体の種類）

第二十二条　法第六十一条第一項の政令で定める半導体の種類は、演算を行う半導体及び記憶を行う半導体とする。

（指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人）

第二十三条　法第六十八条第一項の政令で定める国立研究開発法人は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

（その生産施設の設置が先端半導体・人工知能関連技術措置の対象となる当該生産施設で生産されるもの）

第二十四条　法第六十九条第一項第二号の政令で定めるものは、先端的な半導体の生産に必要な原材料、部品及び設備とする。

（法第七十二条第二号の政令で定める経費）

第二十五条　法第七十二条第二号の政令で定める経費は、先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関する諸費とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第五項第六号中「第八項第五号」を「第九項第五号」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第八号中「第二号」の下に「並びに第五十一条の二第一項第二号及び第二項第二号」を「委託費」の下に「（同条第一項第二号及び第二項第二号に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項第九号中「次号」の下に「及び第五十一条の二第二項第一号」を加え、同項第十一号中「補助金」の下に「（第五十一条の二第三項第一号に該当するものを除く。）」を、「委託費」の下に「（同号に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第八十五条第三項第一号イに規定する出資金の出資又は交付金の交付で政令で定めるものは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金（前項に規定する業務に係るものに限る。）の出資又は交付金（第五十一条の二第一項第二号に該当するものを除く。）の交付とする。

第五十一条第一項第八号及び第十四号中「次条第一項第六号」を「第五十二条第一項第六号」に改め、同条第七項第一号中「次条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（先端半導体・人工知能関連技術対策に係る財政上の措置等）

第五十一条の二　法第八十五条第八項第二号に規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　先端的な半導体又はその生産に必要な原材料、部品若しくは設備（次号において「先端的な半導体等」という。）の生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置に要する費用に係る補助金の交付

二　先端的な半導体等に係る技術の開発に要する費用に係る補助金若しくは委託費の交付又は先端的な半導体等に係る技術の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人産業技術総合研究所若しくは国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付

2　法第八十五条第八項第三号に規定する補助又は出資金の出資で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　先端的な電子計算機の導入に要する費用に係る補助金の交付

二　人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。次項第一号において同じ。）を活用して同条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第十二号に掲げる業務に係る独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資

3　法第八十五条第八項第四号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術の利用の促進を図るために行う調査に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

二　情報処理の促進に関する法律第四十七条第一項第十六号に掲げる業務に要する費用に係る補助金の交付

第五十二条第一項第一号ロ中「第五十条第七項第一号」を「第五十条第八項第一号」に、「同条第九項第一号」に「同条第九項第二号」を「同条第十項第二号」に改め、同項第二号中「第五十条第七項第十号」を「第五十条第八項第十号」に、「第八項第七号」を「第九項第七号」に、「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項第三号中「前条第七項第一号イ」を「第五十一条第七項第一号イ」に改め、同項第四号中「前条第七項第十九号」を「第五十一条第七項第十九号」に改め、同項第五号イ中「前条第一項第二号ロ」を「第五十一条第一項第二号ロ」に改め、同号ハ中「前条第三項第二号」を「第五十一条第三項第二号」に改め、同項第六号ロ中「前条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ハ」を「第五十一条第一項第二号ハ」に改め、同号ニ中「前条第四項第九号」を「第五十一条第四項第九号」に改め、同号ホ中「前条第四項第五号」を「第五十一条第四項第五号」に改め、同項第七号ロ中「前条第一項第二号イ」を「第五十一条第一項第二号イ」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ハ」を「第五十一条第一項第二号ハ」に改め、同号ニ中「前条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に改め、同号ホ中「前条第一項第九号」を「第五十一条第一項第九号」に改め、同号チ中「前条第三項第一号」を「第五十一条第三項第一号」に改め、同項第八号イ中「前条第四項第五号」を「第五十一条第四項第五号」に改め、同号ロ中「前条第六項第五号」を「第五十一条第六項第五号」に改め、同号ハ中「前条第七項第一号ロ」を「第五十一条第七項第一号ロ」に改め、同項に次の一号を加える。

十　先端半導体・人工知能関連技術勘定に係る事務　経済産業大臣

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の四の次に次の一条を加える。

第九条の五　令和七年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条並びに附則第九条の二及び第九条の三並びに前条第二項の規定により計算して得た額から、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいう。）に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を控除して計算する。

前項の規定は、令和八年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「第九条の三並びに前条第二項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と、「令和七年度において」とあるのは「令和八年度において」と読み替えるものとする。

附則第十条の三の次に次の一条を加える。

第十条の四　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十九条第三項の規定により令和七年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第四条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二国立研究開発法人産業技術総合研究所の項中「一般会計」の下に「（エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る国庫納付金にあっては、同勘定）」を加える。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第五条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「納付金」の下に「（次項に規定する納付金を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

４　エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る法第十六条の四第五項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。

第七条第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

５　エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。

第十二条第一項第四号中「一般会計」の下に「（エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る国庫納付金にあっては、同勘定）」を加える。

附則第十一条の見出しを「（法第十六条の六第三項の規定による納付金の帰属に関する経過措置）」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

（法第十六条の四第五項の規定による納付金の帰属に関する経過措置）

第十一条　令和六年度の一般会計補正予算（第１号）に計上された費用のうち先端半導体・人工知能関連技術費用（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいい、同項の規定によりこれに関する権利義務がエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属したものに限る。）に係る法第十六条の四第五項の規定による納付金は、第六条第三項の規定にかかわらず、同勘定に帰属するものとする。

第六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）」を削る。

（産業構造審議会令の一部改正）

第七条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項、」を「第七条の七第三項及び」に改め、「及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、同欄に次の一号を加える。

九　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十五条第四項（同法第六十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第二章　経過措置

第八条　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定める。

附　則

この政令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第四項第二号及び第三号中「令和七年」を「令和九年」に改める。

第五条の六の四第一項及び第二十七条の十二の五第一項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改める。

附　則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第五条の五第四項第二号及び第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十八号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日は、令和七年十二月十八日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十九号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令

内閣は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第七条ただし書、第八条第二号、第十二条第一号ロ及び第二号ロ、第十六条第二項、第十九条第一項並びに第四十七条並びに同法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第二項、第七十条第二項及び第七十五条、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二十七条第三項、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第四条第一項及び第十八条並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令の一部改正）

第一条　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和六年政令第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令

本則の表検索エンジンの項中「いう」の下に「。第四条第二号及び第五条において同じ」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（特定ソフトウェア事業者の指定に係る事業の規模）」を付し、同条の次に次の十三条を加える。

（サイバーセキュリティの確保等として政令で定める目的）

第二条　法第七条ただし書の政令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一　スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止

二　スマートフォンを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止

（同一の商品又は役務を関連ウェブページ等を通じて提供する場合に準ずるものとして政令で定める場合）

第三条　法第八条第二号の政令で定める場合は、個別アプリ事業者が本個別ソフトウェア（同号に規定する本個別ソフトウェアをいう。以下この条及び第十条第一項第一号イにおいて同じ。）を通じて提供していない商品又は役務であって本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等（法第八条第二号に規定する関連ウェブページ等をいう。同項第一号イにおいて同じ。）を通じて提供する場合とする。

（スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要がある個別ソフトウェア）

第四条　法第十二条第一号ロの政令で定める個別ソフトウェアは、次に掲げる個別ソフトウェアとする。

一　ブラウザ

二　特定の検索エンジンを用いた検索役務の提供を受けるための検索情報（法第二条第六項に規定する検索情報をいう。）の入力の用途に供される個別ソフトウェア（スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるブラウザに係る標準設定に係る役務）

第五条　法第十二条第二号ロの政令で定める役務は、ブラウザに係る標準設定に係る検索エンジンを用いた検索役務とする。

（審査官の指定）

第六条　法第十六条第二項の規定による審査官の指定は、事件ごとに、公正取引委員会事務総局の官房に置かれるデジタル・国際総括審議官及び参事官並びに経済取引局（調整課及び企業結合課並びに取引部を除く。）の職員のうち、事件の審査を行うため必要な法律及び経済に関する知識経験を有するものについて行うものとする。

（法第七条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法）

第七条　法第七条（第一号に係る部分に限る。）に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等（違反行為をした指定事業者（法第三条第二項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）及びその特定非違反供給子会社等（法第十九条第一項に規定する特定非違反供給子会社等をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が他の者に供給した次に掲げるものの対価の額について一般に公正妥当と認められる会計処理の基準として公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額の合計額

イ　当該指定事業者の指定（法第三条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る基本動作ソフトウェアを通じてスマートフォンの利用者に提供するアプリストア

ロ　個別アプリ事業者がイに掲げるアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供し、又は当該個別ソフトウェアを通じて商品若しくは役務を提供するために利用する商品又は役務

ハ　違反指定事業者等以外の事業者がイ又はロに掲げるものを提供するために利用する商品又は役務

二　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号ロに掲げる商品又は役務（当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。）の対価の額について同号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額

2　違反指定事業者等が他の者に供給する前項第一号イからハまでに掲げるものの対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イからハまでに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イからハまでに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた同号イからハまでに掲げるものの供給の対価の額を用いる。

3　違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給する第一項第一号ロに掲げる商品又は役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、当該違反行為に係る違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等に供給した当該商品又は役務の対価の額と当該違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等と締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項第二号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額を用いる。

（法第七条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法）

第八条　法第七条（第二号に係る部分に限る。）に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等（違反行為をした指定事業者及びその特定非違反供給子会社等をいう。以下この条において同じ。）が他の者に供給した次に掲げるものの対価の額について前条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額の合計額

イ　当該指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能（当該違反行為に係るものに限る。）を利用してスマートフォンの利用者に提供する個別ソフトウェア又は当該個別ソフトウェアを通じてスマートフォンの利用者に提供する商品若しくは役務

ロ　イに掲げる個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者以外の事業者が当該個別ソフトウェアを通じて商品又は役務（広告の表示を含む。）を提供するために利用する商品又は役務

ハ　違反指定事業者等以外の事業者がイ又はロに掲げるものを提供するために利用する商品又は役務

二　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号ロに掲げる商品又は役務（当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。）の対価の額について前条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額

2　違反指定事業者等が他の者に供給する前項第一号イからハまでに掲げるものの対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イからハまでに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イからハまでに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において当該指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給する第一項第一号ロに掲げる商品又は役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、当該違反行為に係る違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等に供給した当該商品又は役務の対価の額と当該違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等と締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同項第二号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額を用いる。

3　違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給する第一項第一号ロに掲げる商品又は役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、当該違反行為に係る違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等に供給した当該商品又は役務の対価の額と当該違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等と締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額を用いる。

（法第八条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法）

第九条　法第八条（第一号に係る部分に限る。）に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等（違反行為をした指定事業者及びその特定非違反供給子会社等をいう。以下この条において同じ。）が他の者に供給した次に掲げるものの対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額の合計額

イ　個別アプリ事業者が当該指定事業者の指定に係るアプリストアを通じて提供する個別ソフトウェアを通じて提供する商品又は役務の対価の支払を受けるために利用する支払管理役務（法第八条第一号イに規定する支払管理役務をいう。）

ロ　違反指定事業者等以外の事業者がイに掲げる支払管理役務を提供するために利用する商品又は役務

二　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号イに掲げる支払管理役務（当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該支払管理役務を供給するために当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。）の対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額

2　違反指定事業者等が他の者に供給する前項第一号イ又はロに掲げるものの対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イ又はロに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額を用いる。

3　違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給する第一項第一号イに掲げる支払管理役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、当該違反行為に係る違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等と締結した契約により定められた当該支払管理役務の供給の対価の額と当該違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等に供給した当該支払管理役務の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同項第二号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該支払管理役務の供給の対価の額を用いる。

（法第八条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法）

第十条　法第八条（第二号に係る部分に限る。）に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等（違反行為をした指定事業者及びその特定非違反供給子会社等をいう。以下この条において同じ。）が他の者に供給した次に掲げる商品又は役務の対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額の合計額

イ　個別アプリ事業者又は関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供するために利用する商品又は役務

ロ　違反指定事業者等以外の事業者がイに掲げる商品又は役務を提供するために利用する商品又は役務

二　当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号イに掲げる商品又は役務（当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。）の対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従って算定した額

2　違反指定事業者等が他の者に供給する前項第一号イ又はロに掲げるものの対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イ又はロに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額を用いる。

3　違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給する第一項第一号イに掲げる商品又は役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、当該違反行為に係る違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等に供給した当該商品又は役務の対価の額と当該違反行為期間において当該指定事業者が当該特定非違反供給子会社等と締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項の算定においては、同項第二号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額を用いる。

（延滞金の割合）

第十一条　法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第六十九条第二項の政令で定める割合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）第三十二条の規定を準用する。

（還付加算金の割合）

第十二条　法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条第二項の政令で定める割合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三十三条の規定を準用する。

（参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求）

第十三条　法第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第七十五条の規定による参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の規定を準用する。この場合において、同令第一条第二項中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第十六条第一項第一号」と、「法第四十七条第一項第二号」とあるのは「同法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（課徴金の一部納付があった場合の延滞金の額の計算等）

第十四条　延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額は、その納付された課徴金の額を控除した金額とする。

2　法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第二項の規定により延滞金を併せて納付すべき場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

（特許登録令の一部改正）

第二条　特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「第百条第三項」の下に「又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第五十八条第三項」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第三条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百七十三　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）

（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正）

第四条　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令（令和三年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

第五条　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「規定による指定に関すること」を「施行に関すること（官房の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第四条第一項第四号中「官房」の下に「及び経済取引局」を加え、同項第八号中「こと」の下に「（経済取引局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五条第三項中「（令和六年法律第五十八号）」を削る。

第十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行に関すること（官房の所掌に属するものを除く。）。

第十八条中「、第十号、第十二号及び第十三号」を「及び第十号から第十三号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　第四条の規定の施行前にした行為に係る特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第六条第一項及び第四項、第八条第一項、第十条第三項並びに第十二条第二項及び第三項の規定による勧告、命令、報告及び検査その他の行為については、なお従前の例による。

3　第四条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十号

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂

人工知能戦略本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十一号

人工知能戦略本部令

内閣は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条　人工知能戦略本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2　専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査会の委員は、非常勤とする。

4　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（本部の運営）

第二条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、人工知能戦略本部長が本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

2　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「船舶活用医療推進本部」の下に「、人工知能戦略本部」を加える。

内閣総理大臣　石破　茂

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十二号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二十日とする。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十三号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「ともに」の下に「、厚生労働省令で定める場合を除き」を加える。

附　則

この政令は、令和七年九月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　福祉サービスの提供

第五十二条の表第九条第一号及び第四号、第二十四条（見出しを含む。）、第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条の見出しの項中「第九条第一号及び第四号」を「第九条第二号及び第五号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

府令・省令

○内閣府・総務省・経済産業省令第二号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令

内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則（令和二年総務省・経済産業省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家戦略特別区域法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準は、認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体が、次の各号のいずれにも該当することとする。 ［一・二　略］ 三　サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 ［四～九　略］	国家戦略特別区域法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準は、認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体が、次の各号のいずれにも該当することとする。 ［一・二　同上］ 三　サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 ［四～九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（原簿科目及び補助簿科目） **第五条**　令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、エネルギー需給勘定にあっては別表第三、電源開発促進勘定にあっては別表第四、原子力損害賠償支援勘定にあっては別表第五、先端半導体・人工知能関連技術勘定にあっては別表第六に掲げるものとする。 2　（略） **第六条**　所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第七に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。	（原簿科目及び補助簿科目） **第五条**　令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、エネルギー需給勘定にあっては別表第三、電源開発促進勘定にあっては別表第四、原子力損害賠償支援勘定にあっては別表第五に掲げるものとする。 2　（略） **第六条**　所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第六に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

別表第三（第五条関係）

借方科目	（略）
貸方科目	燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化対策費 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費

別表第三（第五条関係）

借方科目	（略）
貸方科目	燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化対策費 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	
脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構施設整備費	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構船舶建造費	
脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資	
脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	
石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	
脱炭素成長型経済構造移行推進先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	
国債整理基金特別会計へ繰入	
脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	
脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構施設整備費	
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構船舶建造費	
脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資	
脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	（新設）
（新設）	
国債整理基金特別会計へ繰入	
脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	

別表第六（第五条関係）

整理科目	
（略）	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入
	脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入
	事務取扱費
	諸支出金
	脱炭素成長型経済構造移行推進書支出金

別表第七　（略）

別紙様式第１号（第３条関係）

（略）

借方科目	貸方科目
財政投融資特別会計より受入	先端半導体・人工知能関連技術対策費
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費
	エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
	独立行政法人情報処理推進機構出資

（新設）

整理科目	
（略）	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入
	脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入
	事務取扱費
	諸支出金
	脱炭素成長型経済構造移行推進書支出金

別表第六　（略）

別紙様式第１号（第３条関係）

（略）

備考 1～3　（略） 4　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。	備考 1～3　（略） 4　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。
別紙様式第２号（第３条関係） （略） 備考 1～3　（略） 4　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。	**別紙様式第２号**（第３条関係） （略） 備考 1～3　（略） 4　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。
別紙様式第３号（第７条関係） （略） 備考 1　（略） 2　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。	**別紙様式第３号**（第７条関係） （略） 備考 1　（略） 2　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。
別紙様式第４号（第７条関係） （略） 備考 1　（略） 2　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。	**別紙様式第４号**（第７条関係） （略） 備考 1　（略） 2　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。
別紙様式第５号（第７条関係） （略） 備考 1　（略） 2　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定の別を記入する。	**別紙様式第５号**（第７条関係） （略） 備考 1　（略） 2　（　）内には、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定又は原子力損害賠償支援勘定の別を記入する。

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十三号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十三条の二の八　法別表七十八の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ［二　略］ 三　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 四　情報処理の促進に関する法律第十六条の情報処理安全確保支援士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務	**第四十三条の二の八**　［同上］ 一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ［二　同上］ 三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 四　情報処理の促進に関する法律第十九条の情報処理安全確保支援士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五　情報処理の促進に関する法律第十七条（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務 ［六・七　略］	五　情報処理の促進に関する法律第二十条（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務 ［六・七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第百六条　第二条の表百四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　情報処理の促進に関する法律第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報 二　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報 ［三・四　略］	**第百六条**　［同上］ 一　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報 二　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○デジタル庁経済産業省令第二号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（令和二年経済産業省令第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法第五十一条第一項第一号に規定するプログラムの開発に関する事項 二　法第五十一条第一項第二号に規定するプログラムの普及に関する事項 三　法第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する債務の保証に関する事項 四　法第五十一条第一項第五号に規定する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の事業の適正な実施に必要な能力の評価に関する事項 五　法第五十一条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項 六　法第五十一条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項 七　法第五十一条第一項第八号に規定する異なる複数の情報システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携の促進に関する事項 八　法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関するデータの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力に関する事項	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法第五十一条第一項第一号に規定するプログラムの開発に関する事項 二　法第五十一条第一項第二号に規定するプログラムの普及に関する事項 三　法第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する債務保証に関する事項 四　法第五十一条第一項第五号に規定する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の事業の適正な実施に必要な能力の評価に関する事項 五　法第五十一条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項 （新設） 六　法第五十一条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項 七　法第五十一条第一項第八号に規定する異なる複数の情報システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携の促進に関する事項 八　法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関するデータの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力に関する事項

十	法第四十七条第一項第十一号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項
十一	法第四十七条第一項第十二号に規定する債務の保証に関する事項
十二	法第四十七条第一項第十三号に規定する資金の出資並びに施設及び設備の現物出資に関する事項
十三	法第四十七条第一項第十四号に規定する劣後特約付社債の取得及び劣後特約付金銭消費貸借による取組資金の貸付けに関する事項
十四	法第四十七条第一項第十五号に規定する債務の保証に関する事項
十五	法第四十七条第一項第十六号に規定する利子補給金の支給に関する事項
十六	法第四十七条第一項第十七号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項
十七	法第四十七条第一項第十八号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項
十八	法第四十七条第一項第十九号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項
十九	法第四十七条第一項第二十号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項
二十	法第四十七条第一項第二十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項
二十一	法第四十七条第一項第二十二号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項
二十二	法第四十七条第一項第二十三号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項
二十三	法第四十七条第一項第二十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
二十四	法第四十七条第一項第二十五号に規定する附帯する業務に関する事項
二十五	法第四十七条第二項に規定する事務に関する事項
二十六～二十八	（略）

（中期計画の認可の申請）

第二条　（略）

2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第四十七条第一項第五号、第九号、第十号及び第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項　経済産業大臣及び内閣総理大臣

第九条　（略）

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二　法第四十七条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務により取得した株式又は持分については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有

九	法第五十一条第一項第十号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力に関する事項

（新設）

十	法第五十一条第一項第十一号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項

（新設）

十一	法第五十一条第一項第十二号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項

（新設）

十二	法第五十一条第一項第十三号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項
十三	法第五十一条第一項第十四号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項
十四	法第五十一条第一項第十五号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項
十五	法第五十一条第一項第十六号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項
十六	法第五十一条第一項第十七号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項
十七	法第五十一条第一項第十八号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項
十八	法第五十一条第一項第十九号に規定する附帯する業務に関する事項
十九	法第五十一条第二項に規定する事務に関する事項
二十～二十二	（略）

（中期計画の認可の申請）

第二条　（略）

2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項　経済産業大臣及び内閣総理大臣

第九条　（略）

（新設）

する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第五条に規定する不開示情報又は不開示情報以外の情報であって当該情報を開示することにより不開示情報が明らかになるおそれがある情報（以下この条において「不開示情報等」という。）が含まれている場合には、不開示情報等については同基準を適用しないことができる。

（損益計算書に計上しない損益）

第九条の三　機構は、次に掲げる損益については、損益計算書には計上せず、当該損益の額と同額を資本剰余金に対する加算又は控除として計上するものとする。

一　法第四十七条第一項第十二号に規定する業務及び同項第十五号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に係る損益（財務収益、債務保証料及び償却債権取立益に係るものを除く。）

二　法第四十七条第一項第十三号及びこれに附帯する業務に係る損益（財務収益に係るものを除く。）

三　法第四十七条第一項第十四号に規定する業務及びこれに附帯する業務に係る損益（財務収益に係るものを除く。）

（積立金の処分に係る申請の添付書類）

第十五条　施行令第七条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（共通的な経費の配賦基準）

第十六条　機構は、法第五十条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

（新設）

（積立金の処分に係る申請の添付書類）

第十五条　施行令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（共通的な経費の配賦基準）

第十六条　機構は、法第五十二条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

（区分経理）

第十七条　機構は、法第五十条第四号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第四十七条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「第一種債務保証業務」という。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（第一種信用基金の増減）

第十八条　法第五十二条第一項の第一種信用基金は、毎事業年度、第一種債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、第一種債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2　前項の第一種信用基金の額は、法第五十二条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

（第二種信用基金の増減）

第十九条　法第五十三条第一項の第二種信用基金は、毎事業年度、法第四十七条第一項第十二号及び第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下この条において「第二種債務保証業務」という。）に係る経理の損益計算により生じた利益の額（第九条の三の規定により加算として計上した額（同条第一号に係るものに限る。）がある場合には、当該額に相当する額を当該利益の額に加算した額）により増加するものとし、第二種債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額（同条の規定により控除として計上した額（同条第一号に係るものに限る。）がある場合には、当該額に相当する額を当該損失の額から控除した額）により減少するものとする。

（区分経理）

第十七条　機構は、法第五十二条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第五十一条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「債務保証業務」という。）に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（信用基金の増減）

第十八条　法第五十四条第一項の信用基金は、毎事業年度、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2　前項の信用基金の額は、法第五十四条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

（新設）

（長期借入金の認可の申請）

第二十条　機構は、法第五十四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項

（償還計画の認可の申請）

第二十一条　機構は、法第五十六条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
二　情報処理推進債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み
三　長期借入金及び情報処理推進の償還の方法及び期限
四　その他必要な事項

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

（新設）

（新設）

省　令

○総務省令第七十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十七条の三第二項及び第三項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日　　総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の実施に関する方針の公表方法） **第六十一条の四**　法第百六十七条の三第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	［新設］
（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の結果の公表方法） **第六十一条の五**　法第百六十七条の三第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年八月二十日）から施行する。

○外務省令第十四号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日　　外務大臣　岩屋　毅

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報システム総括企画官、監査官、情報システム経理官及び企画官） **第三条**　情報システム総括課に、情報システム総括企画官、監査官、情報システム経理官及び企画官それぞれ一人を置く。 ［削る］	（デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官） **第三条**　情報通信課に、デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官それぞれ一人を置く。
2　［削る］	2　デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外務省の所掌事務のデジタル化についての企画及び立案並びにその実施の調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。 二　前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。
3　監査官は、命を受けて、外務省の情報システムに係る情報の安全の確保に関する監査に関する事務をつかさどる。	3　デジタル化推進室に、室長を置く。
4　情報システム経理官は、命を受けて、外務省の情報システムの整備及び管理のための経理に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	4　情報通信システム統括企画官は、命を受けて、外務省の情報システム及び通信システムに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
5　企画官は、命を受けて、情報システム総括課の所掌事務のうち外交上の通信システムに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。 （儀典調整官及び儀典官） **第十条**　大臣官房に、儀典調整官一人及び儀典官二人を置く。 2　［略］ 3　儀典官は、命を受けて、要人往来支援総括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。 （国際安全・治安対策協力室及び宇宙・海洋安全保障政策室並びに企画官） **第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室及び宇宙・海洋安全保障政策室並びに企画官一人を置く。	5　監査官は、命を受けて、電信の符号に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。 ［新設］ 6　企画官は、命を受けて、情報セキュリティに関する重要事項についての企画及び立案に参画する。 （儀典調整官及び儀典官） **第十条**　大臣官房に、儀典調整官一人及び儀典官二人を置く。 2　［同上］ 3　儀典官は、命を受けて、儀典総括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。 （国際安全・治安対策協力室、宇宙・海洋安全保障政策室） **第十二条**　安全保障政策課に、国際安全・治安対策協力室、宇宙・海洋安全保障政策室及び経済安全保障政策室を置く。

改正後	改正前
2～5　［略］ 6　企画官は、命を受けて、安全保障政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。	2～5　［同上］ 6　経済安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち経済、技術、サイバーその他の事項に関する新たな安全保障上の課題に関するものの企画及び立案に関すること。 二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。 7　経済安全保障政策室に、室長を置く。 （国連制裁室） **第十三条**　国連政策課に、国連制裁室を置く。 ［新設］
［削る］ （国連政策室及び国連制裁室並びに企画官） **第十三条**　国連課に、国連政策室及び国連制裁室並びに企画官1人を置く。 2　国連政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策のうち国際連合安全保障理事会に係るものの企画及び立案に関すること。 二　政治の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関すること。 三　前号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。 四　第二号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。 五　第二号に規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。 六　前三号に掲げるもののほか、第二号に規定する事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること（国連制裁室の所掌に属するものを除く。）。 3　国連政策室に、室長を置く。 ［新設］	

4　国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］
二　［略］
三　［略］
5　国連制裁室に、室長を置く。
6　企画官は、命を受けて、国連課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
［削る］

（中東欧バルト室及び地域調整官）
第二十八条　欧州第二課に、中東欧バルト室及び地域調整官一人を置く。
2　中東欧バルト室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　ウクライナ、エストニア、ブルガリア、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア及びルーマニアに関する外交政策に関すること。
二　前号に掲げる諸国に関する政務の処理に関すること。
3　中東欧バルト室に、室長を置く。
4　地域調整官は、命を受けて、欧州第二課の所掌事務のうち特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
（官民連携推進室及び企画官）
第三十四条　総務課に、官民連携推進室及び企画官一人を置く。
2　官民連携推進室は、対外経済関係に関する対外関係事務のうち対内直接投資に関する事務並びに日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事務（対外経済関係に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　［同上］
4　資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
二　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。
三　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。
四　日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること（エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関するものに限る。）。
五　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
六　エネルギー資源その他の資源に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る国際経済事情に関する調査を行うこと。
5　資源安全保障室に、室長を置く。
6　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

2　国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置の実施に関すること。
二　国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置に関する調査及び研究に関すること。
三　前二号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
3　国連制裁室に、室長を置く。
［新設］

（企画官）
第二十八条　政策課に、企画官一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（地域調整官）
第二十八条の二　中・東欧課に、地域調整官一人を置く。
［新設］
2　地域調整官は、命を受けて、中・東欧課の所掌事務のうち特定の地域に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
（官民連携推進室及び資源安全保障室並びに企画官）
第三十四条　政策課に、官民連携推進室及び資源安全保障室並びに企画官二人を置く。
2　官民連携推進室は、日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事務（対外経済関係に関するものに限り、他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　［略］
［削る］

［削る］
4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第三十五条　削除

（欧州連合経済室及び経済協力開発機構室）

第三十五条　国際経済課に欧州連合経済室及び経済協力開発機構室を置く。

2　欧州連合経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関する外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三　日本国政府を代表して行う欧州連合との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、欧州連合に関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　国際経済事情のうち欧州連合に関する調査を行うこと。

3　欧州連合経済室に、室長を置く。

4　経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三　日本国政府を代表して行う経済協力開発機構への参加及び経済協力開発機構との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、経済協力開発機構に関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　経済協力開発機構室に、室長を置く。

5　経済協力開発機構室に、室長を置く。

（企画官）

第三十七条　経済連携課に、企画官一人を置く。

（資源安全保障室及び企画官）

第三十七条　経済安全保障課に、資源安全保障室及び企画官一人を置く。

2　資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに係る外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。

四　日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに係る国際経済事情に関する調査を行うこと。

3　資源安全保障室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、経済安全保障課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（経済協力開発機構室及び企画官）
第三十八条　経済連携課に、経済協力開発機構室及び企画官一人を置く。
2　経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する外交政策に関すること。
二　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。
三　日本国政府を代表して行う経済協力開発機構への参加及び経済協力開発機構との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。
四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、経済協力開発機構に関するものに限る。）。
五　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
3　経済協力開発機構室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（海外邦人安全支援室及び邦人援護官）
第四十七条　海外邦人緊急事態課に、海外邦人安全支援室及び邦人援護官二人を置く。
2　海外邦人安全支援室は、海外における邦人の援護に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　［略］

2　企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
第三十八条　削除

（邦人テロ対策室及び邦人援護官）
第四十七条　海外邦人安全課に、邦人テロ対策室及び邦人援護官二人を置く。
2　邦人テロ対策室は、海外におけるテロ事件その他の重要な犯罪事件に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　［同上］

3　海外邦人安全支援室に、室長を置く。
4　［略］

3　邦人テロ対策室に、室長を置く。
4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年八月一日から施行する。

○文部科学省令第一号
環境省令第一号
経済産業省

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令（令和五年文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五十二条第一項第二号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省・環境省令第四号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一　特別会計に関する法律施行令第五十条第九項第七号及び第八号に規定する補助金の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの　文部科学大臣 二　（略）	特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五十二条第一項第二号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省・環境省令第四号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一　特別会計に関する法律施行令第五十条第八項第七号及び第八号に規定する補助金の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの　文部科学大臣 二　（略）

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○厚生労働省令第八十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
福島県	（略）	（略）
	西白河郡	西郷村
	（略）	（略）
茨城県	（略）	（略）
	猿島郡	境町
	北相馬郡	利根町
（略）	（略）	（略）

改正前		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
福島県	（略）	（略）
	西白川郡	西郷村
	（略）	（略）
茨城県	（略）	（略）
	北相馬郡	利根町
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和七年九月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十一号

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第二条の二第二項及び第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の消除）	（登録の消除）
第十条　法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号。第十六条の五及び第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。	**第十条**　法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号。第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　その犬に関して第十六条の六の通知を受けた場合	二　その犬に関して第十六条の五の通知を受けた場合
三　その犬に関して動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二十一条の九第三項の通知を受けた場合であつて、かつ、犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項又は第三項の通知を受けた場合	（新設）
（犬の所在地の変更に係る通知の免除）	（新設）
第十六条の五　令第二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、犬の旧所在地を管轄する市町村長が動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の九第三項の通知を受けた場合であつて、かつ、犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項又は第三項の通知を受けた場合とする。	
第十六条の六・第十六条の七　（略）	**第十六条の五・第十六条の六**　（略）

附　則

この省令は、令和七年九月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） 2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかを満たす事業主であること。 (i)・(ii)　（略） (iii)　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十八条の認定を受けた事業主であること。 (iv)　（略） ニ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に将来において成長発展が期待される分野等に関連する職業訓練等（職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであつて、学校教育法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものに限る。以下この条において「成長分野等人材訓練」という。）を受けさせる事業主（当該成長分野等人材訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。 ホ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)～(3)　（略） へ　（略） 二　（略） 3～6　（略）	附　則 （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） 2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかを満たす事業主であること。 (i)・(ii)　（略） (iii)　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条の認定を受けた事業主であること。 (iv)　（略） ニ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に将来において成長発展が期待される分野等に関連する職業訓練等（職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであつて、学校教育法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものに限る。以下この条において「成長分野等人材訓練」という。）を受けさせる事業主（当該成長分野等人材訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。 ホ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)～(3)　（略） へ　（略） 二　（略） 3～6　（略）

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○経済産業省令第五十八号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第五号中「（昭和四十五年政令第二百七号）第六条第二項」を「（昭和四十五年政令第二百七号）第五条第二項」に改める。

第八条、第九条、第十条及び第十一条中「第三十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正）

第二条　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第六号中「第二十九条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○経済産業省令第五十九号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　情報処理安全確保支援士（第一条―第三十六条） 第二章　情報処理技術者試験（第三十七条―第三十九条） 第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第四十条―第四十六条） 第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務（第四十七条―第五十一条） 第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等（第五十二条―第五十八条） 附則	目次 第一章　情報処理安全確保支援士（第一条―第三十六条） 第二章　情報処理技術者試験（第三十七条―第三十九条） 第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第四十条―第四十六条） 第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務（第四十七条・第四十八条） （新設） 附則
第一章　情報処理安全確保支援士 （情報処理安全確保支援士の資格） **第一条**　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第四条の経済産業省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。 一　（略） 二　法第六条第二項の規定に基づき情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）の全部を免除した者（法第五条第一号の経済産業省令で定める者） **第一条の二**　法第五条第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 2　（略） （情報処理安全確保支援士試験の免除） **第三条**　法第六条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の全部を免除する資格を有する者は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、前条第一項各号に規定する科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者（修了した日の翌日から起算して一年以内に第三項又は第四項の申請をする場合に限る。）とする。 2　法第六条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。 一～五　（略） 3　法第六条第二項の免除（機構が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。 4　（略） （試験事務規程の認可の申請） **第五条**　機構は、法第八条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に支援士試験事務の実施に関する規程（以下「支援士試験事務規程」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。 2　機構は、法第八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） （試験事務規程の記載事項） **第六条**　法第八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） （受験停止の処分等の報告） **第十一条**　機構は、法第九条第三項の規定により、支援士試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）	**第一章**　情報処理安全確保支援士 （情報処理安全確保支援士の資格） **第一条**　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第七条の経済産業省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。 一　（略） 二　法第九条第二項の規定に基づき情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）の全部を免除した者（法第八条第一号の経済産業省令で定める者） **第一条の二**　法第八条第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 2　（略） （情報処理安全確保支援士試験の免除） **第三条**　法第九条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の全部を免除する資格を有する者は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、前条第一項各号に規定する科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者（修了した日の翌日から起算して一年以内に第三項又は第四項の申請をする場合に限る。）とする。 2　法第九条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。 一～五　（略） 3　法第九条第二項の免除（機構が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。 4　（略） （試験事務規程の認可の申請） **第五条**　機構は、法第十一条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に支援士試験事務の実施に関する規程（以下「支援士試験事務規程」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。 2　機構は、法第十一条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） （試験事務規程の記載事項） **第六条**　法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） （受験停止の処分等の報告） **第十一条**　機構は、法第十二条第三項の規定により、支援士試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）

（受験禁止の処分の通知）

第十二条　経済産業大臣は、機構が支援士試験事務を行う場合において、法第九条第二項の処分を行ったときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一・二　（略）

（受験手数料等の納付）

第十四条　法第十条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては第七条第一項に規定する受験願書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

２・３　（略）

（登録事項等）

第十七条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

２　経済産業大臣は、機構から第三十六条の報告書の提出があったときは、法第二十三条に基づき機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（以下単に「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（以下単に「特定講習」という。）を修了した者の修了した機構の講習又は特定講習の修了年月日を情報処理安全確保支援士登録簿（以下「登録簿」という。）に記載するものとする。

（登録の更新）

第十九条の二　法第十二条第二項の更新（以下単に「更新」という。）を受けようとする情報処理安全確保支援士は、更新の期限の日の六十日前までに、法第二十三条に基づいて機構の講習又は特定講習を修了し、様式第八による登録更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２・３　（略）

（登録事項の変更の手数料等の納付）

第二十二条　法第十八条に規定する手数料は、国に納付する場合にあっては第二十条に規定する届出書又は前条第一項に規定する申請書にそれぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

２　法第二十条第三項に規定する手数料は、登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

３　（略）

（死亡等の届出）

第二十三条　情報処理安全確保支援士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該情報処理安全確保支援士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第五条第二号又は第三号に該当するに至った場合

（登録の取消しの通知等）

第二十五条　経済産業大臣は、法第十六条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録を取り消された者又は名称の使用を停止された者に通知しなければならない。

２　法第十六条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。

（機構への通知）

第二十六条　経済産業大臣は、機構が登録事務を行う場合において、法第十六条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第二十七条　経済産業大臣は、第二十条の届出があったとき、第二十三条の届出があったとき、第二十四条の届出があったとき、又は法第十六条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、若しくは期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該情報処理安全確保支援士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止をした旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の年月日を記載するものとする。

（登録事務規程の記載事項）

第二十八条　法第二十条第二項において準用する法第八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～八　（略）

（規定の適用）

第三十二条　機構が登録事務を行う場合における第十七条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十三条（同条第二号に該当する場合は除く。）、第二十四条、第二十五条第二項及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「機構」と、第十七条第二項中「機構から第三十六条の報告書の提出があった」とあるのは「第三十六条の報告書を提出した」と、第二十七条中「法第十六条の規定により」とあるのは「法第十六条の規定により経済産業大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

（準用）

第三十三条　第五条、第十五条及び第十六条の規定は、機構が登録事務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「支援士試験事務」とあるのは「登録事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第五条（見出しを含む。）中「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第二十条第二項において準用する法第八条第一項」と、「支援士試験事務の実施に関する規程」とあるのは「登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）の実施に関する規程」と、第十五条第二項中「及び書類」とあるのは「、書類及び情報処理安全確保支援士登録簿」と読み替えるものとする。

（講習）

第三十四条　機構の講習又は特定講習を受講する情報処理安全確保支援士は、法第二十条第二項において準用する法第八条により定められた登録事務規程に従わなければならない。

2　（略）

第二章　情報処理技術者試験

（試験の区分等）

第三十七条　法第二十六条第一項の情報処理技術者試験（以下「技術者試験」という。）の区分、科目並びに対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

2　（略）

（準用）

第三十九条　第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第八条第一項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第八条第一項」と、第六条中「法第八条第二項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第八条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、「様式第四」とあるのは「様

（登録簿の登録の訂正等）

第二十七条　経済産業大臣は、第二十条の届出があったとき、第二十三条の届出があったとき、第二十四条の届出があったとき、又は法第十九条の規定により情報処理安全確保支援士の登録を取消し、若しくは期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該情報処理安全確保支援士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止をした旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の年月日を記載するものとする。

（登録事務規程の記載事項）

第二十八条　法第二十三条第二項において準用する法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一～八　（略）

（規定の適用）

第三十二条　機構が登録事務を行う場合における第十七条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十三条（同条第二号に該当する場合は除く。）、第二十四条、第二十五条第二項及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「機構」と、第十七条第二項中「機構から第三十六条の報告書の提出があった」とあるのは「第三十六条の報告書を提出した」と、第二十七条中「法第十九条の規定により」とあるのは「法第十九条の規定により経済産業大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

（準用）

第三十三条　第五条、第十五条及び第十六条の規定は、機構が登録事務を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「支援士試験事務」とあるのは「登録事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第五条（見出しを含む。）中「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第二十三条第二項において準用する法第十一条第一項」と、「支援士試験事務の実施に関する規程」とあるのは「登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）の実施に関する規程」と、第十五条第二項第二号中「及び書類」とあるのは「、書類及び情報処理安全確保支援士登録簿」と読み替えるものとする。

（講習）

第三十四条　機構の講習又は特定講習を受講する情報処理安全確保支援士は、法第二十条第二項において準用する法第十一条により定められた登録事務規程に従わなければならない。

2　（略）

第二章　情報処理技術者試験

（試験の区分等）

第三十七条　法第二十九条第一項の情報処理技術者試験（以下「技術者試験」という。）の区分、科目並びに対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

2　（略）

（準用）

第三十九条　第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六条中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、「様式第四」とあ

式第十四」と、第十一条中「法第九条第三項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第三項」と、第十二条中「法第九条第二項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第九条第二項」と、第十三条中「様式第十五」とあるのは「様式第十四」と、第十四条中「法第十条第一項」とあるのは「法第二十六条第三項により読み替えられた法第十条第一項」と読み替えるものとする。

第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（認定の申請）

第四十条　法第二十八条の認定を受けようとする事業者は、様式第十六による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の基準）

第四十一条　法第二十八条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1)　（略）

(2)　運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第四十七条第一項第九号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとったもの

ハ～ト　（略）

（認定の更新の申請）

第四十二条　法第二十八条の認定を受けた事業者は、法第二十九条第二項において準用する法第二十八条の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第十七による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定に関する事務）

第四十四条　機構は、法第三十条に規定する認定に関する事務として、申請の受付、法第二十八条の基準に適合するかどうかの審査、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（情報処理システム運用・管理関連保証に係る資金の要件）

第四十六条　法第三十三条第一項の認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金及び運転資金であって、情報処理システムの設計又は開発若しくは導入に係る資金とする。

第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務

（大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備）

第四十七条　法第四十七条第一項第十二号の経済産業省令で定める大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備は、電子計算機（半精度浮動小数

るのは「様式第十四」と、第十一条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

（認定の申請）

第四十条　法第三十一条の認定を受けようとする事業者は、様式第十六による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の基準）

第四十一条　法第三十一条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　（略）

二　次のいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　事業者が、次のいずれにも該当する情報処理システムの運用及び管理（他の事業者に委託する場合を含み、外国政府等による影響を受けている場合を除く。）を行っていること。

(1)　（略）

(2)　運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携によりこれらの者が多様なデータを活用できることを目的として、情報処理システムの運用及び管理を行う者がその開発、運用及び管理を単独で行った場合における収益性が見込めないことその他の理由により、その開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的と認められるデータ連携システムであって、法第五十一条第八号に規定する業務に応じてガイドラインその他の機構が定める文書にのっとったもの

ハ～ト　（略）

（認定の更新の申請）

第四十二条　法第三十一条の認定を受けた事業者は、法第三十二条第二項において準用する法第三十一条の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第十七による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定に関する事務）

第四十四条　機構は、法第三十三条に規定する認定に関する事務として、申請の受付、法第三十一条の基準に適合するかどうかの審査、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十五条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（情報処理システム運用・管理関連保証に係る資金の要件）

第四十六条　法第三十七条第一項の認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金及び運転資金であって、情報処理システムの設計又は開発若しくは導入に係る資金とする。

第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務

（新設）

点演算を毎秒一ペタ回以上実行する能力を有するものに限る。）の集合体並びにこれとともに使用される電気設備及び冷却設備により構成されるものであって、半精度浮動小数点演算を毎秒七百五十ペタ回以上実行する能力を有するものとする。

（附属設備）

第四十八条　法第四十七条第一項第十二号の経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

一　補助記憶装置その他の前条の設備に附属して設置される電子計算機

二　光ファイバその他の前条の設備に附属して設置される電気通信設備

（劣後特約付社債等）

第四十九条　法第四十七条第一項第十四号に規定する社債であって経済産業省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債とする。

2　法第四十七条第一項第十四号に規定する金銭の消費貸借であって経済産業省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借とする。

（公表の方法）

第五十条　法第四十七条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

（略）

第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等

（実施計画の作成）

第五十二条　法第六十四条第一項に規定する実施計画（以下単に「実施計画」という。）は、経済産業大臣の定める様式により作成するものとする。

（選定事業者の選定）

第五十三条　経済産業大臣は、法第六十五条第三項の規定による選定（以下単に「選定」という。）をしたときは、様式第十九により、当該選定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　選定の日付

（新設）

（公表の方法）

第四十七条　法第五十一条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

（新設）

第四十八条　（略）

（新設）

二　選定に係る公募対象半導体（法第六十三条第二項第一号に規定する公募対象半導体をいう。以下同じ。）

三　選定事業者（法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称

四　実施計画の概要

2　経済産業大臣は、選定をしたときは、当該選定について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

3　経済産業大臣は、特定事項（法第六十四条第二項第二号に規定する特定事項をいう。以下同じ。）が記載された実施計画について選定をしたときは、当該選定について、第一項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（選定実施計画の変更）

第五十四条　法第六十六条第一項本文の規定により選定実施計画（法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。以下同じ。）の変更の承認を受けようとする選定事業者（第三項及び第四項において「変更申請者」という。）は、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請書のほか、変更後の選定実施計画が法第六十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

3　経済産業大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、法第六十五条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、法第六十六条第一項本文の規定による変更の承認（以下単に「変更の承認」という。）の申請のあった選定実施計画の変更の承認をするときは、変更申請者に様式第二十一による承認書を交付するものとする。

（新設）

４　経済産業大臣は、変更の承認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による通知書を変更申請者に交付するものとする。

５　経済産業大臣は、変更の承認をしたときは、様式第二十三により、当該変更の承認について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の承認の日付

二　変更の承認に係る公募対象半導体

三　選定事業者の氏名又は名称

四　変更後の選定実施計画の概要

６　経済産業大臣は、変更の承認をしたときは、当該変更の承認について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

７　経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画について変更の承認をしたときは、当該変更の承認について、第五項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（選定実施計画の軽微な変更）

第五十五条　法第六十六条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　選定事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、選定実施計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

２　前項に規定する選定実施計画の軽微な変更を行った選定事業者は、法第六十六条第二項の規定により、遅滞なく、様式第二十四によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（選定実施計画の変更の指示）

第五十六条　経済産業大臣は、法第六十七条第二項の規定により選定実施計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を当該変更の指示を受ける選定事業者に交付するものとする。

（新設）

（新設）

（選定の取消し）

第五十七条　経済産業大臣は、法第六十七条第一項又は第二項の規定により選定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十六による通知書を当該選定が取り消される選定事業者に交付するものとする。

２　経済産業大臣は、選定を取り消したときは、様式第二十七により、当該選定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　選定の取消しの日付

二　選定の取消しに係る公募対象半導体

三　選定を取り消された事業者の氏名又は名称

３　経済産業大臣は、選定を取り消したときは、当該選定の取消しについて、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

４　経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について選定の取消しをしたときは、当該選定の取消しについて、第二項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第五十八条　選定事業者は、選定実施計画の各事業年度の四半期ごとの実施の状況について、原則として当該四半期経過後三月以内に、様式第二十八により経済産業大臣に報告しなければならない。

（新設）

様式第二及び様式第四中「第９条第１項」を「第６条第１項」に改める。

様式第七中「第15条第１項」を「第12条第１項」、「第18条」を「第15条」に改める。

様式第十二及び様式第十四中「第29条第１項」を「第26条第１項」に改める。

様式第十六中「第31条」を「第28条」に改める。

様式第十七中「第32条第１項」を「第29条第１項」に改める。

様式第十八中「第31条」を「第28条」に、「第32条第１項」を「第29条第１項」に改め、同様式の次に次の十様式を加える。

様式第十九（第５３条第１項関係）

選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要

１．選定の日付
２．選定に係る公募対象半導体
３．選定事業者の氏名又は名称
４．実施計画の概要

（備考）
「４．実施計画の概要」中、選定事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第二十（第５４条第１項関係）

選定実施計画の変更申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

情報処理の促進に関する法律第６６条第１項本文の規定に基づき、選定実施計画について下記の変更の承認を受けたいので申請します。

記

１．選定実施計画に係る公募対象半導体
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更を必要とする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第二十一（第５４条第３項関係）

選定実施計画の変更承認書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで変更の承認の申請のあった選定実施計画について、情報処理の促進に関する法律第６６条第３項の規定に基づき、同法第６５条第１項各号に掲げる基準に適合していると認め、変更の承認をします。

記

１．変更の承認の日付
２．変更の承認に係る公募対象半導体
３．選定事業者の氏名又は名称

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった変更申請書の写しを添付する。

様式第二十二（第５４条第４項関係）

選定実施計画の変更の不承認通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで変更の承認の申請のあった選定実施計画については、下記の理由により変更の承認をしないものとします。

記

不承認の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十三（第５４条第５項関係）

変更後の選定実施計画の概要

１．変更の承認の日付
２．変更の承認に係る公募対象半導体
３．選定事業者の氏名又は名称
４．変更後の選定実施計画の概要

（備考）
「４．変更後の選定実施計画の概要」中、選定事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第二十四（第５５条第２項関係）

選定実施計画の軽微な変更の届出書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

情報処理の促進に関する法律第６６条第１項ただし書の規定に基づき、選定実施計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、同条第２項の規定に基づき届け出ます。

記

１．選定実施計画に係る公募対象半導体
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更を必要とする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第二十五（第５６条関係）

選定実施計画の変更指示の通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

選定実施計画について、情報処理の促進に関する法律第６７条第２項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

１．選定実施計画に係る公募対象半導体
２．変更の指示の内容
３．変更の指示の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十六（第５７条第１項関係）

選定事業者の選定取消通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで選定をした選定事業者について、情報処理の促進に関する法律第６７条第１項又は第２項の規定に基づき、下記の理由により選定を取り消します。

記

１．選定の取消しに係る公募対象半導体
２．選定の取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十七（第５７条第１項関係）

選定事業者の選定取消し

１．選定の取消しの日付
２．選定の取消しに係る公募対象半導体
３．選定を取り消された事業者の氏名又は名称

様式第二十八（第５８条関係）

選定実施計画の実施状況報告書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

選定実施計画の　　年度　　期の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．選定実施計画に係る公募対象半導体
２．選定実施計画の実施の状況

添付書類目次

１－（１）	貸借対照表又はこれに準ずるもの
１－（２）	損益計算書又はこれに準ずるもの
１－（３）	キャッシュ・フロー計算書又はこれに準ずるもの

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○経済産業省環境省令第五号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

環境大臣　浅尾慶一郎

特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令	特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令
（開発に要する費用の補助に係る技術の要件） **第二条**　令第五十条第九項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一～三　（略）	（開発に要する費用の補助に係る技術の要件） **第二条**　令第五十条第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一～三　（略）

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百十号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十四号）の施行に伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（救援の程度及び方法） **第一条**　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。 ［２・３　略］	（救援の程度及び方法） **第一条**　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。 ［２・３　同上］

（収容施設の供与）

第二条　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難所

［イ～ハ　略］

［号の細分を削る。］

ニ　［略］

二　長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　長期避難建設型応急住宅

［(1)～(3)　略］

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

［(5)～(7)　略］

［ロ　略］

［三　略］

（収容施設の供与）

第二条　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難所

［イ～ハ　同上］

ニ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ　［同上］

二　長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ　長期避難建設型応急住宅

［(1)～(3)　同上］

(4)　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

［(5)～(7)　同上］

［ロ　同上］

［三　同上］

（福祉サービスの提供）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

二　都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。

三　次の範囲内において行うこと。

イ　武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ　武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応

ハ　武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ　福祉避難所の設置

四　福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

（学用品の給与）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～四　略］

［条を加える。］

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

（学用品の給与）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～四　同上］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

第十三条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十四条　法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

［ロ・ハ　略］

ニ　福祉サービスの提供

ホ・ヘ　［略］

［二　略］

（死体の捜索及び処理）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

第十二条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条　法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　飲料水の供給

［ロ・ハ　同上］

［号の細分を加える。］

ニ・ホ　［同上］

［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百十八号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

（労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第一条　労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であって高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。 一・二　（略） 三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十六条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者 四～六　（略）	労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であって高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。 一・二　（略） 三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者 四～六　（略）

（専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項に規定する専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。 一・二　（略）	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項に規定する専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。 一・二　（略）

三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十六条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者

四～七　（略）

三　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちＩＴストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者

四～七　（略）

附　則

この告示は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から適用する。

○農林水産省告示第千百七十七号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。

一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法　人	貸付けの日の属する期間	利　率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分一厘二毛
	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで	年一分五厘五毛
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘九毛
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分三毛
	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで	年一分一厘七毛
	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘一毛

改　正　前

農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。

一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

法　人	貸付けの日の属する期間	利　率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分一厘二毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分三毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

その他告示

○経済産業省告示第百二十号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示

（独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示の一部改正）

第一条　独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示（平成二十年経済産業省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

「第四十三条第一項第五号」を「第四十七条第一項第五号」に改める。

（情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部改正）

第二条　情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。 一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。 二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。 三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。 四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。	**第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。 一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。 二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。 三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。 四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。

報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。
二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。
三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者であること。
四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第十条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。

（情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正）

第三条　情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下次項において「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院、大学（短期大学を除く。）又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二に規定する学士（専門職）を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程）第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る。）（以下「学科等」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であって、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画（以下「履修計画」という。）を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。）とする。 2　（略） （手数料の納付） **第四条**　（略） 2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第八条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。 3　（略）	（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下次項において「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院、大学（短期大学を除く。）又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程（同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二に規定する学士（専門職）を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程）第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る。）（以下「学科等」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。）第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務（以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定学科等」という。）を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であって、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画（以下「履修計画」という。）を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。）とする。 2　（略） （手数料の納付） **第四条**　（略） 2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第十条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。 3　（略）

（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正）

第四条　情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正（平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下この条において「規則」という。）第三	（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等） **第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下この条において「規則」という。）第三

十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第二十六条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であって、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2　（略）

（手数料の納付）

第四条　（略）

2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第二十六条第三項で準用する法第八条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　（略）

附　則

この告示は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第二十九条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であって、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2　（略）

（手数料の納付）

第四条　（略）

2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第二十九条第三項で準用する法第十一条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　（略）

官庁報告

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第112回保健師国家試験を次のとおり施行する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月13日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

4　受験資格

(1)　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（令和８年３月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

(2)　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和８年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

(3)　保健師助産師看護師法第２条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(4)　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

(5)　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ｱ)　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

(ｲ)　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ｳ)　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の(1)、(2)、(4)又は(5)に該当する者が提出する書類

(ｱ)　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し

（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

② 看護師免許証の写し（保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

③ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

④ 看護師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

(ｲ) 指定学校の修業証明書若しくは１年以上保健師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ ４の(3)に該当する者が提出する書類　保健師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、令和７年11月７日（金曜日）から同年11月28日（金曜日）までに提出すること。

イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、保健師国家試験運営本部事務所とする。

ウ ただし、下記に掲げる保健師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年11月28日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 書類の提出については次のことに注意すること。

５の(1)イ(ｱ)③及び(ｲ)に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(4) 受験手数料

ア 受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(5) 受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和８年１月30日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、保健師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6 合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月24日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年10月１日（水曜日）までに保健師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

保健師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

(2) ５の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する保健師国家試験運営臨時事務所とする。

保健師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
青森県 宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県 石川県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

助産師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第109回助産師国家試験を次のとおり施行する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月12日（木曜日）
2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
3　試験科目　基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理
4　受験資格
⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上助産に関する学科を修めた者（令和８年３月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）
⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和８年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑶　保健師助産師看護師法第３条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第20条第１号に該当する者
⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第20条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。
イ　４の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類
㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ
①　看護師国家試験の合格証書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書
②　看護師免許証の写し（助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）
③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）
この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
なお、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
④　看護師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
㋑　指定学校の修業証明書若しくは１年以上助産に関する学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書
この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
なお、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　助産師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和７年11月７日（金曜日）から同年11月28日（金曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、助産師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる助産師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年11月28日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

５の⑴イ㋐③及び㋑に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和８年１月30日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、助産師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月24日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年10月１日（水曜日）までに助産師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

助産師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する助産師国家試験運営臨時事務所とする。

助産師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係　北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
青森県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係
宮城県	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
新潟県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家試験係　愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
愛知県	
石川県	
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係　大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係　広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係　香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係　福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係　沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

看護師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第115回看護師国家試験を次のとおり施行する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月15日（日曜日）

２　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践

４　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「指定大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和８年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和８年３月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑶　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和８年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑷　免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、指定大学、指定学校又は指定養成所において２年以上修業したもの（令和８年３月13日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　保健師助産師看護師法第５条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑹　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和８年３月13日（金曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑺　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和８年３月13日（金曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑻　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和８年３月13日（金曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑼　過去に⑹、⑺又は⑻により受験資格を認められた者

⑽　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第８項に規定する者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定大学、指定学校若しくは指定養成所又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

⑺　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴から⑶又は⑽に該当する者が提出する書類　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類

⑺　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは２年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「２修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「２卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は２修業判定証明書若しくは２卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和８年３月６日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

⑴　准看護師免許証の写し（都道府県医務主管課又は保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑹から⑼に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあっては、令和８年３月13日（金曜日）午後２時までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和７年11月７日（金曜日）から同年11月28日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、看護師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる看護師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋伏見事業所
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和７年11月28日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

５の⑴イ及びウ⑺に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和８年１月30日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、看護師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和８年３月24日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和７年10月１日（水曜日）までに看護師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

看護師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する看護師国家試験運営臨時事務所とする。

看護師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤ビル５階
青森県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係
宮城県	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試
新潟県	験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所　国家
石川県	試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階

広島県　ランスタッド・広島支店　国家試験係
広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県　ランスタッド・高松支店　国家試験係
香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県　ランスタッド・福岡支店　国家試験係
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県　人材派遣センターオキナワ　国家試験係
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第６条の規定により、第38回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　試験期日　令和８年２月１日（日曜日）

２　試験地　北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。

３　試験科目　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は129問、総試験時間数は225分とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

５　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。以下「４年制専修学校」という。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（令和８年３月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは４年制専修学校において相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（令和８年３月31日までに修める見込みの者を含む。）

なお、指定科目は次のとおり（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に規定する科目）であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第２条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から㉑までに掲げる科目とする。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　社会保障
⑥　権利擁護を支える法制度
⑦　地域福祉と包括的支援体制
⑧　高齢者福祉
⑨　障害者福祉
⑩　児童・家庭福祉
⑪　貧困に対する支援
⑫　保健医療と福祉
⑬　刑事司法と福祉
⑭　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑮　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
⑯　ソーシャルワークの理論と方法
⑰　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
⑱　社会福祉調査の基礎
⑲　福祉サービスの組織と経営
⑳　ソーシャルワーク演習
㉑　ソーシャルワーク演習（専門）
㉒　ソーシャルワーク実習指導
㉓　ソーシャルワーク実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）（以下「３年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は３年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事したもの（令和８年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）（以下「２年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は２年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（令和８年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学、大学院若しくは４年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する社会福祉士短期養成施設等（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第２条に規定する科目）であること。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会保障
⑤　権利擁護を支える法制度
⑥　高齢者福祉
⑦　障害者福祉
⑧　児童・家庭福祉
⑨　貧困に対する支援
⑩　保健医療と福祉
⑪　刑事司法と福祉
⑫　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑬　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
⑭　社会福祉調査の基礎
⑮　福祉サービスの組織と経営
⑯　ソーシャルワーク演習

⑸　３年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、社

会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　２年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第１項第２号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第１項第１号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第６条及び第７条に規定する社会福祉主事であった期間が４年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第１条の２第３項に規定する者であって、法第７条第３号に規定する社会福祉士一般養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条の２第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条の２第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑿　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において１年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　精神保健福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　精神保健福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹、⑺又は⑻に該当する者が提出する書類　社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑼、⑽、⑾又は⑿に該当する者が提出する書類　社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　５に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和７年９月４日（木曜日）から令和７年10月３日（金曜日）までの間に、試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便により、令和７年10月３日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　過去の社会福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込みをすることができる。インターネットによる受験申込みは、令和７年９月４日（木曜日）から令和７年10月３日（金曜日）までの間に、試験センターのホームページより申込手続きを行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込みをすることができない。

オ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,370円とする。ただし、第28回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は16,840円、精神保健福祉士である者であって試験科目の免除を申請する者は16,230円とする。それぞれ該当する受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

受験票は、令和７年12月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の６科目群（施行規則第５条の２の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては２科目群）すべてにおいて得点があった者であること。

①　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム

②　社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度

③　地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉

④　ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

⑤　高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉

⑥　ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

8　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和８年３月３日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和８年３月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和８年３月31日（火曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。６の⑴のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申込むことができる。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声案内）ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第38回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

試験委員長　栃本一三郎

副委員長

石川　鎮清	岡田　まり	倉知　延章
潮谷　有二	武川　正吾	茶屋道拓哉
永田　祐	西田　和弘	野村　豊子
福田　素生	宮島　清	

委員

青井　夕貴	新井　利民	井口健一郎
池谷　秀登	梅谷　進康	大熊　るり
岡﨑　幸友	荻野　剛史	片岡　靖子
金子絵里乃	鏑木奈津子	川久保　寛
川村　岳人	菊地　英明	北村　世都
木戸　宜子	衣笠　葉子	汲田千賀子
藏野ともみ	黒田有志弥	小西　暁和
坂井　隆之	窄山　太	新保　祐光
菅原　里江	鈴木　忠義	鈴木　敏彦
鈴木　裕介	臺　豊	高野　和良
高野　龍昭	高野八千代	高橋　有記
髙山由美子	竹島　太郎	田嶋　英行
辰野　文理	田中　尚	椹井　康彦
土屋　典子	角田　亮	藤間　公太
冨江　直子	冨永　忠祐	内藤佳津雄
永野　仁美	中村　卓治	中矢亜紀子
西村　貴直	橋本　理子	橋本有理子
畑　亮輔	畑本　裕介	菱沼　幹男
古畑　淳	眞榮城和美	松江　暁子
山田　勝美	山本　博之	和田　一郎
和田上貴昭	渡辺久里子	

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第28回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年１月31日（土曜日）及び２月１日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は132問、総試験時間数は230分とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（令和８年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（令和８年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑳までに掲げる科目とする。

①　医学概論

②　心理学と心理的支援

③　社会学と社会システム

④　社会福祉の原理と政策

⑤　地域福祉と包括的支援体制

⑥　社会保障

⑦　障害者福祉

⑧　権利擁護を支える法制度

⑨　刑事司法と福祉

⑩　社会福祉調査の基礎

⑪　精神医学と精神医療
⑫　現代の精神保健の課題と支援
⑬　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑭　精神保健福祉の原理
⑮　ソーシャルワークの理論と方法
⑯　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
⑰　精神障害リハビリテーション論
⑱　精神保健福祉制度論
⑲　ソーシャルワーク演習
⑳　ソーシャルワーク演習（専門）
㉑　ソーシャルワーク実習指導
㉒　ソーシャルワーク実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事したもの（令和８年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（令和８年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（令和８年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において基礎科目を修めて修了した者（令和８年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において基礎科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第２条に掲げる科目）であること。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　地域福祉と包括的支援体制
⑥　社会保障
⑦　障害者福祉
⑧　権利擁護を支える法制度
⑨　刑事司法と福祉
⑩　社会福祉調査の基礎
⑪　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑫　ソーシャルワーク演習

⑸　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑹　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑺　社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑻　学校教育法に基づく大学を卒業した者又は精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第１条第３項で規定する者であって、法第７条第３号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑼　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第１条第６項に規定する者であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑽　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第１条第９項に規定する者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑾　指定施設において４年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において１年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第１により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　社会福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類　社会福祉士登録証の写し

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類　大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ　５の⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）又は実務経験見込証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ　５の⑷、⑸、⑹又は⑺に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ　５の⑻、⑼、⑽又は⑾に該当する者が提出する書類　精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和８年４月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ　第１回から第27回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第２条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、令和７年９月４日（木曜日）から令和７年10月３日（金曜日）までの間に、試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留により、令和７年10月３日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　過去の精神保健福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込をすることができる。インターネットによる受験申込は、令和７年９月４日（木曜日）から令和７年10月３日（金曜日）までの間に、試験センターのホームページより申込手続を行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込をすることができない。

オ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、精神保健福祉士のみ受験する者は24,140円、社会福祉士を同時に受験する者は19,520円、精神保健福祉士と社会福祉士の共通科目免除者は18,820円とし、該当する受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和７年12月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

７　合格基準の考え方　次の２つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

⑴　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

⑵　⑴を満たした者のうち、以下の９科目群（施行規則第６条の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては５科目群）の各科目群すべてにおいて得点のあった者であること。

①精神医学と精神医療　②現代の精神保健の課題と支援　③精神保健福祉の原理　④ソーシャルワークの理論と方法（専門）　⑤精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論　⑥医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム　⑦社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度　⑧地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉　⑨ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

８　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、令和８年３月３日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

⑵　合格者には、精神保健福祉士国家試験合格証書を令和８年３月６日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴から⑾までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、令和８年３月31日（火曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。令和８年４月10日（金曜日）までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

９　受験の申込に必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込に必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引の必要数（「精神保健福祉士受験の手引○人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込を行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。

10　その他

⑴　試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号150－0002　電話番号03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声案内）　ホームページ https://www.sssc.or.jp/

精神保健福祉士試験委員の公告

第28回精神保健福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

試験委員長　田中　英樹

副委員長

伊東　秀幸　岡田　まり　勝又陽太郎
倉知　延章　佐野　英孝　潮谷　有二
茶屋道拓哉　野村　豊子

委員

青井　夕貴　石田　賢哉　大熊　るり
大塚　俊弘　岡﨑　幸友　岡田　隆志
荻野　剛史　鬼塚　香　金子絵里乃
鏑木奈津子　川久保　寛　川崎　涼子
川村　岳人　菊地　英明　北村　世都
木戸　宜子　衣笠　葉子　久我　弘典
汲田千賀子　藏野ともみ　黒田有志弥
小西　暁和　齊藤　晋治　窄山　太
島田　達洋　新保　祐光　菅原　里江
鈴木　孝典　鈴木　敏彦　髙木　健志
高島　恭子　高野　和良　高野八千代
高橋　有記　髙山由美子　竹島　太郎
辰野　文理　田中　尚　樺井　康彦
角田　亮　藤間　公太　冨江　直子
冨永　忠祐　内藤佳津雄　永野　仁美
中村　卓治　中矢亜紀子　贊川　信幸
西村　貴直　橋本　理子　橋本みきえ
橋本有理子　畑　亮輔　畑本　裕介
菱沼　幹男　古畑　淳　眞榮城和美
森山　拓也　山本　博之　行實志都子
吉田　光爾　吉益　晴夫　和田　一郎
渡辺久里子

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算に関する公告

令和７年８月１日

東京都千代田区九段南１－１－10
九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会職員共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	3,764	流動負債	111
		固定負債	935
		剰余金	2,718
合計	3,764	合計	3,764

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	13,391	経常収益	12,719
特別損失	6	特別利益	11
		当期損失金	667
合計	13,397	合計	13,397

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	73	流動負債	39
固定資産	9	剰余金	43
合計	82	合計	82

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	28	経常収益	34
当期利益金	6		
合計	34	合計	34

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	616	流動負債	49
固定資産	1	剰余金	568
合計	617	合計	617

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	252	経常収益	298
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	46		
合計	298	合計	298

4　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	9,510	流動負債	49,021
固定資産	42,223	剰余金	2,712
合計	51,733	合計	51,733

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	343	経常収益	404
当期利益金	61		
合計	404	合計	404

5　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	920	流動負債	2
固定資産	297	剰余金	1,215
合計	1,217	合計	1,217

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	13	経常収益	10
		当期損失金	3
合計	13	合計	13

沖縄振興開発金融公庫第53事業年度財務諸表公告

沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第18条第２項の規定により、令和６年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表及び財産目録）を下記のとおり公告する。

令和７年８月１日

沖縄県那覇市おもろまち一丁目２番26号
沖縄振興開発金融公庫

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

損失 科目	損失 金額(円)	利益 科目	利益 金額(円)
経常費用	34,139,232,650	経常収益	34,067,212,228
借入金利息	2,482,399,383	貸付金利息	
債券利息	582,753,126	公庫貸付金利息	8,721,290,303
業務委託費	80,615,986	産業開発資金貸付金利息	2,595,443,102
委託金融機関手数料	66,569,427	生業資金貸付金利息	2,072,092,844
調査委託費等	14,046,559	教育資金貸付金利息	248,459,060
事務費	5,384,104,897	恩給担保貸付金利息	418,694
俸給及諸給与	2,331,333,324	住宅資金貸付金利息	1,905,211,943
諸支出金	306,853,536	財形住宅資金貸付金利息	30,357,472
旅費	85,165,028	農林漁業資金貸付金利息	159,612,457
業務諸費	2,601,781,583	中小企業資金貸付金利息	1,307,936,684
債権保全費	12,345,926	医療資金貸付金利息	250,860,653
税金	46,625,500	生活衛生資金貸付金利息	150,585,117
債券発行諸費	47,734,962	米穀資金貸付金利息	312,277
償却費	3,348,821,682	受取配当金	30,071,000
貸付金償却	3,208,071,480	受託手数料	3,602,044
20固定資産減価償却費	140,750,202	一般会計より受入	1,302,556,616
貸倒引当金繰入	22,128,803,887	エネルギー対策特別会計より受入	3,320,053
雑損	83,998,727	有価証券益	
		有価証券利息	16,092,033
		雑収入	182,365,559
		受入雑利息	17
		労働保険料被保険者負担金	12,797,019
		償却債権取立益	140,376,332
		雑益	29,192,191
		貸倒引当金戻入	23,807,914,620
		当期損失金	72,020,422
合計	**34,139,232,650**	**合計**	**34,139,232,650**

(注)　当期損失金72,020,422円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第４条第３項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとする。

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

資産の部 科目	資産の部 金額(円)	負債及び純資産の部 科目	負債及び純資産の部 金額(円)
貸付金		借入金	658,200,460,600
公庫貸付金	980,548,375,730	財政融資資金借入金	655,122,253,000
産業開発資金貸付金	390,369,566,500	一般会計借入金	94,000
生業資金貸付金	220,970,636,817	独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	3,078,113,600
教育資金貸付金	15,575,383,387	債券	118,149,500,000
恩給担保貸付金	21,133,231	沖縄振興開発金融公庫債券	115,000,000,000
住宅資金貸付金	65,779,283,293	住宅宅地債券	3,149,500,000
財形住宅資金貸付金	3,074,015,749	貸付受入金	53,789,500,000
農林漁業資金貸付金	29,672,298,878	未払費用	1,069,999,282
中小企業資金貸付金	201,322,544,261	未払借入金利息	837,346,211
医療資金貸付金	39,059,671,000	未払債券利息	190,749,404
生活衛生資金貸付金	14,601,972,614	未払業務委託費	17,401,241
米穀資金貸付金	101,870,000	未払社会保険料	24,502,426
出資金	7,582,163,200	雑勘定	
現金預け金	15,796,056,143	仮受金	77,654,272
現金	2,134,938	賞与引当金	182,255,075
預け金	15,793,921,205	退職給付引当金	2,195,729,678
有価証券		（負債合計）	833,665,098,907
株式及社債	2,144,340,000	資本金	156,348,742,000
代理店勘定	11,666,184	一般会計出資金	121,978,000,000
未収収益	505,841,915	承継出資金	21,555,992,000
未収貸付金利息	504,773,826	産業投資出資金	12,814,750,000
未収受託手数料	363,101	積立金	
未収有価証券利息	704,988	米穀資金・新事業創出促進積立金	1,096,563,775
雑勘定	18,065,522	当期未処理損失	△ 72,020,422
仮払金	13,694,822	（純資産合計）	157,373,285,353
未収金	4,370,700		
固定資産			
業務用固定資産	6,560,679,453		
貸倒引当金	△ 22,128,803,887		
資産合計	**991,038,384,260**	**負債・純資産合計**	**991,038,384,260**

(注)　当期未処理損失72,020,422円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金である。

重要な会計方針等

1　有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上している。

2　固定資産の減価償却方法

法人税法（昭和40年法律第34号）の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産　3,992,379,211円

3　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第１条第３項の規定により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。

⑵　賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

⑶　退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和６年３月末の年金債務額から令和７年３月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の沖縄振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

4　その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

⑵　繰延勘定の処理方法

債券発行費

支出時に全額費用として処理している。

⑶　延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額）は、6,797,498,752円となっている。

米穀資金・新事業創出促進特別勘定損益計算書（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

損失		利益	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
経常費用	127,414,669	経常収益	55,394,247
事務費	51,280,518	貸付金利息	
貸倒引当金繰入	6,154,580	米穀資金貸付金利息	312,277
雑損	69,979,571	運用収入	27,113,560
		受取配当金	7,225,000
		貸倒引当金戻入	20,743,410
		当期損失金	72,020,422
合計	**127,414,669**	**合計**	**127,414,669**

㈱　この表は、沖縄振興開発金融公庫の損益計算書から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

米穀資金・新事業創出促進特別勘定貸借対照表（令和７年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
貸付金		未払費用	
米穀資金貸付金	101,870,000	未払社会保険料	215,623
出資金	2,271,547,900	雑勘定	
現金預け金	2,978,697,113	仮受金	287,577
未収収益		賞与引当金	1,603,844
未収貸付金利息	12,385	退職給付引当金	19,322,421
貸倒引当金	△ 6,154,580	（負債合計）	21,429,465
		資本金	
		一般会計出資金	4,300,000,000
		積立金	
		米穀資金・新事業創出促進積立金	1,096,563,775
		当期未処理損失	△ 72,020,422
		（純資産合計）	5,324,543,353
資産合計	**5,345,972,818**	**負債・純資産合計**	**5,345,972,818**

㈱　この表は、沖縄振興開発金融公庫の貸借対照表から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

財産目録（令和７年３月31日現在）

摘要			金額(円)
（資産の部）			
貸付金			
		口	
公庫貸付金		59,227	980,548,375,730
産業開発資金貸付金		296	390,369,566,500
生業資金貸付金		24,444	220,970,636,817
教育資金貸付金		20,719	15,575,383,387
恩給担保貸付金		54	21,133,231
住宅資金貸付金		6,298	65,779,283,293
財形住宅資金貸付金		550	3,074,015,749
農林漁業資金貸付金		2,152	29,672,298,878
中小企業資金貸付金		2,218	201,322,544,261
医療資金貸付金		269	39,059,671,000
生活衛生資金貸付金		2,212	14,601,972,614
米穀資金貸付金		15	101,870,000
出資金	宮古空港ターミナル㈱外56社	76口	7,582,163,200

現金預け金				15,796,056,143
現金				2,134,938
預け金				15,793,921,205
日本銀行預託金		日本銀行本店外１支店及び４代理店		15,788,912,396
銀行等預け金		ゆうちょ銀行外２行		5,008,809
有価証券				
株式及び社債			１口	2,144,340,000
代理店勘定		琉球銀行外５行		11,666,184
未収収益				505,841,915
未収貸付金利息				504,773,826
未収受託手数料				363,101
未収有価証券利息				704,988
雑勘定				18,065,522
仮払金				13,694,822
未収金				4,370,700
固定資産				
業務用固定資産				6,560,679,453
			㎡	
土地		38筆	20,961	3,313,299,060
建物		26棟	延15,751	2,853,274,616
構築物				23,104,131
機械器具備品		自動車 金庫 その他	1両 9台 505点	32,563,360
敷金			9口	61,647,540
固定資産仮払金				276,790,746
貸倒引当金				△ 22,128,803,887
資産合計				**991,038,384,260**
（負債の部）				
			口	
借入金			187	658,200,460,600
財政融資資金借入金			170	655,122,253,000
一般会計借入金			1	94,000
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金			16	3,078,113,600
債券				
			円	
債券発行高		沖縄振興開発金融公庫債券	115,000,000,000	118,149,500,000
		沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	3,149,500,000	
貸付受入金				53,789,500,000
未払費用				1,069,999,282
未払借入金利息				837,346,211
未払債券利息				190,749,404
未払業務委託費				17,401,241
未払社会保険料				24,502,426
雑勘定				
仮受金				77,654,272
賞与引当金				182,255,075
退職給付引当金				2,195,729,678
負債合計				**833,665,098,907**
正味財産				**157,373,285,353**

米穀資金・新事業創出促進特別勘定財産目録（令和７年３月31日現在）

摘要			金額(円)
（資産の部）			
貸付金			
米穀資金貸付金	15口		101,870,000
出資金	44口	㈱沖縄ソフトウェアセンター外38社	2,271,547,900
現金預け金			2,978,697,113
未収収益			
未収貸付金利息			12,385
貸倒引当金			△ 6,154,580
資産合計			**5,345,972,818**
（負債の部）			
未払費用			
未払社会保険料			215,623
雑勘定			
仮受金			287,577
賞与引当金			1,603,844
退職給付引当金			19,322,421
負債合計			**21,429,465**
正味財産			**5,324,543,353**

㈱　この表は、沖縄振興開発金融公庫の財産目録から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

令和６年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算に関する公告

令和７年８月１日

東京都港区虎ノ門２丁目９番16号
消防団員等公務災害補償等共済基金

Ⅰ　財産目録

（災害補償経理）　　令和７年３月31日現在

摘　要	内　訳	金　額
	円	円
資産		38,321,091,068
流動資産		2,199,502,957
現金		50,000
預金		1,216,209,803
普通預金	1,216,209,803	
有価証券		900,016,975
未収金		277,218
未収収益		82,948,961
固定資産		36,121,588,111
有形固定資産		24,697,914
建物附属設備	6,880,720	
減価償却累計額	△ 198,562	6,682,158
器具及び備品	26,356,700	
減価償却累計額	△ 8,340,944	18,015,756
無形固定資産		23,831,412
ソフトウェア	7,941,812	
電話加入権	188,600	
敷金	15,701,000	
投資		36,073,058,785
投資有価証券	34,429,046,005	
国債・地方債	17,699,890,763	
財投機関債	5,396,811,666	
その他の有価証券	11,332,343,576	
日本消防協会貸付金	1,644,012,780	
負債		38,321,091,068
流動負債		22,377,433
未払金		21,512,058
預り金		865,375
固定負債		38,298,713,635
退職給与引当金		98,638,900
責任準備金		20,360,879,847
変動調整準備金		17,839,194,888
差引資産		**0**

（退職報償経理）　　令和７年３月31日現在

摘　要	内　訳	金　額
	円	円
資産		34,818,688,928
流動資産		5,076,402,329
現金		50,000
預金		4,181,053,144
普通預金	4,181,053,144	
有価証券		800,002,456
未収金		46,930
未収収益		95,249,799
固定資産		29,742,286,599
有形固定資産		24,389,057
建物附属設備	6,880,720	
減価償却累計額	△ 198,562	6,682,158
器具及び備品	25,898,030	
減価償却累計額	△ 8,191,131	17,706,899
無形固定資産		33,308,090
ソフトウェア	17,607,090	
敷金	15,701,000	
投資		29,684,589,452
投資有価証券	27,843,870,029	
国債・地方債	6,699,953,110	
財投機関債	4,198,725,347	
その他の有価証券	16,945,191,572	
預金	100,000,000	
大口定期預金	100,000,000	
日本消防協会貸付金	1,740,719,423	
負債		34,818,688,928
流動負債		13,961,620,427
未払金		239,940,299
未払給付引当金		13,721,381,000
預り金		299,128
固定負債		20,857,068,501
退職給与引当金		86,445,800
変動調整準備金		20,770,622,701
退職報償金支払備金	20,770,622,701	
差引資産		**0**

Ⅱ　事業状況報告書

事業の状況

1　公務災害補償業務に係る分

(1)　消防団員等公務災害補償責任共済事業

基金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「責任共済法」という。）第２条第１項に定められている消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づき、市町村等（市町村又は水害予防組合をいう。以下同じ。）の補償に要する経費を市町村等に支払っている。

令和６年度の損害補償費の支払額は、1,419,024千円（1,750件）で、前年度に比べて34,500千円の減となっている。

令和６年度に新たに損害補償費が支払われた者は、団員（消防団員及び水防団員をいう。以下同じ。）958件（負傷956件、死亡２件）、消防作業従事者等26件（全て負傷）である。

主な補償種目別の支払状況は、次のとおりである。

ア　療養補償費　186,715千円（1,050件（うち新規984件））

イ　障害補償費　年金139,499千円（76件）、一時金7,450千円（５件）

ウ　遺族補償費　1,037,327千円（507件、全て年金）

また、令和７年度以降の補償年金等の支払に備えて、責任準備金として20,360,880千円（対前年度63,386千円の増（0.3％増））を計上している。

⑵　消防団員等福祉事業

①　消防団員等福祉給付事業

消防団員等福祉給付事業は、公務上の災害を受けた団員及び遺族の福祉を増進するため、基金が市町村等に代わって行うものである。

令和６年度の福祉給付事業の支給額は、306,902千円（702件）で、前年度に比べて4,063千円の減となっている。

主な支給種目別の支給状況は、次のとおりである。

ア　団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

・補装具　177千円（２件）

・アフターケア　4,236千円（26件）

イ　団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金を支給する事業

・奨学援護金　11,944千円（38件）

・遺族特別援護金　34,700千円（２件）

・障害特別給付金　年金29,041千円（70件）、一時金1,750千円（５件）

・遺族特別給付金　200,325千円（448件、全て年金）

また、変動調整準備金として17,839,195千円を計上しているが、このうち4,113,913千円は、令和７年度以降の福祉年金の支給に備えたものである。

②　公務災害防止事業

公務災害防止事業は、団員の公務災害防止に関する活動に対する援助その他の団員の公務災害防止のために必要な事業を行うものである。

令和６年度の公務災害防止事業の支払額は、216,656千円で前年度に比べて20,150千円の増となっている。

その内訳は、次のとおりである。

ア　公務災害防止活動援助事業

・団活動中の安全性と行動性を高めるための安全装備品の整備を行った市町村に対する助成金の交付（280団体、168,423千円）

・団員の循環器系疾患（脳血管疾患・虚血性心疾患）を予防するための個別健康指導を行う市町村等に対する助成金の交付（４団体、827千円）

・令和６年能登半島地震によって甚大な被害を受けた市町等に対する安全装備品の交付（11団体、10,531千円）

イ　公務災害防止対策調査研究事業

・団員が短時間で実施できる怪我防止に効果的な体操の動画を作成し、消防基金のホームページで公開（1,604千円）

ウ　公務災害防止対策普及推進事業

・㋐から㋓に掲げる研修を行った市町村等に対する講師のあっせんや教材の提供、助成金の交付（25,742千円、延べ128回：前年度比20回の増）

・㋐、㋑及び㋓の研修の講師となる指導員の養成（1,231千円）

・ホームページのリニューアル（デザインを一新してスマートフォン等のモバイルにも対応）など団員の公務災害防止に関する情報提供（8,297千円）

㋐　消防団員安全管理セミナー　延べ47回、延べ3,980人（前年度比14回の増）

㋑　Ｓ－ＫＹＴ（消防団危険予知訓練）研修　延べ56回、延べ2,604人（前年度比８回の増）

㋒　消防団員健康づくりセミナー　延べ10回、延べ971人（前年度比７回の減）

㋓　消防団員セーフティ・ファーストエイド研修　延べ15回、延べ1,429人（前年度比５回の増）

③　自動車等損害見舞金支給事業

令和６年度の支給額は39件、3,470千円（前年度比2,765千円の減）

⑶　その他の事業

①　市町村特別交付金事業　34,802千円

②　実務研修会の実施　32か所（前年度比９か所の増、退職報償金支払業務と同時開催）

③　デジタル化の取組

市町村等の利便性向上のための電子申請の拡充、基金業務におけるペーパーレス化やテレワークを推進するための電子決裁の導入等の取組を行った。

２　退職報償金支払業務に係る分

⑴　消防団員退職報償金支給責任共済事業

基金は、責任共済法第２条第２項に定められている消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づき、市町村の退職報償金の支給に要する経費を市町村に支払っている。

令和６年度の退職報償金の支払額は17,903,168千円（43,429人）で、前年度に比べて113,802千円の増（236人の減）となっている。１人当たりの平均支払額は412千円で、前年度に比べて５千円の増であり、過去最高となっている。支払額の内訳は、当年度に退職した者に係る支払額（現年度退職報償金）が4,181,787千円（10,351人）で、前年度に比べて112,422千円（352人）の減、前年度以前に退職した者に係る支払額（過年度退職報償金）が13,721,381千円（33,078人）で、前年度に比べて226,224千円（116人）の増となっている。

一方、令和６年度の掛金収入額は16,642,541千円で、前年度に比べて281,338千円減少している。

令和６年度までに既に退職した者の退職報償金で、今後、市町村から基金に対し請求が行われるものに備えて、未払給付引当金13,721,381千円を計上している。前年度に比べて226,224千円多く引き当てている。

また、将来の支払額の急激な増に備えて、変動調整準備金として20,770,623千円を計上している。掛金額と支払額との収支差1,260,627千円や未払給付引当金の増額等により、前年度に比べて1,382,236千円減少している。

⑵　実務研修会の実施　32か所（前年度比９か所の増、公務災害補償業務と同時開催）

⑶　デジタル化の取組

市町村等の利便性向上のための電子申請の拡充、基金業務におけるペーパーレス化やテレワークを推進するための電子決裁の導入等の取組を行った。

３　理事会・評議員会等の開催状況

⑴　理事会

・令和６年６月14日　令和５年度決算（案）について

・令和６年11月１日　役員の選任について（理事長、理事）（書面表決）

・令和７年２月25日　令和７年度事業計画書（案）について

・令和７年３月14日　役員の選任について（常務理事、監事）（書面表決）

⑵　評議員会

・令和６年６月６日　令和５年度決算（案）について

・令和７年２月17日　令和７年度事業計画書（案）について

⑶　その他の会議

・令和６年４月25日　消防団員等公務災害補償等事務説明会

・令和６年10月31日　業務連絡調整会議

契約締結の状況

１　公務災害補償業務に係る分

令和６年度末において基金と契約を締結している団体の関係市町村（消防団員等公務災害補償事務を単独で行っている市町村又は一部事務組合で行っている場合のその構成市町村）の数は1,677（市763、町村914）であり、全国の契約対象市町村数1,719に対する比率は97.6％である。

関係市町村の掛金の基礎となる数は、消防団員の定員（859,461）、水防団員の定員(15,542)、消防従事者分（123,595,672）、水防従事者分（122,803,082）及び水害予防組合の組合員数（324,569）である。

２　退職報償金支払業務に係る分

令和６年度末において基金と契約を締結している団体の関係市町村（消防団員退職報償金支給事務を単独で行っている市町村又は一部事務組合で行っている場合のその構成市町村）の数は1,719であり、全国の契約対象市町村数1,719に対する比率は100％である。

関係市町村の掛金の基礎となる数は、消防団員の定員（866,799）である。

Ⅲ　決算報告書

１　損益計算書

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（災害補償経理）

損失 科目	金額	利益 科目	金額
	円		円
事業費	1,980,853,903	掛金	2,095,848,906
損害補償費	1,419,024,345	掛金	2,095,848,906
療養補償費	186,715,187	利息	377,180,658
休業補償費	27,322,183	預貯金利息	898,199
傷病補償年金	9,663,382	有価証券利息	365,585,980
障害補償費	146,949,025	貸付金利息	10,696,479
介護補償費	9,770,551	雑収入	5,309,425
遺族補償費	1,037,327,307	雑収入	5,309,425
葬祭補償費	1,276,710		
福祉事業費	527,027,917		
福祉事業給付費	306,901,668		
公務災害防止事業費	216,656,249		
自動車等損害見舞金支給事業費	3,470,000		
市町村特別交付金事業費	34,801,641		
事務費	252,318,024		
給与経費	172,458,762		
旅費	3,690,342		
事業運営費	71,287,043		
減価償却費	4,881,877		
責任準備金	63,385,947		
責任準備金繰入	63,385,947		
変動調整準備金	180,517,960		
変動調整準備金繰入	180,517,960		
特別損失	1,263,155		
固定資産除却損	1,263,155		
合計	**2,478,338,989**	**合計**	**2,478,338,989**

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（退職報償経理）

損失 科目	金額	利益 科目	金額
	円		円
事業費	31,624,549,000	掛金	16,642,540,800
退職報償金	17,903,168,000	掛金	16,642,540,800
現年度退職報償金	4,181,787,000	利息	292,709,429
過年度退職報償金	13,721,381,000	預貯金利息	3,478,236
未払給付引当金繰入	13,721,381,000	有価証券利息	277,905,507
事務費	193,399,609	貸付金利息	11,325,686
給与経費	117,567,026	未払給付引当金	13,495,157,000
旅費	3,690,340	未払給付引当金戻入	13,495,157,000
事業運営費	63,552,499	変動調整準備金	1,382,236,109
減価償却費	8,589,744	変動調整準備金戻入	1,382,236,109
特別損失	1,091,154	雑収入	6,396,425
固定資産除却損	1,091,154	雑収入	6,396,425
合計	**31,819,039,763**	**合計**	**31,819,039,763**

２　貸借対照表

（災害補償経理）

令和７年３月31日現在

資産 科目	金額	負債及び資本 科目	金額
	円		円
流動資産	2,199,502,957	流動負債	22,377,433
現金	50,000	未払金	21,512,058
預金	1,216,209,803	預り金	865,375
普通預金	1,216,209,803	固定負債	38,298,713,635
有価証券	900,016,975	退職給与引当金	98,638,900
未収金	277,218	責任準備金	20,360,879,847
未収収益	82,948,961	変動調整準備金	17,839,194,888

固定資産		36,121,588,111		
有形固定資産		24,697,914		
建物附属設備	6,880,720			
減価償却累計額	△ 198,562	6,682,158		
器具及び備品	26,356,700			
減価償却累計額	△ 8,340,944	18,015,756		
無形固定資産		23,831,412		
ソフトウェア		7,941,812		
電話加入権		188,600		
敷金		15,701,000		
投資		36,073,058,785		
投資有価証券		34,429,046,005		
国債・地方債		17,699,890,763		
財投機関債		5,396,811,666		
その他の有価証券		11,332,343,576		
日本消防協会貸付金		1,644,012,780		
合計		**38,321,091,068**	**合計**	**38,321,091,068**

注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法

償却原価法により行っている。

2　固定資産の減価償却方法

定額法により行っている。

3　引当金等の計上基準

⑴　退職給与引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。

⑵　責任準備金

被災者に係る年金等の支払いに備えるため、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則（昭和31年総理府令第88号）第22条第１号及び第２号に掲げる額の合計額を計上している。

⑶　変動調整準備金

消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程（以下「会計規程」という。）第52条に基づき将来の支払いを確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剰余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

（退職報償経理）　令和７年３月31日現在

資産		負債及び資本	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	5,076,402,329	流動負債	13,961,620,427
現金	50,000	未払金	239,940,299
預金	4,181,053,144	未払給付引当金	13,721,381,000
普通預金	4,181,053,144	預り金	299,128
有価証券	800,002,456	固定負債	20,857,068,501
未収金	46,930	退職給与引当金	86,445,800
未収収益	95,249,799	変動調整準備金	20,770,622,701
固定資産	29,742,286,599	退職報償金支払備金	20,770,622,701
有形固定資産	24,389,057		
建物附属設備	6,880,720		
減価償却累計額	△ 198,562	6,682,158	
器具及び備品	25,898,030		
減価償却累計額	△ 8,191,131	17,706,899	
無形固定資産	33,308,090		
ソフトウェア	17,607,090		
敷金	15,701,000		
投資	29,684,589,452		
投資有価証券	27,843,870,029		
国債・地方債	6,699,953,110		
財投機関債	4,198,725,347		
その他の有価証券	16,945,191,572		
預金	100,000,000		
大口定期預金	100,000,000		
日本消防協会貸付金	1,740,719,423		
合計	**34,818,688,928**	**合計**	**34,818,688,928**

注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法

償却原価法により行っている。

2　固定資産の減価償却方法

定額法により行っている。

3　引当金等の計上基準

⑴　退職給与引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。

⑵　未払給付引当金

退職消防団員への支払いに備えるため、会計規程第50条の規定による金額を計上している。

⑶　変動調整準備金

会計規程第52条に基づき将来の支払いを確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剰余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年８月１日　　長和町長　羽田健一郎

１　当該建築物の所在

長和町和田字久保2434番地１

２　所有者等が行うべき措置の内容

⑴　当該建築物の除却

⑵　敷地内の雑草・立木等の伐採

⑶　敷地内の残置物の撤去

３　措置の期限

令和７年８月15日

４　長和町長による措置

所有者等が３の期限までに２の措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により町長又は町長が命じた者若しくは委任した者が、２の措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

５　長和町役場掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、長和町公告式条例第２条第２項に規定する長和町役場掲示場において掲示する。

６　問い合わせ先

長和町役場総合政策課移住定住係

電話：0268―75―2066

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北海道伊達市元町七番地　有限会社壺屋

代表清算人　藤田　征司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北海道増毛郡増毛町暑寒町三丁目一一四番地

有限会社弘版

清算人　吉田　弘

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北海道苫小牧市東開町四丁目五番七号

株式会社Ｍ工房

代表清算人　岩坂　美佐

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

札幌市中央区北十三条西十五丁目五番二八号

株式会社さがら設計事務所

代表清算人　相良　孝一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

仙台市宮城野区扇町三丁目一番一四号

ジョンソンボイラ仙台株式会社

代表清算人　進藤　孝司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

仙台市青葉区みやぎ台一丁目八番六号

ＫＩＫＩクリエート株式会社

代表清算人　石川久美子

解散公告

当法人は、令和七年六月二十九日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

山形市桜田西四丁目一番一四号大島医院内

特定非営利活動法人山形県トレーナー協会

清算人　穂積　隆史

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県稲敷市駒塚五五七番地一

株式会社宮本

代表清算人　宮本　和也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県笠間市下郷四〇三八番地の九

有限会社オネステージ

代表清算人　辻　正信

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県水戸市千波町一八五三番地一

株式会社プロスパー

代表清算人　本田　真人

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

群馬県太田市矢場町二七〇七番地

株式会社Ｙ商事

代表清算人　柳田　芳典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県朝霞市西原二丁目一五番一〇号

ビーフロスト二〇七号

有限会社ティアンドエム建築設計事務所

清算人　田中　久裕

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県加須市騎西八番地七

加須農業集落排水ＰＦＩ株式会社

代表清算人　下條　一

解散公告

当社は、令和七年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県熊谷市弥藤吾一六〇―六

株式会社ＢＯＥ

代表清算人　倪　天択

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県川口市江戸二丁目四番一六号

有限会社中央建設

清算人　前原　浩代

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県さいたま市南区太田窪二〇〇二番地

有限会社スペース・クリエイター

清算人　髙橋　貞男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県さいたま市浦和区岸町二丁目一番五号

株式会社丸善

代表清算人　平野喜市郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県川越市藤間一一三三番地四七

株式会社宮原商店

代表清算人　藤岡　名奈

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県館山市安布里七八〇番地

株式会社旧房洋堂

代表清算人　長尾　典子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県市川市新田三丁目一〇番四号

株式会社エムツー

代表清算人　菊池　正美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県船橋市三咲四丁目一四番二五号

株式会社アイ設計開発

代表清算人　五十嵐大人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県流山市西初石二丁目九二九番地の一

ルネサンス初石五〇七

日本テクノ有限会社

清算人　笠川　森璽

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県千葉市美浜区若葉三丁目一番地一一

Ｓｋｙｌｏｇ合同会社

清算人　藤田　彩佳

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県四街道市上野二六〇番地の六

有限会社スズキタイル

清算人　鈴木　忍

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三〇号

メトロホールディングス合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都練馬区桜台五丁目一番二号

株式会社グローバルアシスト

代表清算人　**樋口**　利枝

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人Ｏｌｉｖｅ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区赤坂四丁目二番六号アクタス税理士法人内

合同会社ＢＲＤ１

清算人　一般社団法人ＢＲＩ１

職務執行者　粕谷　直人

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋富沢町九番一〇号稲村ビル七階

株式会社エステーホーム

代表清算人　島村　勉

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　合同会社ＡＦＲＡ　ＳＨＩＢＵＹＡ

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人ＨＤＧ３４

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区新川二丁目一二番一五号

バックマンラボラトリーズ株式会社

代表清算人　於　知　花

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

宮益坂上プロパティーズ合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区南青山二丁目八番二―二〇五号

有限会社サムスタッフ

清算人　小笠原　悟

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都新宿区若松町二四番一〇―二〇三号

有限会社ＨＥＡＲＴＥＶＥ

清算人　髙岡さえ子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ココファンド２

清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人ココファンド２

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都荒川区荒川三丁目六四番三号

レッドサンファームズジャパン株式会社

代表清算人　山下　大介

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

Ｒインフラ４号合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ジャパンインフラ15号合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ジャパンインフラホールディングス15号

一般社団法人　代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＤＲＰ合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都荒川区東尾久六丁目二一番三号

柳沼電設株式会社

代表清算人　柳沼　栄

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

サイガワソーラー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

サイガワソーラーホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都文京区本郷一丁目二七番八―六〇九号

ＨＭ有限責任事業組合

清算人　服部　健彦

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区岩本町一丁目六番五号神田北爪ビル

一般社団法人林業薬剤協会

代表清算人　小合　信也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区芝浦三丁目一番一号

昭光通商保険サービス株式会社

代表清算人　國分　亮

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・イー・エル

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年八月一日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

センチュリオン・ワン合同会社

清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ヒラツカ特定目的会社

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都目黒区大橋一丁目八番七号

株式会社ドラセナスクエア

代表清算人　布田　孝代

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都東村山市萩山町三丁目三一番地五

六―一一四号

合同会社ＥＳＧパラドックス

清算人　小口　裕太

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都杉並区清水一丁目一二番二号

合同会社ヌエマル電力

清算人　小口　裕太

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号

合同会社たぬたぬ蓄電

清算人　小口　裕太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室　アラン合同会社

清算人　宮本　傑

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　青山ホールディング一般社団法人

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　御堂筋マネージメント合同会社

清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＦＬＩＰ第１５９号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＦＬＩＰ第１５７号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＦＬＩＰ第２０２号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＦＬＩＰ第２０５号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＳＨＩＰ第３０号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＳＨＩＰ第３１号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社ＳＨＩＰ第３２号

代表清算人　中村　敬一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区神田司町二丁目十九番五号

マリン興産株式会社

代表清算人　貞方　市則

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都品川区平塚三丁目二番一三―二〇〇一号　ＤＸデータガバナンス株式会社

代表清算人　黒澤　基博

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区湊一丁目六番一一号

株式会社シー・エム・エヌ

代表清算人　長井　光雄

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都世田谷区砧五丁目九番七号

株式会社ソリッド・ブラス

代表清算人　溝川　誠司

解散公告

当社は、会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区飯田橋一丁目九番六号

株式会社東都設計

代表清算人　矢野　博史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区湊一丁目六番一一号

株式会社シー・エム・アルファ

代表清算人　長井　光雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都品川区西五反田八丁目一〇番一四号―一一〇八

株式会社三ツ木寝具

代表清算人　小又理恵子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＵＳＤＡ堺ロジスティック特定目的会社

代表清算人　川島　聖

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

茨木２ロジスティック特定目的会社

代表清算人　川島　聖

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都台東区浅草一丁目三四番一号

リアル賃貸保証株式会社

代表清算人　関口　透

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区芝浦三丁目一番一号

株式会社Ｄｒｏｎｅ　Ａｕｔｏｐｉｌｏｔ　Ｌａｂ

代表清算人　三木　聡

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区西麻布一丁目三番二三号

合同会社アールズ

清算人　岡田　廉

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋室町一丁目二番六号

エムデイーシー株式会社

代表清算人　佐久間和之

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ジャパン・ロジスティクス１一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都府中市小柳町二丁目四一番地の一

有限会社アイ・ピー・オー

清算人　岩井セツ子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ソーラークーロンホールディングス一般社団法人

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ソーラークーロンホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区神田駿河台二丁目一番地一

九アルベルゴ御茶ノ水

株式会社ＳＰワールド

代表清算人　夏目　和夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区南青山三丁目一七番三号

合同会社ＳＭＨ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ

清算人　清水　義之

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル

Ｈｏｎｍａｃｈｉ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都豊島区上池袋三丁目三五番一二号

有限会社テクノ東栄

清算人　東原　正晃

解散公告

当社は、臨時社員総会の決議により、令和七年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

目黒プロパティー特定目的会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都品川区戸越一丁目二八番五号

有限会社エフノワ

清算人　古橋　友美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目一六番一三―四〇三号

株式会社丸長

代表清算人　江本　佳司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ＤＳ　Ｔｏｒａｎｏｍｏｎ合同会社

清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ＤＳ　Ｔｏｒａｎｏｍｏｎ一般社団法人

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、令和七年七月二十二日開催の社員総会の決議により令和七年七月三十一日で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都江東区亀戸二丁目一八番一〇号住友生命亀戸駅前ビル六Ｆ

一般社団法人鋼製グレーチング工業会

代表清算人　土井　正夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区新川一丁目八番二五号

有限会社天勘

清算人　窪田　浩之

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都新宿区西新宿三―九―七ＢＩＺＳＭ

ＡＲＴ西新宿　株式会社ワイズ

代表清算人　溝口　優也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区銀座一丁目一二―四Ｎ＆ＥＢ

Ｌ．Ｄ．七階　株式会社じわら

代表清算人　徳永　雅夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋箱崎町三五番三号ＢＲ

ＩＣＫＧＡＴＥ日本橋二Ｆ

ＳｋｙＲｅｙ合同会社

清算人　海老澤颯太

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

横浜市青葉区たちばな台一丁目五番地六四

有限会社日置事務所

清算人　日置　祥久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

川崎市高津区下野毛三丁目三番一五号

有限会社巧建設

清算人　佐藤　浩三

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東二丁目三九番地二

株式会社エヌジーティー

代表清算人　長田　雄介

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県厚木市下川入二九一番地六

株式会社湘南カッター

代表清算人　四戸　光雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

横浜市泉区下和泉五丁目一五番五号

有限会社メイネット

清算人　伊東　理香

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県逗子市小坪一丁目二七番七号

シリウス株式会社

代表清算人　竹下　淳志

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三―七―一オーシャンゲートみなとみらい八Ｆ

株式会社ＡＲＳＥＯＮ

代表清算人　海老澤颯太

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三―七―一オーシャンゲートみなとみらい八Ｆ

株式会社Ｒｅａｄｉｌｙ

代表清算人　海老澤颯太

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五七番地二ザ・タワー横浜北仲四二一六号室

ＳＴＡＲＧＲＯＵＰ株式会社

代表清算人　海老澤颯太

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

横浜市西区みなとみらい五丁目三番一―Ｏ―二五〇一号

ＰｌａｙｆｕｌＣｏ．株式会社

代表清算人　海老澤颯太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

横浜市青葉区市ケ尾町四八三番地五

有限会社大仁堂ギャラリー

清算人　高樹　譲治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

神奈川県三浦市向ケ崎町三番一〇号

有限会社花石

清算人　石渡　兼次

解散公告

当法人は、令和七年五月二十五日の社員総会により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福井市大東一丁目三番一二号

特定非営利活動法人農と地域のふれあいネットワーク

清算人　多田　憲市

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福井県大飯郡おおい町本郷第一五三号一番地一

おおい旅館料飲合同会社

清算人　岡　敏夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

長野県北安曇郡松川村森重五二六八番地二一三

株式会社Ｋ・Ｇ

代表清算人　横内　久哲

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

長野県千曲市大字鋳物師屋一五〇番地

株式会社ＭＪ

代表清算人　森川　潤一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

長野県上田市上田原四九一番地七

有限会社日本旅行企画

清算人　小池　徳男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

岐阜県恵那市大井町二三六〇番地の一

有限会社伊吹工業所

清算人　伊吹　毅

解散公告

当社は、令和七年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

静岡県袋井市中新田三一三番地

有限会社松下企画

清算人　松下　雅由

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

静岡県周智郡森町森一七八九番地の三六

株式会社ｉＮＣ

代表清算人　田丸　裕史

解散公告

当法人は、令和七年五月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

静岡県富士市石坂三七七番地の二八

一般社団法人ふじ子ども・子育て支援ネット

代表清算人　佐野　行男

解散公告

当社は、令和七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

愛知県岡崎市若松東一丁目二番一四ＴＵＩＮ一〇二　ワールドキャピタル株式会社

代表清算人　園田アレフ

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

愛知県海部郡蟹江町桜一丁目九七番地

丸共食品株式会社

代表清算人　山田　康弘

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

名古屋市東区豊前町二丁目四三番地

合同会社山口商店

清算人　山口　信子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

愛知県常滑市古場町二丁目三五番地

有限会社ナカノ

清算人　中野　義人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

三重県松阪市田村町七二九番地

オクダ建設有限会社

清算人　奥田　茂

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

三重県松阪市高町五四一番地一六

株式会社一歩堂

代表清算人　新田　秋子

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

三重県三重郡菰野町大字下村一〇〇四番地一二

一般社団法人特化エキスパート推進協議会

清算人　神宮司道宏

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

三重県伊勢市植山町四九番地

有限会社ワイエー精機

清算人　田畑　晃

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

滋賀県東近江市蛇溝町二三四番地

奥村通信建設株式会社

代表清算人　奥村　博道

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

京都市伏見区東奉行町一番地　桃山グランドハイツ一一三号

有限会社アーキファイブ建築設計工房

清算人　太田　壽夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

京都府木津川市木津川台七丁目七番地一二

株式会社ディーマン・ブラザーズ

代表清算人　藤岡　幹浩

解散公告

当社は、令和七年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

京都市南区八条内田町三八番地一五

株式会社日本生命科学総研

代表清算人　米倉　和子

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により同月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪市大正区三軒家東一丁目七番一八号コニシビル三〇一号

株式会社メディカルケアコンフォート

代表清算人　横山　亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府東大阪市額田町六番一五号

株式会社キンキ

代表清算人　井野　智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府松原市南新町六丁目一一番一二号

株式会社瀬川製作所

代表清算人　瀬川　雅恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

株式会社ベルスタッフ

代表清算人　赤羽　俊雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府交野市私部西一丁目三六番一〇―一〇二号

ブルーフレイム株式会社

代表清算人　谷本　貴之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪市城東区今福西二丁目八番一三号

株式会社ハイテック

代表清算人　渡瀬英津郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府寝屋川市本町六―一七

株式会社ジェイテクトマグネティックベアリング

代表清算人　原田　憲章

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府吹田市原町一丁目三八番一七号

株式会社アートリョウ

代表清算人　畑中　良輔

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府枚方市茄子作一丁目四三番一七号

有限会社長堀住宅

清算人　細川　巴

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府八尾市大字山畑三〇番地

有限会社オーク産業

清算人　山中　篤

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府羽曳野市羽曳が丘四丁目一二番三号

十洋商事株式会社

代表清算人　杉崎　知美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府大東市御領三丁目一〇番一二号

有限会社前島製作所

清算人　前島　勇二

解散公告

当社は、令和七年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府堺市美原区多治井一七七番地の九

有限会社池渕酒店

清算人　池渕　育男

解散公告

当社は、令和七年七月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府寝屋川市出雲町一六番三号

有限会社村上塗装店

清算人　村上　雅彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府大東市御領三丁目一二番一七号

有限会社尾川印刷所

清算人　尾川　博章

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府東住吉区杭全一丁目一五番一八号

ＳＤ企画株式会社

代表清算人　澤田　浩和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪府大東市末広町一二番一号

有限会社シャイニングバンブー

清算人　松由晃一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪市西区京町堀一丁目九番一九号

有限会社粂ビル

清算人　松井みどり

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

大阪市東淀川区東中島三―二―六―七Ｆ

Ｂｌｕｅ　Ｌａｇｏｏｎ合同会社

清算人　辻井　聖大

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

大阪市中央区南船場一丁目九番一号

有限会社トレーニョ・ジャパン

清算人　杉田　みき

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

大阪市城東区東中浜九丁目四番五号

有限会社竹内商会

清算人　竹内　康夫

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

大阪市中央区東心斎橋一丁目八番一一―三〇六号

株式会社グッティー

代表清算人　風間　敏恵

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

大阪府枚方市藤阪元町三丁目五番三八号

GDシステムパートナーズ合同会社

代表清算人　山口　幸雄

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

大阪市西区立売堀六丁目六番六―四一一号

有限会社ハラウォールシステム

清算人　原　登志雄

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

神戸市東灘区本山南町八丁目六番二六号

株式会社エルユーエスソリューションズ

代表清算人　野田　荘一

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

神戸市兵庫区東山町四丁目七番地の一

神戸丸神株式会社

代表清算人　上田　幸雄

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

兵庫県小野市池尻町三二〇番地の一

株式会社井上製作所

代表清算人　井上　貴善

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

兵庫県姫路市飾磨区中島三一二六番地の一

日光テクニカ株式会社

代表清算人　地見　祐介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

神戸市中央区加納町四丁目六番四号

株式会社ギャラリールポール

代表清算人　田中　弘美

解散公告

当社は、令和７年７月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

兵庫県芦屋市浜芦屋町三番一五―六〇四号

有限会社さいわい薬局

清算人　島　サヨミ

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

神戸市灘区烏帽子町三丁目一番二三―二〇三号

株式会社環幸

代表清算人　中村　雅由

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

奈良市東登美ヶ丘一丁目五番七号

ナラサンライズ株式会社

代表清算人　朴　賢信

解散公告

当組合は、令和７年六月十七日開催の臨時総会の議決により、令和７年六月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地

湯浅小売酒販組合

清算人　岡﨑登久三

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

和歌山市吉里四三番地

特定非営利活動法人チョイお手伝い

清算人　中谷　道雄

解散公告

当社は、令和７年７月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年８月１日

岡山県笠岡市笠岡二三五五番地の一六

安原建鉄株式会社

代表清算人　安原猪三夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

広島県安芸郡府中町茂陰二丁目二番二四―三〇二号

有限会社極真工業

代表清算人　真鍋　正

解散公告

当社は、令和七年六月二十六日開催の株主総会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

広島市佐伯区五月が丘五丁目一二番二三号

株式会社美栄商事

代表清算人　吉川　美枝

解散公告

当社は、令和七年七月五日開催の株主総会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

広島市安佐南区長束西五丁目八番九号

朝日石材工業株式会社

代表清算人　久川　一美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

広島市安佐南区東原三丁目七番五号

有限会社ｏｔｏ２

清算人　加村　理恵

解散公告

当社は、令和七年七月十五日社員全員の一致をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

広島市西区庚午中三丁目二番一八号

アセットビズ合同会社

清算人　井元　秀人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

広島市安佐南区中須一丁目一四番一七号

合同会社弘津

清算人　弘津　信二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

山口県山陽小野田市高千帆一丁目二六番一三号

有限会社木村測量

清算人　木村　義浩

解散公告

当社は、令和七年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

山口県周南市大字栗屋八三一番地の六

株式会社フタバ木工

代表清算人　原嶋　直子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

愛媛県伊予郡砥部町五本松一三四番地

有限会社イーエル

代表清算人　米田　高幸

解散公告

当社は、令和七年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

愛媛県松山市高井町三〇五番地二

有限会社河田建設

清算人　河田　清志

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福岡市東区千早四丁目一番六号

株式会社Ｍ―ＬＡＢＯ

代表清算人　伊藤由香里

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により令和七年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北九州市八幡西区黒崎城石一番二号

オリオ精機株式会社

代表清算人　柴田　文英

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福岡市中央区大宮一丁目三番一四号

有限会社インフィニティ

清算人　松島多恵子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福岡県嘉麻市漆生一三九二番地一六

株式会社ＤＭ

代表清算人　仲道　大介

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福岡市中央区笹丘三丁目一六番三一号

富士工業株式会社

代表清算人　枡田　文枝

2025年３月期決算公告

令和７年８月１日

福島県郡山市図景一丁目８番21号

株式会社福島マツダ

代表取締役　戸田　博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,634
	固定資産	5,203
	合計	7,837
負債及び純資産の部	流動負債	2,790
	固定負債	537
	株主資本	4,510
	資本金	120
	資本剰余金	2,109
	利益剰余金	2,281
	（その他利益剰余金）	(2,281)
	（うち当期純損失）	(34)
	合計	7,837

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福岡市東区箱崎三―六―三

合同会社ウィロースター

清算人　李　太龍

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

長崎県佐世保市宮崎町一番五号

有限会社石井伸栄堂薬局

清算人　石井　啓樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

熊本県天草市今釜町一二番二八号

有限会社鳥羽瀬商会

清算人　鳥羽瀬真有

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

熊本県球磨郡五木村甲六六三八番地の一

農林興業株式会社

代表清算人　杉山　俊二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字花見原四九一三番二

有限会社Ｌ＆Ｃ

清算人　炭永　尚男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

宮崎県宮崎市村角町天神田一七五三番地

有限会社アンラク印刷

清算人　安樂　裕明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄六九六五番地

有限会社補聴器センター南九州

代表清算人　鳥原シゲ子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

宮崎県都城市郡元町二六三九番地

有限会社アルプス工芸

清算人　井上　勇夫

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

宮崎市大字田吉三〇三番地

有限会社野﨑住宅

清算人　野﨑　廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

鹿児島市上荒田町九番八号

株式会社太平建材

代表清算人　米澤　行義

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

鹿児島県大島郡龍郷町芦徳八〇〇番地

株式会社芦徳プロパティ

代表清算人　田畑美千代

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

沖縄県那覇市繁多川四丁目四番八号

株式会社上間建設

代表清算人　上間美智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日に解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

沖縄県南城市大里字稲嶺二〇二二番地

有限会社エースプロジェクト

清算人　城間　尚

解散公告（第一回）

当法人は、昭和二十七年十月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

秋田県山本郡上岩川村字落合二四二番地

宗教法人岩川神社

清算人　國柄　進一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月十九日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号

宗教法人神習教三山田村分教会

清算人　町田　敦

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

石川県珠洲市若山町中三二の部八番地

農事組合法人なか営農組合

清算人　寺家谷　勉

第28期決算公告

令和７年８月１日

栃木県宇都宮市下川俣町458番地１

株式会社ジェームス宇都宮

代表取締役　守川　真介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	343
	固定資産	118
	合計	461
負債及び純資産の部	流動負債	81
	固定負債	24
	株主資本	356
	資本金	50
	利益剰余金	306
	その他利益剰余金	306
	（うち当期純利益）	(11)
	合計	461

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月三十日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福井県越前市瓜生町三三字上岸ノ上二六―二

宗教法人上宮寺

清算人　白藤　昭武

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月五日京都地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

京都市北区紫野南花ノ坊町八番地の三

宗教法人水心会

清算人　弁護士　吉松　裕子

連絡先　京都市中京区御池通柳馬場角京都朝日ビル九階京都成蹊法律事務所

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年六月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

福岡県行橋市大字辻垣二一三番地

清算法人辻垣・道場寺・高瀬土地改良区

代表清算人　大田　完治

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

栃木県宇都宮市一番町二番一一号

医療法人社団大衛会

清算人　相田　朝美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月三十日、社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

沖縄県沖縄市美里五丁目二四番一五号

医療法人トキオ会

代表清算人　吉里　時雄

第二十期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	六、六九九
固定資産	一六、五五八
資産合計	二三、二五七
負債及び純資産の部	
流動負債	五四、一二一
固定負債	七三、六九二
株主資本	△一〇四、五五六
資本金	三六、五五〇
利益剰余金	△一四一、一〇六
その他利益剰余金	△一四一、一〇六
（うち当期純損失）	（二、五二一）
負債及び純資産合計	二三、二五七

令和七年八月一日

京都府舞鶴市字瀬崎六〇番地

株式会社農業法人ふるる

代表取締役　秋安　俊豪

第65期決算公告

令和７年８月１日

栃木県宇都宮市駒生二丁目10番28号

ネッツトヨタ栃木株式会社

代表取締役　守川　真介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,301	流動負債	10,627
固定資産	18,085	固定負債	8,585
		株主資本	20,718
		資本金	40
		資本剰余金	2,533
		その他資本剰余金	2,533
		利益剰余金	18,270
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	18,230
		（うち当期純利益）	(2,005)
		自己株式	△125
		評価・換算差額等	456
資産合計	40,386	負債・純資産合計	40,386

第 28 期 決 算 公 告

令和７年８月１日
東京都千代田区神田小川町一丁目２番地　風雲堂ビル２Ｆ
株式会社アークライト
代表取締役　青柳　昌行

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,782,508	流動負債	1,397,650
固定資産	439,429	賞与引当金	58,312
		固定負債	801,892
		退職給付引当金	34,550
		株主資本	1,022,395
		資本金	50,000
		資本剰余金	88,500
		その他資本剰余金	88,500
		利益剰余金	883,895
		利益準備金	63
		その他利益剰余金	883,831
		（うち当期純利益）	(134,517)
資産合計	**3,221,937**	**負債・純資産合計**	**3,221,937**

第10期決算公告　　令和７年６月19日
東京都港区六本木三丁目１番１号
株式会社ＳＢＩ　ＢＩＴＳ
代表清算人　武藤　恵慈
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,511,648
	固定資産	1,064,986
	資産合計	**2,576,634**
負純資産債及のび部	流動負債	394,502
	固定負債	246,192
	株主資本	1,935,940
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	1,250,000
	その他資本剰余金	1,250,000
	利益剰余金	△664,059
	その他利益剰余金	△664,059
	（うち当期純損失）	(529,809)
	負債・純資産合計	**2,576,634**

第１期決算公告
令和７年５月23日
東京都港区港南二丁目16番３号
品川グランドセントラルタワー
Koei Group株式会社
代表取締役　岩本　守
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1
	固定資産	21
	合計	**22**
負純資産債及のび部	流動負債	4
	固定負債	0
	株主資本	18
	資本金	20
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	**22**

第62期決算公告
令和７年６月27日
千葉県船橋市三咲二丁目14番１号
株式会社船橋第一自動車教習所
代表取締役　澤田　宏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,364
	固定資産	172,110
	合計	**333,474**
負純資産債及のび部	流動負債	23,749
	固定負債	41,083
	株主資本	268,642
	資本金	13,000
	利益剰余金	255,642
	利益準備金	13,000
	その他利益剰余金	242,642
	（うち当期純利益）	(2,578)
	合計	**333,474**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所プロパティマネジメント株式会社　②国土交通大臣⑸第6334号　③代表取締役　久保人司　④東京都千代田区丸の内二丁目５番１号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区永田町２―11―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目５番１号　三菱地所プロパティマネジメント株式会社　代表取締役　久保人司

①株式会社ホームサイト　②京都府知事⑶第12942号　③代表取締役　岩越和也　④京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地４　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地４　株式会社ホームサイト　代表取締役　岩越和也

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社レゾナック

代表取締役社長　髙橋　秀仁

東京都港区東新橋一―九―二

東京汐留ビルディング

二、第一種事業の名称、種類及び規模

名称　川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

原動力の種類　ガスタービン及び汽力

出力規模　約十七万キロワット

燃料　都市ガス及び水素

現場　神奈川県川崎市川崎区扇町五―二

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

第一種事業の事業性の観点から、出力規模を縮小することとなつたため、法第三条の九第一項第二号に該当することとなりました。

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一―九―二　東京汐留ビルディング

株式会社レゾナック

代表取締役社長　髙橋　秀仁

第24期決算公告

令和７年８月１日
東京都新宿区西新宿七丁目７番26号
ユーアンドアールホテルマネジメント株式会社
代表取締役　小檜山　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,210,988
	固定資産	2,310,508
	繰延資産	798
	資産合計	5,522,295
負債及び純資産の部	流動負債	1,705,529
	固定負債	282,646
	株主資本	3,534,118
	資本金	99,000
	利益剰余金	3,435,118
	利益準備金	495
	その他利益剰余金	3,434,623
	（うち当期純利益）	(794,267)
	負債・純資産合計	5,522,295

第41期決算公告

令和７年８月１日
東京都新宿区西新宿七丁目７番26号
ユニオン・シティサービス株式会社
代表取締役　小檜山　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,927,730
	固定資産	2,189,407
	資産合計	7,117,137
負債及び純資産の部	流動負債	600,806
	固定負債	152,638
	株主資本	6,363,692
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,800
	資本準備金	200,800
	利益剰余金	6,062,892
	利益準備金	66,120
	その他利益剰余金	5,996,772
	（うち当期純利益）	(294,609)
	負債・純資産合計	7,117,137

第23期決算公告

令和７年８月１日
東京都新宿区西新宿七丁目７番26号
ユニオンサポート株式会社
代表取締役　小檜山　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	291,699
	固定資産	435,009
	資産合計	726,709
負債及び純資産の部	流動負債	10,814
	固定負債	553,599
	株主資本	162,295
	資本金	30,000
	利益剰余金	132,295
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	132,145
	（うち当期純損失）	(7,976)
	負債・純資産合計	726,709

第15期決算公告

令和７年６月20日
東京都港区虎ノ門三丁目８番21号
ｉｎＱｓ株式会社
代表取締役　白井　克彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	113,033
	固定資産	333,777
	資産合計	446,811
負債及び純資産の部	流動負債	210,018
	固定負債	71,600
	株主資本	165,192
	資本金	100,000
	資本剰余金	776,125
	資本準備金	696,125
	その他資本剰余金	80,000
	利益剰余金	△710,932
	その他利益剰余金	△710,932
	（うち当期純損失）	(53,566)
	負債・純資産合計	446,811

第25期決算公告

令和７年８月１日
東京都新宿区西新宿七丁目７番26号
ユニオンキャピタル株式会社
代表取締役　小檜山　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	830,519
	固定資産	4,450,030
	資産合計	5,280,549
負債及び純資産の部	流動負債	203,046
	固定負債	1,089,484
	株主資本	3,988,018
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	3,588,018
	利益準備金	24,901
	その他利益剰余金	3,563,117
	（うち当期純利益）	(203,998)
	負債・純資産合計	5,280,549

第24期決算公告

令和７年８月１日
東京都新宿区西新宿七丁目７番26号
ユニオン・メディエイト株式会社
代表取締役　小檜山　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,002,532
	固定資産	1,322,519
	資産合計	2,325,052
負債及び純資産の部	流動負債	258,262
	固定負債	113,599
	株主資本	1,953,189
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,853,189
	利益準備金	5,501
	その他利益剰余金	1,847,688
	（うち当期純利益）	(90,843)
	負債・純資産合計	2,325,052

第３期決算公告

令和７年８月１日
東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社エンパワー
代表取締役　一木　哲郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,578
	固定資産	504,810
	合計	509,388
負債及び純資産の部	流動負債	505,328
	株主資本	4,059
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,941
	その他利益剰余金	△5,941
	（うち当期純損失）	(3,284)
	合計	509,388

第12期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区外神田３丁目13番８号
グローバルブルー・ティエフエス・ジャパン株式会社
代表取締役　清水　克俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,014,538
	固定資産	435,755
	資産合計	14,450,293
負債及び純資産の部	流動負債	9,804,333
	賞与引当金	78,041
	株主資本	4,645,960
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	4,445,960
	その他利益剰余金	4,445,960
	（うち当期純利益）	(3,129,374)
	負債・純資産合計	14,450,293

第102期決算公告

令和７年８月１日
東京都中央区京橋３―12―６
有隣電氣工業株式会社
代表取締役　越智　一夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	192,788
	固定資産	27,283
	資産合計	220,071
負債及び純資産の部	流動負債	32,998
	固定負債	45,834
	引当金	△1,608
	株主資本	142,847
	資本金	10,000
	資本剰余金	390
	利益剰余金	132,457
	（うち当期純損失）	(13,370)
	負債・純資産合計	220,071

第22期決算公告

令和７年８月１日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
東アジア連合鋼鐵株式会社
代表取締役　船越　弘文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,459
	固定資産	0
	合計	3,459
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	3,458
	資本金	17
	資本剰余金	3,429
	利益剰余金	11
	その他利益剰余金	11
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	3,459

第７期決算公告

令和７年８月１日
東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社メディカルメンバーシステム
代表取締役　一木　哲郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,714
	合計	31,714
負債及び純資産の部	流動負債	6,010
	株主資本	25,705
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,441,636
	その他資本剰余金	3,441,636
	利益剰余金	△3,515,931
	その他利益剰余金	△3,515,931
	（うち当期純利益）	(43,639)
	合計	31,714

興業債券・みずほ銀行債券・みずほコーポレート銀行債券の元利金お支払い終了のお知らせ

令和７年８月１日をもって、興業債券・みずほ銀行債券・みずほコーポレート銀行債券の元利金のお支払いは終了いたしました。

なお、元利金のお支払いに関する詳細は、コーポレート・エージェンシー部までお問い合わせください。

取扱店
東京都千代田区大手町一丁目５番５号
株式会社みずほ銀行
頭取　加藤　勝彦

第 61 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
東京都中央区八重洲二丁目２番１号
大阪石油化学株式会社
代表取締役　林　裕作

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	8,658
	固定資産	13,664
	合計	22,322
負純資債及産のび部	流動負債	5,714
	固定負債	11,798
	株主資本	4,810
	資本金	100
	利益剰余金	4,710
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	3,460
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	22,322

第 7 期 決 算 公 告

令和７年８月１日
東京都中央区築地４丁目１番１号
松竹ベンチャーズ株式会社
代表取締役社長　井上　貴弘

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	37,344
	固定資産	656
	資産合計	38,000
負純資債及産のび部	流動負債	4,788
	株主資本	33,212
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	14,212
	その他利益剰余金	14,212
	（うち当期純利益）	(2,982)
	負債・純資産合計	38,000

第２期決算公告　令和７年８月１日

東京都港区芝５丁目７番地１号
株式会社Ｐａｉｎｔｅｒ
代表取締役　岩田　太地

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	26,599
	固定資産	905,530
	繰延資産	142
	合計	932,271
負純資債及産のび部	流動負債	1,794
	固定負債	911,637
	株主資本	18,839
	資本金	9,800
	資本剰余金	9,800
	資本準備金	9,800
	利益剰余金	△760
	その他利益剰余金	△760
	（うち当期純利益）	(958)
	合計	932,271

第 11 期決算公告　令和７年８月１日

東京都中央区銀座七丁目13番６号
サガミビル２階
株式会社アロマビット
代表取締役　黒木俊一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	179,274
	固定資産	3,294
	資産合計	182,568
負純資債及産のび部	流動負債	28,344
	株主資本	154,224
	資本金	100,000
	資本剰余金	594,169
	資本準備金	594,169
	利益剰余金	△539,944
	その他利益剰余金	△539,944
	（うち当期純損失）	(62,684)
	負債・純資産合計	182,568

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月１日
東京都品川区大崎二丁目９番３号
大崎ウエストシティビル１階
福島ウェルネス株式会社
代表取締役　池浦　良祐

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	53,778
	固定資産	22,850
	資産合計	76,628
負純資債及産のび部	流動負債	965
	固定負債	80,294
	株主資本	△4,630
	資本金	100
	利益剰余金	△4,730
	その他利益剰余金	△4,730
	（うち当期純損失）	(4,730)
	負債・純資産合計	76,628

第２期決算公告　令和７年８月１日

東京都渋谷区広尾五丁目８番14号
ＭＳ－ＨＤ株式会社
代表取締役社長　秋山　正則

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,379,452
	固定資産	6,636,310
	合計	10,015,763
負純資債及産のび部	流動負債	2,176,517
	固定負債	5,300,200
	株主資本	2,539,046
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,000,000
	その他資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	△560,953
	その他利益剰余金	△560,953
	（うち当期純損失）	(153,994)
	合計	10,015,763

第 53 期決算公告　令和７年６月30日

岐阜県可児市姫ケ丘一丁目３番地
星菱電機株式会社
代表取締役　藤井　健一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	348,409
	固定資産	242,812
	資産合計	591,221
負純資債及産のび部	流動負債	103,258
	賞与引当金	44,400
	固定負債	7,400
	役員退任慰労引当金	7,400
	株主資本	480,563
	資本金	10,000
	利益剰余金	470,563
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	468,063
	（うち当期純利益）	(18,732)
	負債・純資産合計	591,221

第 66 期 決 算 公 告

令和７年８月１日
新潟市中央区東大通二丁目５番８号
株式会社新潟教弘
代表取締役　石井　正文

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	402,792
	固定資産	5,108
	合計	407,900
負純資債及産のび部	流動負債	10,412
	株主資本	397,488
	資本金	3,000
	利益剰余金	394,488
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	393,738
	（うち当期純利益）	(27,995)
	合計	407,900

第 54 期決算公告　令和７年８月１日

横浜市金沢区昭和町3175番地
日飛興産株式会社
代表取締役社長　黒木　眞介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,420,179
	固定資産	17,460
	合計	1,437,639
負純資債及産のび部	流動負債	1,142,157
	固定負債	14,338
	株主資本	281,143
	資本金	120,000
	資本剰余金	1,192
	資本準備金	1,192
	利益剰余金	159,952
	利益準備金	28,808
	その他利益剰余金	131,143
	（うち当期純利益）	(7,602)
	合計	1,437,639

第 18 期決算公告　令和７年８月１日

三重県四日市市川尻町100番地
ＭＣＪエネルギーサービス株式会社
代表取締役　千明　勝郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,229,932
	固定資産	559,971
	合計	2,789,904
負純資債及産のび部	流動負債	1,398,146
	固定負債	94,638
	株主資本	1,297,119
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	1,197,119
	その他利益剰余金	1,197,119
	（うち当期純利益）	(564,249)
	合計	2,789,904

第 62 期決算公告　令和７年８月１日

愛知県一宮市富士三丁目５番15号
村川設備工業株式会社
代表取締役　岡本　久

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	675,932
	固定資産	10,838
	資産合計	686,770
負純資債及産のび部	流動負債	74,713
	賞与引当金	2,329
	固定負債	7,822
	退職給付引当金	7,822
	株主資本	604,234
	資本金	20,000
	利益剰余金	584,234
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	579,234
	（うち当期純利益）	(27,433)
	負債・純資産合計	686,770

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
愛知県海部郡飛島村大字新政成
字亥之切955－１
坪内運輸株式会社
代表取締役　坪内　志郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	188,075
	固定資産	129,968
	資産合計	318,043
負純資債及産のび部	流動負債	63,804
	固定負債	33,600
	株主資本	220,639
	資本金	15,000
	利益剰余金	205,639
	利益準備金	2,571
	その他利益剰余金	203,068
	（うち当期純利益）	(8,023)
	負債・純資産合計	318,043

第29期決算公告　令和７年８月１日
島根県鹿足郡津和野町河村504番地１
株式会社フロンティア日原
代表取締役　齋藤　宜文
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,516
	固定資産	8,521
	資産合計	29,037
負純資債及産のび部	流動負債	3,297
	固定負債	8,281
	負債合計	11,578
	株主資本	17,459
	資本金	13,550
	資本剰余金	90
	資本準備金	90
	利益剰余金	3,819
	その他利益剰余金	3,819
	（うち当期純利益）	(25)
	負債・純資産合計	29,037

第５期決算公告　令和７年６月27日
和歌山県和歌山市中之島2249番地
株式会社ロカリスト
代表取締役　柿谷真樹人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,673
	固定資産	4,058
	合計	27,731
負純資債及産のび部	流動負債	25,274
	固定負債	1,490
	株主資本	966
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△49,033
	その他利益剰余金	△49,033
	（うち当期純損失）	(1,365)
	合計	27,731

第24期決算公告
令和７年６月27日
三重県いなべ市大安町鍋坂2262番地19
サンエイ工業株式会社
代表取締役社長　中嶋　秀明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	558,152
	固定資産	60,072
	合計	618,224
負純資債及産のび部	流動負債	277,876
	固定負債	93,224
	株主資本	247,124
	資本金	10,000
	利益剰余金	237,124
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	234,624
	（うち当期純利益）	(17,700)
	合計	618,224

第15期決算公告
令和７年８月１日
東京都台東区東上野一丁目26番２号
一般社団法人日本宝石協会
代表理事　堀内　信之
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,570,532
	固定資産	506,560
	合計	78,077,092
負味債財及産びの正部	流動負債	1,299,459
	負債合計	1,299,459
	基金	10,000,000
	一般正味財産	66,777,633
	正味財産合計	76,777,633
	合計	78,077,092

第213期決算公告　令和７年８月１日
山口県下関市岬之町18番12号
下関倉庫株式会社
代表取締役　平井　研一
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	757,422
	固定資産	197,106
	資産合計	954,528
負純資債及産のび部	流動負債	49,399
	固定負債	0
	株主資本	905,129
	資本金	14,760
	資本剰余金	14,861
	（資本準備金）	(14,861)
	利益剰余金	875,508
	（利益準備金）	(3,690)
	（その他利益剰余金）	(871,818)
	（うち当期純利益）	(30,173)
	負債・純資産合計	954,528

第20期決算公告
令和７年８月１日
山口県下関市岬之町18番12号
足立港運株式会社
代表取締役　平井　研一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,633
	固定資産	13,382
	資産合計	172,015
負純資債及産のび部	流動負債	7,020
	固定負債	0
	株主資本	164,995
	資本金	12,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	152,995
	（利益準備金）	(750)
	（その他利益剰余金）	(152,245)
	（うち当期純利益）	(6,273)
	負債・純資産合計	172,015

第18期決算公告
令和７年６月25日
北海道札幌市中央区南二条西
12丁目324番地11南２条藤井ビル４階
株式会社ＥＶＯＴＥＣＨ
代表取締役　花田　泰一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,444
	固定資産	5,364
	資産合計	73,809
負純資債及産のび部	流動負債	14,720
	固定負債	0
	株主資本	59,088
	資本金	3,000
	利益剰余金	56,088
	その他利益剰余金	56,088
	（うち当期純利益）	(16,987)
	負債・純資産合計	73,809

第１期決算公告
令和７年８月１日
高知県四万十市不破出来島2058番地１
一般社団法人四万十食肉公社
代表理事　山下元一郎
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,496
	固定資産	—
	合計	1,496
負味債財及産びの正部	流動負債	1,496
	固定負債	—
	負債合計	1,496
	基金	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	—
	正味財産合計	—
	合計	1,496

第13期決算公告
令和７年８月１日
東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
公益財団法人小柳財団
代表理事　大倉　一郎
貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,248
	固定資産	2,332,432
	合計	2,339,681
負味債財及産びの正部	流動負債	11
	負債合計	11
	指定正味財産	2,331,832
	一般正味財産	7,838
	正味財産合計	2,339,670
	合計	2,339,681

第12期決算公告　令和７年６月25日
北海道江別市王子１番地
王子グリーンエナジー江別株式会社
代表取締役　早瀬　祐一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,853,305
	固定資産	2,624,871
	資産合計	4,478,176
負純資債及産のび部	流動負債	630,420
	固定負債	3,045
	負債合計	633,465
	株主資本	3,844,711
	資本金	65,000
	利益剰余金	3,779,711
	利益準備金	16,250
	その他利益剰余金	3,763,461
	（うち当期純利益）	(429,508)
	純資産合計	3,844,711
	負債・純資産合計	4,478,176

第８期決算公告
2025年８月１日
北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地１
株式会社えんがるＥサービス
代表取締役　粟津　一雄
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	185,698
	固定資産	945
	合計	186,643
負純資債及産のび部	流動負債	73,630
	株主資本	113,012
	資本金	100,000
	利益剰余金	13,012
	その他利益剰余金	13,012
	（うち当期純利益）	(5,754)
	合計	186,643

第15期決算公告
2025年８月１日
北海道帯広市西24条北４丁目１番地５
株式会社とかちＥサービス
代表取締役　菊地　昭彦
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	405,199
	固定資産	179
	合計	405,379
負純資債及産のび部	流動負債	272,883
	株主資本	132,496
	資本金	35,000
	利益剰余金	97,496
	その他利益剰余金	97,496
	（うち当期純利益）	(7,108)
	合計	405,379

第 20 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

福島県福島市仁井田字北原３番地３

株式会社あらかわＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	329,485
	固定資産	4,524
	合計	334,009
負純資産及のび部	流動負債	140,621
	株主資本	193,388
	資本金	150,000
	利益剰余金	43,388
	その他利益剰余金	43,388
	(うち当期純利益)	(2,816)
	合計	334,009

第 12 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

秋田県横手市柳田字中村126番地

株式会社よこてＥサービス

代表取締役　栗津　一雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	361,492
	固定資産	462
	合計	361,954
負純資産及のび部	流動負債	129,815
	株主資本	232,138
	資本金	200,000
	利益剰余金	32,138
	その他利益剰余金	32,138
	(うち当期純利益)	(5,060)
	合計	361,954

第 10 期決算公告

令和７年６月25日

青森県八戸市大字市川町字浜２番２

エム・ピー・エム・王子エコエネルギー株式会社

代表取締役　早瀬　祐一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,757,350
	固定資産	4,281,136
	資産合計	14,038,486
負純資産及のび部	流動負債	1,333,196
	負債合計	1,333,196
	株主資本	12,705,289
	資本金	400,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	11,905,289
	(うち当期純利益)	(1,543,661)
	純資産合計	12,705,289
	負債・純資産合計	14,038,486

第 35 期決算公告

令和７年８月１日

群馬県利根郡片品村大字東小川4658番地58

丸沼高原リゾート株式会社

代表取締役　松本　哲生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,783
	固定資産	22,229
	資産合計	160,013
負純資産及のび部	流動負債	45,516
	固定負債	64,759
	株主資本	49,737
	資本金	20,000
	利益剰余金	29,737
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	24,737
	(うち当期純利益)	(5,863)
	負債・純資産合計	160,013

第 3 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

栃木県小山市大字塩沢576番地15

株式会社おやま２期Ｅサービス

代表取締役　今村　浩喜

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,246
	合計	96,246
負純資産及のび部	流動負債	62
	株主資本	96,184
	資本金	100,000
	利益剰余金	△3,815
	その他利益剰余金	△3,815
	(うち当期純損失)	(1,860)
	合計	96,246

第 12 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

栃木県小山市大字塩沢576番地15

株式会社おやまＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	277,999
	固定資産	266
	合計	278,265
負純資産及のび部	流動負債	32,420
	株主資本	245,845
	資本金	200,000
	利益剰余金	45,845
	その他利益剰余金	45,845
	(うち当期純利益)	(6,803)
	合計	278,265

第 13 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

千葉県船橋市大神保町1360番地１

株式会社ふなばしＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	597,522
	固定資産	417
	合計	597,940
負純資産及のび部	流動負債	264,015
	株主資本	333,924
	資本金	300,000
	利益剰余金	33,924
	その他利益剰余金	33,924
	(うち当期純利益)	(7,001)
	合計	597,940

第 19 期決算公告

令和７年６月10日

千葉市花見川区三角町727番地１

千葉エコクリエイション株式会社

代表取締役社長　横須賀久敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,763,303
	固定資産	2,113
	合計	1,765,416
負純資産及のび部	流動負債	1,590,085
	株主資本	175,331
	資本金	30,000
	利益剰余金	145,331
	利益準備金	3,180
	その他利益剰余金	142,151
	(内当期純利益)	(3,936)
	合計	1,765,416

第 56 期決算公告

令和７年７月31日

埼玉県川越市大字下赤坂1812番地の３

ウシオ商工株式会社

代表取締役　麻原　偉之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,247
	固定資産	76,998
	資産合計	133,246
負純資産及のび部	流動負債	33,701
	固定負債	2,545
	株主資本	94,986
	資本金	13,750
	資本剰余金	53,750
	利益剰余金	27,486
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	23,486
	(うち当期純利益)	(3,658)
	評価・換算差額等	2,012
	負債・純資産合計	133,246

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月10日

千葉県君津市君津１番地

株式会社君津サンソセンター

代表取締役　上原　正弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,228,542
	固定資産	4,240,911
	資産合計	6,469,453
負純資産及のび部	流動負債	3,056,825
	固定負債	3,204,200
	株主資本	208,428
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	108,428
	その他利益剰余金	108,428
	(うち当期純利益)	(129,237)
	負債・純資産合計	6,469,453

第 2 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

千葉県柏市船戸山高野538番地

株式会社しんかしわＥサービス

代表取締役　栗津　一雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	311,410
	固定資産	92
	合計	311,503
負純資産及のび部	流動負債	208,256
	株主資本	103,247
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,247
	その他利益剰余金	3,247
	(うち当期純利益)	(5,113)
	合計	311,503

第 4 期 決 算 公 告

2025 年８月１日

千葉県浦安市千鳥15番地２

株式会社しんうらやすＥサービス

代表取締役　栗津　一雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	437,510
	固定資産	2,620
	合計	440,131
負純資産及のび部	流動負債	321,144
	株主資本	118,987
	資本金	100,000
	利益剰余金	18,987
	その他利益剰余金	18,987
	(うち当期純利益)	(2,813)
	合計	440,131

第24期決算公告　2025年６月26日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社扇屋東日本
代表取締役社長　楠元健一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	380
	固定資産	934
	合計	1,314
負債及び純資産の部	流動負債	1,064
	固定負債	2,217
	株主資本	△1,967
	資本金	50
	資本剰余金	150
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	50
	利益剰余金	△2,167
	その他利益剰余金	△2,167
	（うち当期純損失）	(65)
	合計	1,314

第７期決算公告
令和７年８月１日
東京都中央区湊２－８－７
日本光陽株式会社
（変更前：陽光東洋メタルズ株式会社）
代表取締役　楊　　若木
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	104,386,446
	固定資産	43,403,877
	資産合計	147,790,323
負債及び純資産の部	流動負債	42,446,118
	株主資本	105,344,205
	資本金	200,000,000
	利益剰余金	△94,655,795
	その他利益剰余金	△94,655,795
	（うち当期純損失）	(41,698,486)
	負債・純資産合計	147,790,323

第７期決算公告
令和７年６月27日
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
株式会社ジェイ・ウィル・エックス
代表取締役　新名　孝至
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	321
	固定資産	57
	合計	379
負債及び純資産の部	流動負債	260
	固定負債	5
	退職給付引当金	5
	株主資本	113
	資本金	10
	利益剰余金	103
	その他利益剰余金	103
	（うち当期純損失）	(208)
	合計	379

第20期決算公告　2025年６月26日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社一丁
代表取締役社長　楠元健一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	64
	固定資産	73
	合計	138
負債及び純資産の部	流動負債	488
	固定負債	1,673
	株主資本	△2,023
	資本金	50
	資本剰余金	50
	その他資本剰余金	50
	利益剰余金	△2,123
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	△2,148
	（うち当期純損失）	(76)
	合計	138

第９期決算公告　2025年６月26日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社フードリーム
代表取締役社長　楠元健一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	440
	固定資産	1,037
	合計	1,478
負債及び純資産の部	流動負債	522
	固定負債	470
	株主資本	485
	資本金	50
	資本剰余金	660
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	635
	利益剰余金	△224
	その他利益剰余金	△224
	（うち当期純損失）	(74)
	合計	1,478

第９期決算公告　2025年６月26日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社扇屋西日本
代表取締役社長　楠元健一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	243
	固定資産	1,173
	合計	1,416
負債及び純資産の部	流動負債	433
	固定負債	320
	株主資本	662
	資本金	50
	資本剰余金	460
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	435
	利益剰余金	152
	その他利益剰余金	152
	（うち当期純損失）	(3)
	合計	1,416

第16期決算公告　令和７年８月１日
東京都港区芝公園１－８－12
アイビーエス・ソフトウェア・ジャパン株式会社
代表取締役　舩越　　亮
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,877,767
	固定資産	2,378,696
	資産合計	5,256,463
負債及び純資産の部	流動負債	2,156,205
	固定負債	2,102,928
	株主資本	997,330
	資本金	87,000
	資本剰余金	78,000
	資本準備金	78,000
	利益剰余金	832,330
	その他利益剰余金	832,330
	（うち当期純利益）	(213,996)
	負債・純資産合計	5,256,463

第10期決算公告　2025年６月26日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社紅とん
代表取締役社長　楠元健一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	146
	固定資産	428
	合計	575
負債及び純資産の部	流動負債	313
	固定負債	473
	株主資本	△211
	資本金	50
	資本剰余金	143
	その他資本剰余金	143
	利益剰余金	△405
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	△417
	（うち当期純損失）	(56)
	合計	575

第56期決算公告　2025年６月26日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519
株式会社一源
代表取締役社長　楠元健一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	106
	固定資産	220
	合計	326
負債及び純資産の部	流動負債	188
	固定負債	336
	株主資本	△197
	資本金	50
	資本剰余金	3
	その他資本剰余金	3
	利益剰余金	△250
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	△264
	（うち当期純損失）	(15)
	合計	326

第５期決算公告　令和７年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
デナジーサーマル株式会社
代表取締役　八木　哲生
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	24
	固定資産	154
	資産合計	178
負債及び純資産の部	流動負債	23
	固定負債	111
	株主資本	44
	資本金	10
	資本剰余金	52
	その他資本剰余金	52
	利益剰余金	△18
	その他利益剰余金	△18
	（うち当期純損失）	(4)
	負債・純資産合計	178

第６期決算公告　令和７年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
株式会社New Circle Energy
代表取締役　八木　哲生
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	355
	固定資産	479
	資産合計	834
負債及び純資産の部	流動負債	510
	固定負債	2,188
	株主資本	△1,863
	資本金	100
	資本剰余金	150
	資本準備金	125
	その他資本剰余金	25
	利益剰余金	△2,113
	その他利益剰余金	△2,113
	（うち当期純損失）	(1,988)
	負債・純資産合計	834

第５期決算公告
令和７年６月25日
東京都千代田区鍛冶町三丁目６番３号
ジャパンパーキングサービス株式会社
代表取締役　倉本　周治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	188,426
	固定資産	1,946
	資産合計	190,372
負債及び純資産の部	流動負債	53,170
	株主資本	137,202
	資本金	20,000
	利益剰余金	117,202
	その他利益剰余金	117,202
	（うち当期純利益）	(47,537)
	負債・純資産合計	190,372

第 13 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

東京都文京区向丘２丁目11番８号

株式会社本郷プロスペリティ

代表取締役　松下　和正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	72,395,135
	固定資産	74,758,714
	資産合計	147,153,849
負純資債及産のび部	流動負債	147,630,114
	株主資本	△476,265
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△1,476,265
	利益準備金	△4,925,176
	その他利益剰余金	3,448,911
	（うち当期純損失）	(5,661,193)
	負債・純資産合計	147,153,849

第 22 期決算公告

令和７年８月１日

東京都文京区本郷一丁目34番４号

株式会社松下産業ホールディングス

代表取締役　松下　和正

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	601,491,192
	固定資産	3,817,578,753
	資産合計	4,419,069,945
負純資債及産のび部	流動負債	320,512,913
	賞与引当金	800,000
	固定負債	2,211,539,160
	退職給付引当金	820,500
	株主資本	1,887,017,872
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	453,800,000
	利益剰余金	1,423,217,872
	その他利益剰余金	1,423,217,872
	（うち当期純利益）	(81,928,730)
	負債・純資産合計	4,419,069,945

第 45 期決算公告

令和７年６月18日

東京都港区海岸一丁目２番20号

ＴＯＴＯメンテナンス株式会社

代表取締役社長　筒井　丈雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,695
	固定資産	752
	合計	7,447
負純資債及産のび部	流動負債	5,792
	固定負債	10
	退職給付引当金	0
	その他	10
	株主資本	1,645
	資本金	100
	利益剰余金	1,545
	利益準備金	86
	その他利益剰余金	1,459
	（うち当期純利益）	(1,459)
	合計	7,447

第 77 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

東京都墨田区江東橋一丁目３番６号

株式会社吉田製作所

代表取締役　山中　通三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,421
	固定資産	5,402
	資産合計	11,823
負純資債及産のび部	流動負債	2,787
	固定負債	3,507
	株主資本	5,529
	資本金	138
	利益剰余金	5,391
	利益準備金	49
	その他利益剰余金	5,342
	（うち当期純利益）	(44)
	負債・純資産合計	11,823

第１期決算公告

令和７年６月24日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号

丸紅都市開発株式会社

（旧商号　新ＭＲＥＤ準備株式会社）

代表取締役　藏本　清登

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,242
	固定資産	2,250
	資産合計	37,493
負純資債及産のび部	流動負債	800
	賞与引当金	441
	その他	359
	株主資本	36,692
	資本金	40,000
	利益剰余金	△3,307
	その他利益剰余金	△3,307
	（うち当期純損失）	(3,307)
	負債・純資産合計	37,493

第３期決算公告

令和７年８月１日

東京都港区六本木三丁目１番１号

ＳＢＩシンプレクス・ソリューションズ株式会社

代表取締役　助間　孝三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,796,650
	固定資産	484,581
	繰延資産	521
	資産合計	2,281,752
負純資債及産のび部	流動負債	1,906,367
	固定負債	113,439
	株主資本	261,946
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	61,946
	（うち当期純利益）	(41,790)
	負債・純資産合計	2,281,752

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月26日

東京都千代田区丸の内三丁目４番地１

三井物産インシュアランス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,805,059
	固定資産	124,780
	合計	2,929,839
負純資債及産のび部	流動負債	1,684,387
	株主資本	1,245,452
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,145,452
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,120,452
	（うち当期純利益）	(716,335)
	合計	2,929,839

第７期決算公告

令和７年６月６日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

エヌビービーチェルトナムリース株式会社

代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,690
	固定資産	4,266,709
	資産合計	4,330,399
負純資債及産のび部	流動負債	297,091
	固定負債	4,031,569
	株主資本	1,739
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,261
	その他利益剰余金	△1,261
	（うち当期純損失）	(164)
	負債・純資産合計	4,330,399

第 9 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

東京都新宿区市谷田町１―19―２

ＥＣＳ第19ビル５階

一般社団法人

中小企業個人情報セキュリティー推進協会

代表理事　田中　勇一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,549,490
	固定資産	7,128,401
	資産合計	72,677,891
負純資債及産のび部	流動負債	18,223,487
	負債合計	18,223,487
	株主資本	54,454,404
	純資産合計	54,454,404
	負債・純資産合計	72,677,891

第１期決算公告

令和７年８月１日

東京都千代田区大手町二丁目６番４号

東京海上ウェルデザイン株式会社

代表取締役　木村　淳平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	410,597
	固定資産	22,346
	資産合計	432,944
負純資債及産のび部	流動負債	11,092
	株主資本	421,851
	資本金	230,000
	資本剰余金	230,000
	資本準備金	230,000
	利益剰余金	△38,148
	その他利益剰余金	△38,148
	（うち当期純損失）	(38,148)
	負債・純資産合計	432,944

第２期決算公告

令和７年８月１日

東京都千代田区大手町二丁目６番４号

東京海上レジリエンス株式会社

代表取締役　生田目雅史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	902,656
	固定資産	31,225
	資産合計	933,882
負純資債及産のび部	流動負債	37,752
	株主資本	896,129
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	△83,870
	その他利益剰余金	△83,870
	（うち当期純損失）	(47,405)
	負債・純資産合計	933,882

第２期決算公告

令和７年８月１日

東京都千代田区大手町二丁目６番４号

東京海上スマートモビリティ株式会社

代表取締役　原田　秀美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	385,766
	固定資産	236,907
	資産合計	622,673
負純資債及産のび部	流動負債	11,828
	株主資本	610,844
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	資本準備金	490,000
	利益剰余金	△369,155
	その他利益剰余金	△369,155
	（うち当期純損失）	(339,220)
	負債・純資産合計	622,673

第44期決算公告　令和７年８月１日
東京都千代田区大手町１丁目１番３号
株式会社レオックフーズ
代表取締役　川上勢次郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,062,777
	固定資産	30,341
	合計	6,093,117
負純資債及産のび部	流動負債	4,873,558
	固定負債	0
	株主資本	1,219,560
	資本金	110,000
	利益剰余金	1,109,560
	利益準備金	27,500
	別途積立金	22,000
	その他利益剰余金	1,060,060
	（うち当期純利益）	(994,097)
	合計	6,093,117

第６期決算公告
2025年８月１日
東京都立川市柴崎町五丁目５番５号
株式会社たちかわＥサービス
代表取締役　石川　清貴
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,807
	固定資産	814
	合計	245,621
負純資債及産のび部	流動負債	150,781
	株主資本	94,839
	資本金	90,000
	利益剰余金	4,839
	その他利益剰余金	4,839
	（うち当期純利益）	(5,329)
	合計	245,621

第12期決算公告
2025年８月１日
東京都武蔵野市緑町三丁目１番５号
株式会社むさしのＥサービス
代表取締役　今村　浩喜
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	492,698
	固定資産	4,798
	合計	497,497
負純資債及産のび部	流動負債	172,966
	株主資本	324,530
	資本金	250,000
	利益剰余金	74,530
	その他利益剰余金	74,530
	（うち当期純利益）	(19,966)
	合計	497,497

第２期決算公告　令和７年８月１日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟22階
株式会社ミライのゲンバ
代表取締役　佐藤　哲太
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	112,884,006
	固定資産	25,495,579
	資産合計	138,379,585
負純資債及産のび部	流動負債	12,163,964
	固定負債	8,925,000
	株主資本	△56,709,379
	資本金	10,000
	利益剰余金	△56,719,379
	その他利益剰余金	△56,719,379
	（うち当期純損失）	(11,552,443)
	新株予約権	174,000,000
	負債・純資産合計	138,379,585

第２期決算公告　令和７年６月24日
東京都千代田区富士見二丁目10番２号
インフォインフ株式会社
代表取締役　井上　千鶴
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,190,934
	固定資産	4,806,970
	繰延資産	642,041
	資産合計	12,639,945
負純資債及産のび部	流動負債	15,711,096
	負債合計	15,711,096
	株主資本	△3,071,151
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△4,071,151
	その他利益剰余金	△4,071,151
	（うち当期純損失）	(4,071,151)
	純資産合計	△3,071,151
	負債・純資産合計	12,639,945

第10期決算公告　令和７年６月17日
東京都千代田区内神田三丁目23番５号
ピー・エム・ソリューション株式会社
代表取締役　水嶋　望
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247,239
	固定資産	20,536
	資産合計	267,775
負純資債及産のび部	流動負債	28,683
	固定負債	2,154
	株主資本	236,938
	資本金	50,000
	利益剰余金	186,938
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	183,188
	（うち当期純利益）	(9,566)
	負債・純資産合計	267,775

第19期決算公告
令和７年８月１日
東京都渋谷区神宮前三丁目21番17号
株式会社オズビジョン
代表取締役　鈴木　良
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,778,032
	固定資産	1,591,717
	資産合計	5,369,750
負純資債及産のび部	流動負債	4,787,928
	ポイント引当金	3,938,822
	固定負債	277,756
	株主資本	304,065
	資本金	30,000
	利益剰余金	274,065
	その他利益剰余金	274,065
	（うち当期純利益）	(205,640)
	負債・純資産合計	5,369,750

第２期決算公告
令和７年８月１日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル11階
Ｔａｉｌｏｒ株式会社
代表取締役　チー・テック・チン
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	838,764,225
	固定資産	1
	合計	838,764,226
負純資債及産のび部	流動負債	730,000
	株主資本	838,034,226
	資本金	500
	資本剰余金	13,009,500
	利益剰余金	825,024,226
	その他利益剰余金	825,024,226
	（うち当期純利益）	(825,053,326)
	合計	838,764,226

第56期決算公告　令和７年６月24日
東京都中央区日本橋小網町18番８号
日本ロックエンジニアリング株式会社
代表取締役　山北　宏一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,665
	固定資産	692
	資産合計	2,357
負純資債及産のび部	流動負債	617
	固定負債	101
	株主資本	1,639
	資本金	20
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	1,569
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,557
	（うち当期純利益）	(195)
	負債・純資産合計	2,357

第７期決算公告　令和７年６月25日
東京都中央区銀座四丁目７番５号
王子グリーンエナジー徳島株式会社
代表取締役　早瀬　祐一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,125,926
	固定資産	17,513,556
	資産合計	19,639,482
負純資債及産のび部	流動負債	2,612,537
	固定負債	18,600,000
	負債合計	21,212,538
	株主資本	△1,573,055
	資本金	100,000
	利益剰余金	△1,673,055
	その他利益剰余金	△1,673,055
	（うち当期純損失）	(443,767)
	純資産合計	△1,573,055
	負債・純資産合計	19,639,482

第12期決算公告　令和７年６月25日
東京都中央区銀座四丁目７番５号
王子グリーンエナジー日南株式会社
代表取締役　早瀬　祐一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,146,966
	固定資産	2,353,345
	資産合計	3,500,312
負純資債及産のび部	流動負債	560,060
	固定負債	3,443
	負債合計	563,503
	株主資本	2,936,808
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,926,808
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,924,308
	（うち当期純利益）	(16,759)
	純資産合計	2,936,808
	負債・純資産合計	3,500,312

第13期決算公告　令和７年６月25日
東京都中央区銀座四丁目７番５号
王子グリーンエナジー白糠株式会社
代表取締役　早瀬　祐一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,287
	固定資産	113,397
	資産合計	155,684
負純資債及産のび部	流動負債	7,774
	負債合計	7,774
	株主資本	147,910
	資本金	10,000
	利益剰余金	137,910
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	135,410
	（うち当期純利益）	(19,001)
	純資産合計	147,910
	負債・純資産合計	155,684

第56期決算公告

令和７年６月23日
東京都台東区浅草四丁目30番３号
株式会社スター商事
代表取締役　大熊　徹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	286,696
	固定資産	23,846
	合計	310,542
負債及び純資産の部	流動負債	259,732
	固定負債	14,367
	株主資本	36,443
	資本金	24,000
	利益剰余金	12,443
	利益準備金	1,650
	その他利益剰余金	10,793
	（うち当期純利益）	(11,605)
	合計	310,542

第６期決算公告

令和７年８月１日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅テクノロジーズ１株式会社
代表取締役　佐藤　観

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,968
	固定資産	217,364
	合計	222,332
負債及び純資産の部	流動負債	944
	株主資本	221,388
	資本金	123,284
	資本剰余金	120,079
	資本準備金	120,079
	利益剰余金	△23,975
	その他利益剰余金	△23,975
	（うち当期純損失）	(2,934)
	合計	222,332

第30期決算公告

令和７年６月20日
東京都中央区銀座四丁目７番５号
クイニョン植林株式会社
代表取締役　山口　聡康

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54,561
	固定資産	481,501
	資産合計	536,062
負債及び純資産の部	流動負債	420
	負債合計	420
	株主資本	535,642
	資本金	495,000
	利益剰余金	40,642
	利益準備金	21,481
	その他利益剰余金	19,161
	（うち当期純損失）	(1,319)
	純資産合計	535,642
	負債・純資産合計	536,062

第９期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
株式会社ＡＤｒｉｍ
代表取締役　石上　為将

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	610,596
	固定資産	67,270
	資産合計	677,866
負債及び純資産の部	流動負債	314,850
	賞与引当金	12,577
	役員賞与引当金	21,850
	固定負債	63,071
	株主資本	299,944
	資本金	1,000
	利益剰余金	298,944
	その他利益剰余金	298,944
	（うち当期純利益）	(48,796)
	負債・純資産合計	677,866

第７期決算公告

令和７年８月１日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目３番地１
株式会社フィルダクト
代表取締役　金子　奏絵

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	107,403,023
	固定資産	2,237,899
	資産合計	109,640,922
負債及び純資産の部	流動負債	93,394,789
	固定負債	8,970,704
	株主資本	7,275,429
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	109,098,932
	資本準備金	109,098,932
	利益剰余金	△201,823,503
	その他利益剰余金	△201,823,503
	（うち当期純損失）	(201,823,503)
	負債・純資産合計	109,640,922

第７期決算公告

令和７年６月25日
東京都千代田区紀尾井町１番３号
ブレインセル株式会社
代表取締役　利波　泰史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	755,662,105
	固定資産	2,136,450
	資産合計	757,798,555
負債及び純資産の部	流動負債	35,668,978
	賞与引当金	4,400,376
	株主資本	722,129,577
	資本金	300,000,000
	資本剰余金	300,000,000
	資本準備金	300,000,000
	利益剰余金	122,129,577
	その他利益剰余金	122,129,577
	（うち当期純利益）	(8,856,886)
	負債・純資産合計	757,798,555

第15期決算公告

令和７年８月１日
東京都中央区八丁堀四丁目10番４号
株式会社ＥＧＬ
代表取締役　小島　崇嘉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	634,131
	固定資産	552,946
	繰延資産	2,942
	合計	1,190,019
負債及び純資産の部	流動負債	864,679
	賞与引当金	94,200
	固定負債	100,172
	退職給付引当金	1,800
	株主資本	225,167
	資本金	10,500
	利益剰余金	214,667
	その他利益剰余金	214,667
	（うち当期純利益）	(44,999)
	合計	1,190,019

第５期決算公告

令和７年８月１日
東京都港区北青山二丁目14番４号
株式会社マンガボックス
代表取締役社長　安江　亮太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	879,653
	固定資産	500,689
	資産合計	1,380,343
負債及び純資産の部	流動負債	552,980
	賞与引当金	36,427
	株主資本	827,362
	資本金	100,000
	資本剰余金	783,000
	利益準備金	783,000
	利益剰余金	△55,637
	その他利益剰余金	△55,637
	（うち当期純損失）	(4,592)
	負債・純資産合計	1,380,343

第36期決算公告

令和７年６月２日
東京都墨田区江東橋１丁目４番７号
株式会社エム・ディ・インスツルメンツ
代表取締役　山中　通三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,199
	固定資産	202
	資産合計	1,401
負債及び純資産の部	流動負債	423
	固定負債	61
	株主資本	917
	資本金	20
	利益剰余金	897
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	892
	（うち当期純利益）	(11)
	負債・純資産合計	1,401

第４期決算公告

2025年８月１日
神奈川県厚木市栄町一丁目２番２号―A205
株式会社あつぎあいこうＥサービス
代表取締役　酒井　浩昭

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,295
	合計	14,295
負債及び純資産の部	流動負債	44
	株主資本	14,251
	資本金	20,000
	利益剰余金	△5,748
	その他利益剰余金	△5,748
	（うち当期純損失）	(1,566)
	合計	14,295

第８期決算公告

2025年８月１日
神奈川県藤沢市石川2168番地
株式会社ふじさわＥサービス
代表取締役　今村　浩喜

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	417,094
	固定資産	610
	合計	417,704
負債及び純資産の部	流動負債	69,342
	株主資本	348,361
	資本金	350,000
	利益剰余金	△1,638
	その他利益剰余金	△1,638
	（うち当期純利益）	(3,087)
	合計	417,704

第16期決算公告

2025年８月１日
神奈川県平塚市東八幡五丁目８番５号
株式会社ひらつかＥサービス
代表取締役　酒井　浩昭

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	170,191
	固定資産	704
	合計	170,895
負債及び純資産の部	流動負債	77,329
	株主資本	93,565
	資本金	80,000
	利益剰余金	13,565
	その他利益剰余金	13,565
	（うち当期純利益）	(2,381)
	合計	170,895

第５期決算公告

2025年８月１日

石川県七尾市吉田町テ部33番地

株式会社ななおＥサービス

代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,721
	固定資産	104
	合計	111,826
負純資産債及のび部	流動負債	71,007
	株主資本	40,818
	資本金	30,000
	利益剰余金	10,818
	その他利益剰余金	10,818
	（うち当期純利益）	(4,629)
	合計	111,826

第４期決算公告

2025年８月１日

新潟県五泉市清瀬84番地２

株式会社ごせんＥサービス

代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	241,063
	合計	241,063
負純資産債及のび部	流動負債	1,671
	株主資本	239,391
	資本金	250,000
	利益剰余金	△10,608
	その他利益剰余金	△10,608
	（うち当期純損失）	(5,012)
	合計	241,063

第20期決算公告

令和７年６月25日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目３番３号

株式会社シンクパワー

代表取締役　冨田　雅和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	156,586
	固定資産	67,387
	合計	223,974
負純資産債及のび部	流動負債	19,329
	固定負債	26,773
	株主資本	177,870
	資本金	50,000
	資本剰余金	71,079
	資本準備金	71,079
	利益剰余金	56,791
	その他利益剰余金	56,791
	（うち当期純利益）	(40,213)
	合計	223,974

第６期決算公告

2025年８月１日

静岡県伊豆市佐野字川久保456番地

株式会社いずＥサービス

代表取締役　石川　清貴

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,574
	固定資産	281
	合計	282,855
負純資産債及のび部	流動負債	77,724
	株主資本	205,130
	資本金	200,000
	利益剰余金	5,130
	その他利益剰余金	5,130
	（うち当期純利益）	(4,647)
	合計	282,855

第６期決算公告

2025年８月１日

長野県佐久市上平尾2033番地

株式会社さくＥサービス

代表取締役　石川　清貴

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,661
	固定資産	283
	合計	121,944
負純資産債及のび部	流動負債	100,889
	株主資本	21,055
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,055
	その他利益剰余金	1,055
	（うち当期純利益）	(134)
	合計	121,944

第３期決算公告

2025年８月１日

福井県鯖江市下野田町第７号３番地16

株式会社さばえＥサービス

代表取締役　石川　清貴

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,615
	合計	25,615
負純資産債及のび部	流動負債	206
	株主資本	25,409
	資本金	30,000
	利益剰余金	△4,590
	その他利益剰余金	△4,590
	（うち当期純損失）	(1,566)
	合計	25,615

第８期決算公告

2025年８月１日

三重県桑名市南魚町33番地

株式会社くわなＥサービス

代表取締役　菊地　昭彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,001
	固定資産	1,531
	合計	455,532
負純資産債及のび部	流動負債	122,754
	株主資本	332,778
	資本金	250,000
	利益剰余金	82,778
	その他利益剰余金	82,778
	（うち当期純利益）	(2,491)
	合計	455,532

第10期決算公告

2025年８月１日

三重県伊勢市西豊浜町653番地

株式会社いせＥサービス

代表取締役　笠間　信克

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	168,832
	固定資産	82
	合計	168,915
負純資産債及のび部	流動負債	65,655
	株主資本	103,259
	資本金	30,000
	利益剰余金	73,259
	その他利益剰余金	73,259
	（うち当期純利益）	(1,405)
	合計	168,915

第５期決算公告

2025年８月１日

静岡県湖西市吉美3294番地の47

株式会社こさいＥサービス

代表取締役　作　　大介

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	724,126
	固定資産	609
	合計	724,735
負純資産債及のび部	流動負債	234,197
	固定負債	368,926
	株主資本	121,610
	資本金	100,000
	利益剰余金	21,610
	その他利益剰余金	21,610
	（うち当期純利益）	(5,807)
	合計	724,735

第62期決算公告

令和７年６月30日

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺一本松2634

株式会社ＪＡ建設クリエイトさが

代表取締役社長　北村　正弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,271,858
	固定資産	783,161
	合計	4,055,019
負純資産債及のび部	流動負債	2,206,935
	賞与引当金	21,585
	固定負債	218,533
	（うち引当金）	(118,533)
	株主資本	1,629,551
	資本金	84,000
	利益剰余金	1,545,551
	利益準備金	21,000
	その他利益剰余金	1,524,551
	（うち当期純利益）	(145,189)
	合計	4,055,019

第15期決算公告

2025年８月１日

香川県丸亀市土器町北一丁目72番地２

株式会社まるがめＥサービス

代表取締役　作　　大介

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	328,388
	固定資産	144
	合計	328,532
負純資産債及のび部	流動負債	179,583
	株主資本	148,949
	資本金	30,000
	利益剰余金	118,949
	その他利益剰余金	118,949
	（うち当期純利益）	(13,864)
	合計	328,532

第72期決算公告

令和７年８月１日

大阪市城東区古市三丁目14番26号

株式会社日宣印刷

代表取締役　後藤　　稔

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,659
	固定資産	173,974
	資産合計	285,634
負純資産債及のび部	流動負債	47,461
	固定負債	47,497
	（うち退職給付引当金）	(9,247)
	株主資本	190,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	180,675
	利益準備金	580
	その他利益剰余金	180,095
	（うち当期純利益）	(10,521)
	負債・純資産合計	285,634

第 16 期 決 算 公 告

令和７年６月26日

東京都千代田区丸の内三丁目４番地１

三井物産リスクソリューションズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	903,346
	固定資産	64,208
	合計	967,554
負純資産及びの部	流動負債	558,072
	株主資本	409,482
	資本金	100,000
	利益剰余金	309,482
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	284,482
	（うち当期純利益）	(279,528)
	合計	967,554

第４期決算公告

令和７年６月26日

東京都千代田区丸の内三丁目４番地１

三井物産インシュアランス・ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,172,040
	固定資産	1,457,895
	合計	2,629,935
負純資産及びの部	流動負債	318,267
	固定負債	287,223
	株主資本	2,024,445
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,824,445
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,799,445
	（うち当期純利益）	(894,590)
	合計	2,629,935

令和６年度決算公告

令和７年６月23日

東京都文京区湯島三丁目31番６号

公益財団法人全日本科学技術協会

理事長　沖村　憲樹

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	83,117
	固定資産	558,652
	合計	641,769
負味債財及産びの正部	流動負債	10,017
	負債合計	10,017
	指定正味財産	551,585
	一般正味財産	80,167
	正味財産合計	631,752
	合計	641,769

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

富山県小矢部市清沢1061番地

公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団

理事長　西田　明男

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	174,228
	固定資産	14,000,688
	合計	14,174,917
負味債財及産びの正部	流動負債	4,937
	負債合計	4,937
	指定正味財産	2,808,060
	一般正味財産	11,361,919
	特定資産充当額	11,192,538
	正味財産合計	14,169,979
	合計	14,174,917

第 13 期決算公告

令和７年８月１日

横浜市保土ヶ谷区川島町646番地２

一般社団法人横浜ＦＣスポーツクラブ

代表理事　奥寺　康彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,075
	固定資産	52,894
	合計	110,969
負純資産及びの部	流動負債	42,332
	固定負債	107,289
	純資産	△38,652
	利益剰余金	△38,652
	その他利益剰余金	△38,652
	（うち当期純利益）	(1,171)
	合計	110,969

決　算　公　告

令和７年６月24日

東京都目黒区青葉台三丁目１番６号

公益社団法人

成年後見支援センターヒルフェ

代表理事　山﨑　節子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,273
	合計	7,273
負味債財及産びの正部	流動負債	859
	負債合計	859
	一般正味財産	6,413
	正味財産合計	6,413
	合計	7,273

第 58 期 決 算 公 告

令和７年６月19日

東京都中央区八丁堀４丁目６番１号

セック株式会社

代表取締役　玉野　勝一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,041,324	流動負債	2,371,035
固定資産	507,089	固定負債	135,428
		株主資本	5,005,636
		資本金	100,000
		資本剰余金	200,000
		その他資本剰余金	200,000
		利益剰余金	4,784,006
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	4,709,006
		（うち当期純利益）	(600,092)
		自己株式	△78,370
		評価・換算差額等	36,314
資産合計	7,548,413	負債・純資産合計	7,548,413

第 5 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　東京都新宿区市谷砂土原町二丁目７番地

アセンド株式会社

代表取締役社長　日下　瑞貴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	258	流動負債	131
固定資産	27	固定負債	158
繰延資産	0	負債合計	289
		株主資本	△3
		資本金	100
		資本剰余金	419
		資本準備金	258
		その他資本剰余金	160
		利益剰余金	△522
		その他利益剰余金	△522
		（うち当期純損失）	(246)
		純資産合計	△3
資産合計	286	負債・純資産合計	286

第 79 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　長野県千曲市大字鋳物師屋150番地

株式会社ＭＪ

代表清算人　森川　潤一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	347	流動負債	505
固定資産	123	固定負債	2,406
		株主資本	△2,441
		資本金	100
		資本剰余金	218
		資本準備金	83
		その他資本剰余金	135
		利益剰余金	△2,737
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	△2,788
		（うち当期純損失）	(2,439)
		自己株式	△21
資産合計	471	負債・純資産合計	471

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　東京都港区浜松町２丁目４番１号

ソメック株式会社

代表取締役　徳間隆二郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	520,498	流動負債	193,481
固定資産	3,966	賞与引当金	64,386
		その他流動負債	129,094
		固定負債	49,528
		退職給付引当金	49,528
		株主資本	281,454
		資本金	100,000
		資本剰余金	174,463
		その他資本剰余金	174,463
		利益剰余金	6,990
		その他利益剰余金	6,990
		（うち当期純利益）	(6,990)
資産合計	524,464	負債・純資産合計	524,464

第 57 期 決 算 公 告

令和７年６月30日

和歌山県海南市冷水192番地５
脇浜電業株式会社
代表取締役　宮川　　治

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,300,882	流動負債	56,426
固定資産	258,711	固定負債	40,511
		株主資本	1,436,413
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,416,413
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,413,913
		（うち当期純利益）	(125,068)
		評価・換算差額等	26,242
		その他有価証券評価差額金	26,242
資産合計	1,559,594	負債・純資産合計	1,559,594

第 62 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

愛知県西尾市吉良町乙川北大山31番地
吉良ゴルフ株式会社
代表取締役　中村　弥生

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	814,256	流動負債	57,465
固定資産	3,173,521	固定負債	2,576,155
		負債合計	2,633,620
		株主資本	1,354,157
		資本金	150,000
		利益剰余金	1,204,157
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,166,657
		（うち当期純利益）	(17,393)
		純資産合計	1,354,157
資産合計	3,987,777	負債・純資産合計	3,987,777

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

広島県安芸郡坂町鯛尾一丁目５番３号
広島トクヤマ生コン株式会社
代表取締役　福冨　一虎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,363,720	流動負債	494,931
固定資産	741,593	賞与引当金	9,685
		固定負債	3,036
		役員退職慰労引当金	3,036
		株主資本	1,607,346
		資本金	100,000
		資本剰余金	805,000
		資本準備金	805,000
		利益剰余金	702,346
		その他利益剰余金	702,346
		（うち当期純利益）	(92,347)
資産合計	2,105,314	負債・純資産合計	2,105,314

第 19 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　鳥取県鳥取市南吉方三丁目201－３
株式会社ＬＡＳＳＩＣ
代表取締役　若山　幸司

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,601,170	流動負債	588,317
固定資産	165,860	賞与引当金	66,974
		固定負債	232,187
		株主資本	946,280
		資本金	99,680
		資本剰余金	10,800
		利益剰余金	886,200
		利益準備金	7,561
		その他利益剰余金	878,639
		（うち当期純利益）	(146,924)
		自己株式	△50,400
		評価・換算差額等	△19
		新株予約権	264
資産合計	1,767,030	負債・純資産合計	1,767,030

第 27 期 決 算 公 告

2025年７月31日

東京都豊島区高田三丁目14番29号
株式会社スリー・シー・コンサルティング
代表取締役　兒玉　　厚

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,269,910	流動負債	468,464
固定資産	343,821	固定負債	116,893
		負債合計	585,357
		株主資本	1,028,374
		資本金	50,000
		資本剰余金	124,264
		その他資本剰余金	124,264
		利益剰余金	854,109
		その他利益剰余金	854,109
		（うち当期純利益）	(102,816)
		純資産合計	1,028,374
資産合計	1,613,732	負債・純資産合計	1,613,732

第 60 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　埼玉県飯能市大字岩渕425番地１
シャロム電子株式会社
代表取締役　戸田　　学

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	135,067	流動負債	223,540
固定資産	61,910	固定負債	45,047
		株主資本	△70,612
		資本金	12,000
		利益剰余金	△82,612
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	△85,612
		（うち当期純利益）	(1,822)
		評価・換算差額等	△997
		その他有価証券評価差額金	△997
資産合計	196,978	負債・純資産合計	196,978

第 25 期 決 算 公 告

令和７年６月16日　　東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号
東急リバブルスタッフ株式会社
代表取締役　関根　貴志

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,023,353	流動負債	424,714
固定資産	27,113	賞与引当金	36,083
		その他	388,631
		固定負債	23,735
		退職給付引当金	23,735
		株主資本	602,016
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	562,016
		その他利益剰余金	562,016
		（うち当期純利益）	(130,707)
資産合計	1,050,466	負債・純資産合計	1,050,466

第 121 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
東亜企業株式会社
代表取締役社長　関谷　弘志

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	266,745,285	流動負債	69,751,313
固定資産	545,192,053	固定負債	322,422,246
有形固定資産	515,916,387	負債合計	392,173,559
投資その他の資産	29,275,666	株主資本	419,763,779
		資本金	30,000,000
		資本剰余金	1,207,095
		資本準備金	1,207,095
		利益剰余金	388,556,684
		利益準備金	15,000,000
		その他利益剰余金	373,556,684
		（うち当期純利益）	(72,275,258)
		純資産合計	419,763,779
資産合計	811,937,338	負債・純資産合計	811,937,338

第５期決算公告

令和７年６月27日　東京都港区虎ノ門五丁目４番１号
株式会社ディジタルグロースアカデミア
代表取締役　豊川　栄二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,792,743	流動負債	121,008
固定資産	2,880,097	賞与引当金	11,254
		その他	109,754
		固定負債	3,633
		株主資本	4,548,198
		資本金	10,000
		資本剰余金	3,829,840
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	3,819,840
		利益剰余金	708,358
		その他利益剰余金	708,358
		（うち当期純利益）	（126,803）
資産合計	4,672,841	負債・純資産合計	4,672,841

第10期決算公告

令和７年６月30日　東京都中央区日本橋浜町三丁目42番３号
GROOVE X株式会社
代表取締役社長　林　要

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,086,292	流動負債	1,293,132
固定資産	243,365	（賞与引当金）	（63,030）
		固定負債	593,990
		株主資本	4,442,494
		資本金	10,000
		資本剰余金	6,191,744
		資本準備金	6,191,744
		利益剰余金	△1,759,249
		その他利益剰余金	△1,759,249
		（うち当期純損失）	（1,759,249）
		新株予約権	41
資産合計	6,329,657	負債・純資産合計	6,329,657

第34期決算公告

令和７年５月１日
福井市花堂南２丁目16番１号
福井南部商業開発株式会社
代表取締役　長谷川貴士

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	398,308
	固定資産	2,698,975
	合計	3,097,283
負債及び純資産の部	流動負債	47,426
	固定負債	2,291,482
	株主資本	758,375
	資本金	200,000
	利益剰余金	558,375
	（うち当期純利益）	（61,279）
	合計	3,097,283

第46期決算公告

令和７年８月１日
札幌市豊平区月寒東一条十五丁目７番20号
社会医療法人柏葉会
理事長　寺坂　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,395,997	流動負債	1,864,299
固定資産	14,364,060	賞与引当金	143,099
有形固定資産	13,689,665	固定負債	11,763,581
無形固定資産	254,396	退職給付引当金	117,057
その他の資産	419,999	役員退職慰労引当金	75,471
		積立金	2,131,927
		設立等積立金	868,244
		繰越利益積立金	1,263,683
		評価・換算差額等	250
		その他有価証券評価差額金	250
資産合計	15,760,057	負債・純資産合計	15,760,057

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	5,527,799
（うち本来業務）	5,463,478
（うち附帯業務）	64,321
事業費用	5,344,379
（うち本来業務）	5,253,212
（うち附帯業務）	91,167
事業利益	183,419
事業外収益	83,666
事業外費用	82,364
経常利益	184,721
特別利益	8,673
特別損失	89,348
税引前当期純利益	104,046
法人税、住民税及び事業税	116
当期純利益	103,930

第26期決算公告

令和７年５月１日
福井県越前市府中２丁目６番６号
武生駅北パーキング株式会社
代表取締役　長谷川貴士

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,665
	固定資産	258,125
	合計	314,790
負債及び純資産の部	流動負債	74,323
	固定負債	27,371
	株主資本	213,096
	資本金	100,000
	利益剰余金	113,096
	（うち当期純利益）	（6,168）
	合計	314,790

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有されるお客様に払戻を行いますので期間内にお申し出ください。
【払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】
株式会社ワールドスポーツ
【払戻し対象前払式支払手段の種類】
商品券1,000円（フィッシャーマン記載）・商品券1,000円
ギフト券1,000円・ギフト券100円
【払戻しの申出期間】
令和7年8月1日（金）午前9時00分から令和7年10月31日（金）午後5時00分
受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで（土、日、祝日は除く）
※当該期間内に申出がない場合は、本手続きから除斥されます。
【問い合わせ先】
株式会社ワールドスポーツ　管理部経理課
ＴＥＬ：042-470-5020
メール：ws-keiri@world-s.jp
2025年8月1日
東京都小平市花小金井3-34-26
株式会社ワールドスポーツ

第19期決算公告

令和７年８月１日
福島県会津若松市インター西53
株式会社会津ラボ
代表取締役　松永　州央

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	82,014
	固定資産	32,413
	資産合計	114,428
負債及び純資産の部	流動負債	17,518
	負債合計	17,518
	株主資本	96,909
	資本金	29,915
	資本剰余金	5,415
	利益剰余金	61,579
	利益準備金	821
	その他利益剰余金	60,757
	（うち当期純利益）	（419）
	純資産合計	96,909
	負債・純資産合計	114,428

第14期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区外神田３丁目13番８号
グローバルブルージャパン株式会社
代表取締役　清水　克俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	535,226	流動負債	158,196
固定資産	232,459	（賞与引当金）	（22,753）
		固定負債	32,126
		（役員退職慰労引当金）	（32,126）
		株主資本	577,363
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	△15,600
		その他資本剰余金	△15,600
		利益剰余金	△407,036
		その他利益剰余金	△407,036
資産合計	767,685	負債・純資産合計	767,685

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	254,304
売上総利益	254,304
販売費及び一般管理費	240,340
営業利益	13,964
営業外収益	4,871
営業外費用	228
経常利益	18,607
税引前当期純利益	18,607
法人税、住民税及び事業税	5,540
法人税等調整額	397
当期純利益	12,670

決算公告

令和７年８月１日
千葉県八千代市村上南一丁目５番地25
カセイビル３階Ｂ号室
株式会社デルタウィンコンサルティング

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,498
	固定資産	2,007
	資産合計	14,506
負純資産及び部	流動負債	13,718
	固定負債	27,456
	株主資本	△26,667
	資本金	69,000
	資本剰余金	37,309
	資本準備金	36,500
	その他資本剰余金	809
	利益剰余金	△132,977
	その他利益剰余金	△132,977
	（うち当期純損失）	(37,294)
	負債・純資産合計	14,506

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六八九〇万二〇二円減少し一〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三日であり、株主総会の決議は、令和七年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月一日
千葉県八千代市村上南一丁目五番地二
五カセイビル三階Ｂ号室
株式会社デルタウィンコンサルティング
代表取締役　伊藤　雅彦

第47期決算公告

2025年７月15日
栃木県矢板市乙畑1951―１
大丸コンクリート工業株式会社
代表取締役社長　小河原隆次

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	170
	固定資産	111
	合計	281
負純資産及び部	流動負債	102
	固定負債	0
	株主資本	179
	資本金	10
	資本剰余金	16
	利益剰余金	153
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	146
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	281

第19期決算公告

令和７年８月１日
東京都世田谷区経堂５丁目４番１号
株式会社デジタルクラフト
代表取締役　大谷　博禧

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,879,714
	固定資産	14,056,202
	繰延資産	181,900
	資産合計	33,117,816
負純資産及び部	流動負債	59,947,100
	株主資本	△26,829,284
	資本金	80,000,000
	利益剰余金	△106,829,284
	その他利益剰余金	△106,829,284
	（うち当期純利益）	(763,108)
	負債・純資産合計	33,117,816

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九七〇〇万円減少し二六〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月一日
東京都世田谷区経堂五丁目四番一号
株式会社デジタルクラフト
代表取締役　大谷　博禧

第16期決算公告

令和７年５月26日
埼玉県久喜市高柳2709番地
エム・ケイ・ワークス株式会社
代表取締役　明周　　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,876
	固定資産	4,022
	合計	60,898
負純資産及び部	流動負債	23,522
	株主資本	37,375
	資本金	8,000
	利益剰余金	29,375
	利益準備金	778
	その他利益剰余金	28,596
	（うち当期純利益）	(3,184)
	合計	60,898

第13期決算公告

令和７年８月１日
石川県金沢市御影町10番７号
株式会社サステナジー
代表取締役　中村　孝治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	798,750
	固定資産	63,132
	合計	861,882
負純資産及び部	流動負債	64
	固定負債	704,500
	株主資本	157,317
	資本金	1,000
	利益剰余金	156,317
	その他利益剰余金	156,317
	（うち当期純利益）	(12,839)
	合計	861,882

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するｅ―Ｐｏｃｋｅｔ株式会社（住所石川県金沢市兼六元町一五番二八号）に対して当社の営む有価証券の保有・投資事業の一部を除く全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日
石川県金沢市御影町一〇番七号
株式会社サステナジー
代表取締役　中村　孝治

第７期決算公告

令和７年８月１日
千葉県柏市中十余二419―１
株式会社ＥＧ柏
代表取締役　佐久間慎一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,774
	固定資産	444,361
	繰延資産	7,474
	合計	492,610
負純資産及び部	流動負債	459,491
	賞与引当金	9,080
	固定負債	163,895
	退職給付引当金	1,800
	株主資本	△130,776
	資本金	10,000
	利益剰余金	△140,776
	その他利益剰余金	△140,776
	（うち当期純損失）	(44,951)
	合計	492,610

第49期決算公告

令和７年８月１日
静岡県浜松市中央区下池川町15番10号
株式会社エル・エル・イー・エス・イングリッシュサービス
代表取締役　桂　　寿

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,987
	固定資産	786
	資産合計	7,773
負純資産及び部	流動負債	185
	固定負債	0
	株主資本	7,588
	資本金	12,000
	利益剰余金	△4,411
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	△4,486
	（うち当期純損失）	(3,679)
	負債・純資産合計	7,773

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月五日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日
静岡県浜松市中央区下池川町一五番一〇号
株式会社エル・エル・イー・エス・イングリッシュサービス
代表取締役　桂　　寿

第４期決算公告

令和７年８月１日
千葉県富里市高野687―３
株式会社ＥＧ　Ｆｏｒｅｓｔ
代表取締役　寺島　広高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,584
	固定資産	131,166
	繰延資産	120
	合計	149,872
負純資産及び部	流動負債	259,335
	賞与引当金	7,853
	固定負債	48,469
	株主資本	△157,932
	資本金	10,000
	利益剰余金	△167,932
	その他利益剰余金	△167,932
	（うち当期純損失）	(26,754)
	合計	149,872

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百六十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月八日であり、株主総会の決議は、令和七年七月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番三一号　株式会社エムケイシステム

代表取締役　山本　寿彦

第20期決算公告

2025年８月１日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番31号

株式会社エムケイシステム

代表取締役　山本　寿彦

貸借対照表の要旨

（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	169,078
	固定資産	5,866
	合計	174,943
負債及び純資産の部	流動負債	80,780
	固定負債	90,000
	株主資本	4,164
	資本金	51,600
	利益剰余金	△47,436
	その他利益剰余金	△47,436
	（うち当期純利益）	(33,073)
	合計	174,943

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月八日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

三重県伊勢市上地町字大久保二六九一番地一一　エフワイ美研株式会社

代表取締役　山本　秀樹

第25期決算公告

令和７年８月１日

三重県伊勢市上地町字大久保2691番地11

エフワイ美研株式会社

代表取締役　山本　秀樹

貸借対照表の要旨（令和６年10月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,292
	固定資産	1,252
	合計	10,544
負債及び純資産の部	流動負債	3,224
	固定負債	13,553
	株主資本	△6,233
	資本金	12,000
	利益剰余金	△18,233
	その他利益剰余金	△18,233
	（うち当期純損失）	(443)
	合計	10,544

第７期決算公告

令和７年８月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

ＮＯＭＯＮ株式会社

代表清算人　舩江　宏行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	124
	固定資産	17
	資産合計	141
負債及び純資産の部	流動負債	1,208
	株主資本	△1,067
	資本金	10
	利益剰余金	△1,077
	その他利益剰余金	△1,077
	（うち当期純損失）	(4)
	負債・純資産合計	141

第５期決算公告

令和７年８月１日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号

ＭＵアイオニックソリューションズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,338
	固定資産	5,267
	合計	13,606
負債及び純資産の部	流動負債	3,579
	（うち賞与引当金）	(443)
	株主資本	10,023
	資本金	350
	資本剰余金	7,099
	資本準備金	350
	その他資本剰余金	6,749
	利益剰余金	2,573
	その他利益剰余金	2,573
	（うち当期純利益）	(2,573)
	合計	13,606

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

（甲）福岡県福岡市中央区笹丘一丁目二八番七四号　合同会社ＭＲＳ

代表社員　職務執行者　三戸宗一郎

（乙）福岡県福岡市中央区笹丘一丁目二八番七四号　株式会社サンドア・アセットマネジメント

代表取締役　三戸　道雄

第32期決算公告

令和７年８月１日

福岡県福岡市中央区笹丘一丁目28番74号

株式会社サンドア・アセットマネジメント

代表取締役　三戸　道雄

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,022,126
	固定資産	1,871,277
	合計	2,893,403
負債及び純資産の部	流動負債	167,619
	固定負債	924,148
	株主資本	1,801,635
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,451,972
	資本準備金	1,307,972
	その他資本剰余金	144,000
	利益剰余金	339,663
	その他利益剰余金	339,663
	（うち当期純利益）	(292,860)
	合計	2,893,403

第12期決算公告

令和７年８月１日

東京都中央区銀座一丁目20番14号　ＫＤＸ銀座一丁目ビル４階

株式会社ＥＸＩＤＥＡ

代表取締役　小川　卓真

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	621,468
	固定資産	250,078
	合計	871,546
負債及び純資産の部	流動負債	322,135
	固定負債	327,583
	株主資本	221,828
	資本金	15,000
	利益剰余金	206,828
	その他利益剰余金	206,828
	（うち当期純損失）	(76,360)
	合計	871,546

第８期決算公告

令和７年８月１日

東京都新宿区下落合四丁目21番25号

株式会社Ｔ―ＮＥＸＴ

代表取締役　丹野　直人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	98,232
	固定資産	466,875
	合計	565,108
負債及び純資産の部	流動負債	31,234
	株主資本	533,874
	資本金	3,800
	資本剰余金	9,800
	その他資本剰余金	9,800
	利益剰余金	520,274
	その他利益剰余金	520,274
	（うち当期純損失）	(28,725)
	合計	565,108

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

長崎市伊良林一丁目二番三一号　株式会社西村商会

代表取締役　西村　蔵

第58期決算公告

令和７年８月１日

長崎市伊良林一丁目２番31号

株式会社西村商会

代表取締役　西村　蔵

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	562,952
	固定資産	147,888
	合計	710,840
負債及び純資産の部	流動負債	415,612
	株主資本	295,228
	資本金	10,500
	利益剰余金	284,728
	利益準備金	2,625
	その他利益剰余金	282,103
	（うち当期純利益）	(50,497)
	合計	710,840

第９期決算公告

令和７年６月30日

東京都千代田区大手町一丁目３番７号

株式会社ＭＣアグリアライアンス

代表取締役社長　浦野　正義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	68,421	流動負債	70,212
固定資産	1,132	賞与引当金	66
		契約損失引当金	386
		固定負債	55
		負債合計	**70,267**
		株主資本	△713
		資本金	300
		資本剰余金	299
		資本準備金	299
		利益剰余金	△1,313
		その他利益剰余金	△1,313
		純資産合計	**△713**
資産合計	**69,553**	**負債・純資産合計**	**69,553**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	77,762
売上原価	77,685
売上総利益	77
販売費及び一般管理費	1,521
営業損失	1,443
営業外損益	△473
経常損失	1,916
特別損益	△1
税引前当期純損失	1,918
法人税、住民税及び事業税	△22
法人税等調整額	△582
当期純損失	1,313

第10期決算公告

令和７年８月１日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番８号

ＮＥ銀潤株式会社

代表取締役　植田　勝典

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	33,006
	資産合計	**33,006**
負債純資産の部	流動負債	2,287
	負債合計	**2,287**
	株主資本	30,719
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	△19,280
	その他利益剰余金	△19,280
	（うち当期純損失）	（408）
	純資産合計	**30,719**
	負債・純資産合計	**33,006**

第４期決算公告

令和７年８月１日

東京都墨田区錦糸一丁目２番１号アルカセントラル18階

株式会社オンアド

代表取締役社長　田部　久貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	550,135	流動負債	27,528
固定資産	27,278	**負債合計**	**27,528**
		株主資本	549,885
		資本金	750,000
		資本剰余金	750,000
		資本準備金	750,000
		利益剰余金	△950,114
		その他利益剰余金	△950,114
		純資産合計	**549,885**
資産合計	**577,414**	**負債・純資産合計**	**577,414**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,192
売上総利益	3,192
販売費及び一般管理費	211,178
営業損失	207,986
営業外収益	342
経常損失	207,643
税引前当期純損失	207,643
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	208,593

第16期決算公告

令和７年８月１日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番８号

株式会社 and One

代表取締役　中村　恵夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	101,556
	固定資産	64,188
	資産合計	**165,744**
負債純資産の部	流動負債	22,065
	負債合計	**22,065**
	株主資本	143,678
	資本金	50,140
	資本剰余金	35,140
	利益剰余金	58,398
	その他利益剰余金	58,398
	（うち当期純損失）	（5,032）
	純資産合計	**143,678**
	負債・純資産合計	**165,744**

第20期決算公告

2025年６月26日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

代表取締役　ダニエル・ケリガン

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,485	流動負債	26,585
固定資産	97	賞与引当金	16
		その他	26,569
		固定負債	255
		金融商品取引責任準備金	290
		株主資本	1,451
		資本金	1,600
		資本剰余金	1,468
		資本準備金	1,468
		利益剰余金	△1,617
		その他利益剰余金	△1,617
資産合計	**28,582**	**負債・純資産合計**	**28,582**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,885
金融費用	211
純営業収益	1,674
販売費及び一般管理費	1,837
営業損失	163
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	162
特別損失	141
税引前当期純損失	303
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	304

第18期決算公告

令和７年８月１日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番８号

株式会社プロモート

代表取締役　森元　正彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	201,609
	固定資産	16,038
	資産合計	**217,647**
負債純資産の部	流動負債	40,469
	負債合計	**40,469**
	株主資本	177,178
	資本金	55,130
	資本剰余金	15,130
	利益剰余金	106,918
	その他利益剰余金	106,918
	（うち当期純利益）	（17,160）
	純資産合計	**177,178**
	負債・純資産合計	**217,647**

令和６年度決算公告

令和７年８月１日

愛知県豊橋市二川町字北裏１番地の17

医療法人積善会

理事長　近藤　貴久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,624,669	流動負債	1,088,216
固定資産	5,152,616	賞与引当金	176,464
有形固定資産	4,654,594	その他	911,752
無形固定資産	143,622	固定負債	3,601,844
その他の資産	354,399	退職給付引当金	631,732
		その他	2,970,112
		負債合計	**4,690,061**
		出資金	325,000
		積立金	3,762,224
		任意積立金	50,000
		繰越利益積立金	3,712,224
		純資産合計	**4,087,224**
資産合計	**8,777,285**	**負債・純資産合計**	**8,777,285**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	7,611,916
うち本来業務	7,301,466
うち附帯業務	310,450
事業費用	7,336,126
うち本来業務	7,065,150
うち附帯業務	270,975
事業利益	275,790
事業外収益	46,192
事業外費用	27,470
経常利益	294,512
特別損失	3,065
税引前当期純利益	291,447
法人税、住民税及び事業税	89,023
法人税等調整額	△12,817
当期純利益	215,241

第60期決算公告

令和７年５月29日

長崎県諫早市津久葉町99番地48

株式会社日本ベネックス

代表取締役社長　小林　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,564,865
	固定資産	5,812,271
	資産合計	**9,377,136**
負債純資産の部	流動負債	1,538,649
	固定負債	5,841,381
	株主資本	1,997,106
	資本金	95,000
	資本剰余金	1,307
	利益剰余金	2,093,528
	利益準備金	24,670
	その他利益剰余金	2,068,858
	（うち当期純利益）	（404,099）
	自己株式	△　192,729
	負債・純資産合計	**9,377,136**

第21期決算公告　2025年８月１日
愛知県田原市福江町天神45番地７
渥美グリーンパワー株式会社
代表取締役　池本　幸男
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	311,727
	固定資産	200,173
	資産合計	**511,900**
負純資産及び債の部	流動負債	12,881
	固定負債	239,353
	負債合計	**252,234**
	株主資本	259,666
	資本金	40,000
	利益剰余金	254,505
	その他利益剰余金	254,505
	（うち当期純利益）	(40,877)
	自己株式	△34,839
	純資産合計	**259,666**
	負債・純資産合計	**511,900**

決　算　公　告
令和７年８月１日
東京都渋谷区代々木四丁目34番３号
株式会社アルテリア
代表取締役　羽田　康人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284,405
	固定資産	260,556
	資産合計	**544,962**
負純資産及び債の部	流動負債	108,095
	固定負債	159,989
	株主資本	276,877
	資本金	20,000
	利益剰余金	259,777
	その他利益剰余金	259,777
	（うち当期純利益）	(11,319)
	自己株式	△2,900
	負債・純資産合計	**544,962**

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は令和七年六月三十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月一日
東京都渋谷区代々木四丁目三四番三号
株式会社アルテリア
代表取締役　羽田　康人

第25期決算公告
令和７年６月25日
福岡県福津市花見が丘三丁目28番２号
株式会社
キューデン・グッドライフ東福岡
代表取締役　中川　信次
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,225
	固定資産	1,026,910
	合計	**1,153,135**
負純資産及び債の部	流動負債	196,394
	固定負債	1,118,253
	株主資本	△161,513
	資本金	100,000
	利益剰余金	△261,513
	その他利益剰余金	△261,513
	（うち当期純損失）	(1,617)
	合計	**1,153,135**

決　算　公　告
令和７年８月１日
三重県尾鷲市中川１番17号
株式会社伊藤工作所
代表取締役　伊藤　新
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	996,572
	固定資産	718,733
	合計	**1,715,306**
負純資産及び債の部	流動負債	211,724
	固定負債	75,822
	株主資本	1,427,760
	資本金	33,000
	利益剰余金	1,394,760
	利益準備金	6,300
	その他利益剰余金	1,388,460
	（うち当期純利益）	(21,924)
	合計	**1,715,306**

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和七年八月一日
三重県尾鷲市中川一番一七号
（甲）株式会社ＩＫテクノホールディングス
代表取締役　伊藤　新
三重県尾鷲市中川一番一七号
（乙）株式会社伊藤工作所
代表取締役　伊藤　新

第24期決算公告　令和７年８月１日
長野県諏訪郡下諏訪町6188番地１
株式会社介護センター花岡
代表取締役　片野　雅史
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	808,517
	固定資産	752,873
	繰延資産	1,656
	合計	**1,563,048**
負純資産及び債の部	流動負債	111,595
	固定負債	82,485
	株主資本	1,368,967
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,342,217
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,332,217
	（うち当期純利益）	(50,212)
	自己株式	△13,250
	合計	**1,563,048**

第13期決算公告
2025年６月30日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
エムシーウォーターホールディングス株式会社
代表取締役　田代　浩介

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	345	流動負債	39,248
固定資産	28,332	**負債合計**	**39,248**
		株主資本	△ 8,069
		資本金	3
		利益剰余金	△ 8,072
		その他利益剰余金	△ 8,072
		評価・換算差額等	△ 2,502
		繰延ヘッジ損益	△ 2,502
		純資産合計	**△ 10,571**
資産合計	**28,677**	**負債・純資産合計**	**28,677**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	92
営業費用	809
営業損失	717
営業外収益	3
経常損失	714
税引前当期純損失	714
法人税、住民税及び事業税	△ 345
当期純損失	369

第３期決算公告
令和７年８月１日
長野県上伊那郡南箕輪村田畑6215番地１
コーポハラ203号
株式会社ハナオカ
代表取締役　片野　雅史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,690
	固定資産	42
	合計	**11,732**
負純資産及び債の部	流動負債	1,727
	固定負債	0
	株主資本	10,004
	資本金	9,000
	利益剰余金	1,004
	その他利益剰余金	1,004
	（うち当期純利益）	(747)
	合計	**11,732**

第55期決算公告　令和７年８月１日
福井県坂井市春江町江留中第39号13番地
株式会社三国屋
代表取締役　上村　辰美
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	434,249
	固定資産	343,723
	繰延資産	11,765
	合計	**789,737**
負純資産及び債の部	流動負債	202,365
	固定負債	709,788
	株主資本	△122,416
	資本金	61,000
	利益剰余金	△177,916
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	△197,916
	（うち当期純損失）	(△62,786)
	自己株式	△5,500
	合計	**789,737**

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千百万円減少し五千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年八月一日
福井県坂井市春江町江留中第三九号一三番地
株式会社三国屋
代表取締役　上村　辰美

第８期決算公告

令和７年８月１日

群馬県前橋市表町二丁目30番３号

株式会社戸田酒店

代表取締役　柄澤　　穣

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	354,596
	固定資産	33,114
	資産合計	**387,710**
負債及び純資産の部	流動負債	180,937
	固定負債	124,759
	負債合計	**305,696**
	株主資本	75,085
	資本金	51,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△25,914
	その他利益剰余金	△25,914
	（うち当期純損失）	（13,175）
	評価・換算差額等	6,928
	保険積立金評価差額金	8,000
	投資有価証券評価差額金	△1,071
	純資産合計	**82,014**
	負債・純資産合計	**387,710**

第41期決算公告

令和７年６月27日

静岡市葵区伝馬町３番地の１

深尾ビル３階

株式会社中央コンタクト

代表取締役　藤本　亮吉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,868
	固定資産	2,958
	資産合計	**16,826**
負債及び純資産の部	流動負債	4,541
	（賞与引当金）	（72）
	（ポイント引当金）	（107）
	（製品保証引当金）	（8）
	固定負債	2,810
	株主資本	9,449
	資本金	60
	資本剰余金	27
	資本準備金	27
	利益剰余金	9,366
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	9,364
	（うち当期純利益）	（218）
	自己株式	△4
	評価・換算差額等	25
	その他有価証券評価差額金	25
	負債・純資産合計	**16,826**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払い戻しの公告

令和７年７月31日をもって取扱いを終了した「ギンザギフトカード」および「ＪＡＭギフト券」について、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、下記のとおり払戻しを行います。

記

■払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社オリエントコーポレーション

■払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
ギンザギフトカード
ＪＡＭギフト券

■払戻しの申出受付期間
2025年８月１日（金）９：30～2025年12月１日（月）17:30まで
※当該申出期間内に申出がない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

■申出および払戻しの方法
詳細は、弊社ホームページにてご確認いただきますようお願い申し上げます。
ＪＡＭギフト券：https://www.orico.co.jp/information/service/20250801_1.html
ギンザギフトカード：https://www.orico.co.jp/information/service/20250801_2.html

■払戻しに関するお問い合わせ先
〒102―8503 東京都千代田区麹町５丁目２番地１　オリコ本社ビル
問い合わせ窓口：オリコカードセンター
0120―130―971（受付時間：午前９時30分から午後５時30分まで（土日祝は除く）
2025年８月１日
株式会社オリエントコーポレーション

第22期決算公告

令和７年８月１日

東京都葛飾区西新小岩三丁目５番１号

大成ファインケミカル株式会社

代表取締役　稲生　豊人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,810,298
	固定資産	824,816
	有形固定資産	521,979
	無形固定資産	5,400
	投資その他の資産	297,435
	資産合計	**3,635,114**
負債及び純資産の部	流動負債	847,093
	賞与引当金	114,529
	法定福利費引当金	16,575
	その他	715,988
	固定負債	394,796
	退職給与引当金	35,047
	特別修繕引当金	339,067
	完成工事補修引当金	6,218
	退職金制度移行引当金	311
	その他	14,152
	負債合計	**1,241,890**
	株主資本	2,393,224
	資本金	40,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	2,323,224
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,313,224
	（うち当期純利益）	（308,740）
	純資産合計	**2,393,224**
	負債・純資産合計	**3,635,114**

第141期決算公告

令和７年８月１日

東京都葛飾区西新小岩三丁目５番１号

大成ホールディングス株式会社

代表取締役　徳倉真太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,258,919
	固定資産	1,719,382
	有形固定資産	814,073
	無形固定資産	11,734
	投資その他の資産	893,574
	資産合計	**3,978,301**
負債及び純資産の部	流動負債	355,969
	賞与引当金	15,660
	法定福利費引当金	2,508
	その他	337,800
	固定負債	1,051,697
	退職給与引当金	255
	役員退職慰労引当金	89,822
	特別修繕引当金	105,000
	為替差損引当金	20,000
	事業整理損失引当金	830,000
	その他	6,620
	負債合計	**1,407,666**
	株主資本	2,570,635
	資本金	45,000
	資本剰余金	8,509
	資本準備金	8,509
	利益剰余金	2,531,504
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	2,520,254
	（うち当期純利益）	（137,780）
	自己株式	△14,379
	純資産合計	**2,570,635**
	負債・純資産合計	**3,978,301**

第56期決算公告

令和７年６月26日

東京都新宿区富久町８番22号

スカイコート株式会社

代表取締役　西田　和子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,757
	固定資産	3,853
	繰延資産	2
	資産合計	**14,612**
負債及び純資産の部	流動負債	2,876
	賞与引当金	22
	その他	2,854
	固定負債	3,994
	退職給付引当金	41
	役員退職慰労引当金	71
	瑕疵保証引当金	15
	その他	3,866
	負債合計	**6,870**
	株主資本	7,743
	資本金	100
	資本剰余金	1,327
	資本準備金	1,327
	利益剰余金	6,316
	その他利益剰余金	6,316
	（うち当期純利益）	（896）
	純資産合計	**7,743**
	負債・純資産合計	**14,612**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億五千六百四十四万八千四十八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

大阪市港区波除三丁目二番二〇号

ＴＳホールディングス株式会社

代表取締役　天雲　大地

第11期決算公告

令和７年８月１日

大阪市港区波除三丁目２番20号

ＴＳホールディングス株式会社

代表取締役　天雲　大地

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	62,739
	固定資産	431,748
	合計	494,487
負債及び純資産の部	流動負債	25,718
	固定負債	341,000
	株主資本	127,768
	資本金	1,000
	利益剰余金	126,768
	その他利益剰余金	126,768
	（うち当期純利益）	(8,240)
	合計	494,487

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百四十九万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

兵庫県加古川市平岡町中野二一一番地の一

株式会社春光堂

代表取締役　瀧川　松平

決算公告

令和７年８月１日

兵庫県加古川市平岡町中野211番地の１

株式会社春光堂

代表取締役　瀧川　松平

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,750
	固定資産	25,536
	合計	27,287
負債及び純資産の部	流動負債	12,811
	固定負債	100,016
	株主資本	△85,541
	資本金	10,000
	利益剰余金	△95,541
	その他利益剰余金	△95,541
	（うち当期純損失）	(14,292)
	合計	27,287

第21期決算公告

令和７年８月１日

大阪市西区阿波座二丁目４番23号

株式会社ジャパンペール

代表取締役社長　橋本　克典

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,905
	固定資産	1,831
	資産合計	7,736
負債及び純資産の部	流動負債	3,510
	（うち賞与引当金）	(124)
	（うち在庫引当金）	(28)
	固定負債	513
	（うち退職給付引当金）	(253)
	株主資本	3,647
	資本金	300
	資本剰余金	707
	資本準備金	707
	利益剰余金	2,640
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	2,613
	（うち当期純利益）	(551)
	評価・換算差額等	66
	その他有価証券評価差額金	66
	負債・純資産合計	7,736

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社中標津まるせんは、令和七年七月三十一日で利用終了しました（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフト（五百円、一千円）につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフト（五百円、一千円）

〈払戻しの申出期間〉令和七年八月一日～令和七年十月三十一日

※当該機関内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈申出及び払戻しの方法〉株式会社中標津まるせんに未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトを持参して下さい。枚数及び金額を確認の上、その場で現金と交換いたします。（先着順全額払い）

※持参できない場合、お申し出される方の住所、氏名、連絡先を株式会社中標津まるせんまでお電話にてご連絡下さい。ご連絡いただきましたら、返信用封筒と払戻申請書を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトを同封の上、返信して下さい。返信された払戻申請書記載内容と未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトを確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。）

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用しません。

〈お問い合わせ先〉

株式会社中標津まるせん

〒〇八六－一一二三　北海道標津郡中標津町西三条北一丁目五番地一

電話〇一五三－七二－二〇〇〇

受付期間は、午前九時三十分から午後五時まで（土、日、祝日は除く）

第70期決算公告

令和７年８月１日　埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞1766番地１

宝登興業株式会社

代表取締役　金室　武昭

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	332,079	流動負債	40,346
固定資産	170,142	（うち賞与引当金）	(7,366)
		固定負債	278,246
		（うち退職給付引当金）	(28,992)
		株主資本	183,628
		資本金	60,000
		利益剰余金	124,437
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	109,437
		（うち当期純利益）	(22,667)
		自己株式	△808
合計	502,221	合計	502,221

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおり。

令和七年八月一日

埼玉県熊谷市曙町一丁目一番地

（甲）代表取締役　秩父鉄道株式会社

埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞一七六六番地一

（乙）代表取締役　牧野　英伸

宝登興業株式会社

代表取締役　金室　武昭

第17期決算公告

令和７年８月１日
広島市東区牛田南一丁目５番24号
株式会社創生舎
代表取締役　中田　博基

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,624
	固定資産	195,339
	合計	271,963
負債及び純資産の部	流動負債	16,372
	固定負債	217,681
	株主資本	37,910
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,910
	利益準備金	1,420
	事業再編投資損失準備金	85,000
	繰越利益剰余金	△58,509
	（うち当期純利益）	(3,003)
	合計	271,963

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日
広島市東区牛田南一丁目五番二四号
(甲)株式会社創生舎
代表取締役　中田　博基
広島市東区牛田南一丁目五番二四号
(乙)有限会社エコーテック
取締役　中田　博基

第58期決算公告

令和７年６月27日
山口県下関市大和町１丁目12番６号
株式会社みなと
代表取締役　三口　竜佑

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	157,881
	固定資産	45,486
	合計	203,367
負債及び純資産の部	流動負債	72,616
	固定負債	98,500
	株主資本	32,251
	資本金	10,000
	利益剰余金	128,539
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	126,039
	（うち当期純利益）	(0)
	自己株式	△106,288
	合計	203,367

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日
仙台市青葉区国分町二丁目一二番一〇号
(甲)松葉屋不動産株式会社
代表取締役　栗村雄一郎
仙台市青葉区一番町四丁目五番二〇号
(乙)株式会社松葉屋
代表取締役　栗村雄一郎

第72期決算公告

令和７年８月１日
仙台市青葉区一番町四丁目５番20号
株式会社松葉屋
代表取締役　栗村雄一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,972
	固定資産	9,889
	資産合計	58,861
負債及び純資産の部	流動負債	—
	株主資本	58,861
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,861
	利益準備金	754
	その他利益剰余金	48,107
	（うち当期純損失）	(6)
	負債・純資産合計	58,861

第56期決算公告

令和７年８月１日
仙台市青葉区国分町二丁目12番10号
松葉屋不動産株式会社
代表取締役　栗村雄一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	192,075
	固定資産	88,499
	資産合計	280,574
負債及び純資産の部	流動負債	3,575
	株主資本	276,999
	資本金	10,000
	利益剰余金	266,999
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	266,199
	（うち当期純損失）	(706)
	負債・純資産合計	280,574

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日
東京都港区愛宕一丁目三番四号愛宕東洋ビル三階
(甲)オブトンジャパンＡＭ株式会社
代表取締役　伊藤　雅哉
東京都港区六本木一丁目一〇番三―九〇一号スウェーデン大使館ビル内
(乙)オブトンジャパン合同会社
代表社員　レンティーニ・ジェイ・ブイ・ジー・ピー・エス・アー・エール・エル
職務執行者　伊藤　雅哉

第15期決算公告

令和７年８月１日
東京都港区愛宕一丁目３番４号愛宕東洋ビル３階
オブトンジャパンＡＭ株式会社
代表取締役　伊藤　雅哉

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,681,794,654	流動負債	407,792,097
固定資産	76,199,301	賞与引当金	12,897,811
		固定負債	25,600,804
		退職給付引当金	25,600,804
		株主資本	1,324,601,054
		資本金	249,500,000
		資本剰余金	239,500,000
		資本準備金	239,500,000
		利益剰余金	835,601,054
		その他利益剰余金	835,601,054
		（うち当期純利益）	(68,668,669)
資産合計	1,757,993,955	負債・純資産合計	1,757,993,955

第33期決算公告

令和７年８月１日
埼玉県朝霞市大字上内間木291番地１
フレコード株式会社
代表取締役　小澤　輝高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	25
	固定資産	2
	資産合計	27
負債及び純資産の部	流動負債	13
	固定負債	22
	株主資本	△8
	資本金	10
	利益剰余金	△18
	その他利益剰余金	△18
	（うち当期純損失）	(0)
	負債・純資産合計	27

第49期決算公告

令和７年８月１日
東京都目黒区青葉台三丁目17番８号
株式会社スター・レジン
代表取締役　小澤　輝高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	223
	固定資産	77
	資産合計	300
負債及び純資産の部	流動負債	150
	（うち賞与引当金）	(2)
	固定負債	31
	株主資本	119
	資本金	10
	利益剰余金	109
	その他利益剰余金	109
	（うち当期純利益）	(48)
	負債・純資産合計	300

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月一日
東京都目黒区青葉台三丁目一七番八号
(甲)株式会社スター・レジン
代表取締役　小澤　輝高
埼玉県朝霞市大字上内間木二九一番地一
(乙)フレコード株式会社
代表取締役　小澤　輝高

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

広島市西区中広町一丁目一七番一号
（甲）株式会社モダンパック石田
代表取締役　石田　雅夫

広島市中区東千田町二丁目三番一七号
（乙）株式会社モダン・アイ
代表取締役　石田　雅夫

第６期決算公告

令和７年８月１日

広島市中区東千田町二丁目３番17号
株式会社モダン・アイ
代表取締役　石田　雅夫

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,083
	固定資産	2,633
	合計	15,717
負債及び純資産の部	流動負債	3,387
	固定負債	4,139
	株主資本	8,190
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 1,809
	その他利益剰余金	△ 1,809
	（うち当期純損失）	(24)
	合計	15,717

第18期決算公告

令和７年８月１日

広島市西区中広町一丁目17番１号
株式会社モダンパック石田
代表取締役　石田　雅夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	240,848
	固定資産	535,694
	合計	776,543
負債及び純資産の部	流動負債	128,457
	固定負債	544,331
	株主資本	103,753
	資本金	90,000
	利益剰余金	13,753
	その他利益剰余金	13,753
	（うち当期純利益）	(15,409)
	合計	776,543

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

京都市左京区松ヶ崎横縄手町四番地九
（甲）株式会社ゼロホールディングス
代表取締役　金城　静穂

京都市左京区松ヶ崎横縄手町四番地九
（乙）株式会社グランディア
代表取締役　金城　一守

第31期決算公告

令和７年８月１日

京都市左京区松ヶ崎横縄手町４番地９
株式会社グランディア
代表取締役　金城　一守

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	626,492
	固定資産	6,656,779
	合計	7,283,271
負債及び純資産の部	流動負債	69,553
	固定負債	2,240,410
	退職給付引当金	1,364
	株主資本	4,973,307
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,963,307
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	4,962,307
	（うち当期純利益）	(277,907)
	合計	7,283,271

第９期決算公告

令和７年８月１日

京都市左京区松ヶ崎横縄手町４番地９
株式会社ゼロホールディングス
代表取締役　金城　静穂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,635,632
	固定資産	7,414,634
	合計	12,050,266
負債及び純資産の部	流動負債	176,310
	固定負債	3,020,602
	退職給付引当金	3,857
	株主資本	8,853,354
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,486,459
	その他資本剰余金	7,486,459
	利益剰余金	1,356,894
	その他利益剰余金	1,356,894
	（うち当期純利益）	(259,989)
	合計	12,050,266

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

三重県津市高茶屋小森町四〇九〇番地
（甲）株式会社グランス
代表取締役　檜垣　清昭

三重県津市高茶屋小森町四〇九〇番地
（乙）株式会社波動
代表取締役　檜垣　清昭

第11期決算公告

令和７年８月１日

三重県津市高茶屋小森町4090番地
株式会社波動
代表取締役　檜垣　清昭

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,100
	固定資産	17,522
	資産合計	21,622
負債及び純資産の部	流動負債	22,192
	固定負債	5,488
	株主資本	△6,058
	資本金	3,000
	利益剰余金	△9,058
	その他利益剰余金	△9,058
	（うち当期純損失）	(819)
	負債・純資産合計	21,622

第10期決算公告

令和７年８月１日

三重県津市高茶屋小森町4090番地
株式会社グランス
代表取締役　檜垣　清昭

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,573
	固定資産	324
	資産合計	13,897
負債及び純資産の部	流動負債	10,347
	株主資本	3,550
	資本金	3,000
	利益剰余金	550
	その他利益剰余金	550
	（うち当期純利益）	(149)
	負債・純資産合計	13,897

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月一日

愛媛県西条市港九三番地一
（甲）菅工業株式会社
代表取締役　菅　博樹

愛媛県西条市港一〇二番地の二
（乙）株式会社港新開発
代表取締役　菅　竜也

第43期決算公告

令和７年８月１日

愛媛県西条市港102番地の２
株式会社港新開発
代表取締役　菅　竜也

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,256
	固定資産	35,141
	合計	42,398
負債及び純資産の部	流動負債	193
	株主資本	42,204
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,204
	その他利益剰余金	32,204
	（うち当期純損失）	(1,359)
	合計	42,398

第61期決算公告

令和７年８月１日

愛媛県西条市港93番地１
菅工業株式会社
代表取締役　菅　博樹

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	99,259
	固定資産	145,498
	合計	244,758
負債及び純資産の部	流動負債	51,471
	固定負債	146,982
	株主資本	46,304
	資本金	30,000
	利益剰余金	16,304
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	16,064
	（うち当期純損失）	(3,657)
	合計	244,758

第 61 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　石川県能美市吉光町ハ５
アイ・ミルク北陸株式会社
代表取締役　廣田　孝司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	735,363	流動負債	603,648
固定資産	457,851	固定負債	195,327
有形固定資産	423,369	株主資本	392,757
無形固定資産	5,037	資本金	80,000
投資その他の資産	29,444	資本剰余金	2,625
		資本準備金	2,625
		利益剰余金	310,132
		利益準備金	17,375
		その他利益剰余金	292,757
		（うち当期純利益）	(52,013)
		評価・換算差額等	1,481
		その他有価証券評価差額金	1,481
資産合計	1,193,215	負債・純資産合計	1,193,215

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
新潟県新潟市中央区東大通二丁目３番28号
株式会社ネクスコ・サポート新潟
代表取締役社長　小村　雄大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,054	流動負債	471
固定資産	422	賞与引当金	204
		その他	266
		固定負債	550
		退職給付引当金	550
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	454
		資本金	40
		利益剰余金	414
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	404
		（うち当期純利益）	(45)
資産合計	1,476	負債・純資産合計	1,476

第 10 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　山口県宇部市相生町４番12号
株式会社スマート・コミュニティ・サポート
代表取締役　松永　州央

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,771	流動負債	23,685
固定資産	199,094	固定負債	99,827
		負債合計	**123,512**
		株主資本	121,353
		資本金	40,500
		資本剰余金	40,500
		資本準備金	40,500
		利益剰余金	40,353
		利益準備金	583
		その他利益剰余金	39,770
		（うち当期純利益）	(12,591)
		純資産合計	**121,353**
資産合計	244,866	負債・純資産合計	244,866

第 115 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　大阪市淀川区加島四丁目６番23号
日本化学機械製造株式会社
代表取締役社長　髙橋　一雅

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,328,344	流動負債	4,014,585
固定資産	2,545,619	固定負債	1,352,617
		退職給付引当金	92,137
		株主資本	1,506,761
		資本金	100,000
		資本剰余金	259,641
		資本準備金	106,241
		その他資本剰余金	153,400
		利益剰余金	1,147,120
		利益準備金	71,250
		その他利益剰余金	1,075,870
		（うち当期純利益）	(44,173)
資産合計	6,873,964	負債・純資産合計	6,873,964

第 24 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　　東京都港区六本木６丁目10番３号
株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション
代表取締役　森　　浩生

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,085	流動負債	32,872
固定資産	5,391	賞与引当金	977
有形固定資産	2,906	その他	31,895
無形固定資産	125	固定負債	3,884
投資その他の資産	2,359	退職給付引当金	1,064
		役員退任慰労引当金	61
		その他	2,758
		負債合計	**36,757**
		株主資本	7,720
		資本金	490
		利益剰余金	7,230
		利益準備金	122
		その他利益剰余金	7,108
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価	0
		純資産合計	**7,720**
資産合計	44,477	負債・純資産合計	44,477

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	42,461	経常利益	4,937
売上原価	23,389	特別損益	△ 268
売上総利益	19,072	税引前当期純利益	4,668
販売費及び一般管理費	14,272	法人税、住民税及び事業税	777
営業利益	4,799	法人税等調整額	385
営業外損益	137	当期純利益	3,505

第 55 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　福岡県鞍手郡鞍手町大字古門字兵丹3109
東芝ＥＩコントロールシステム株式会社
代表取締役社長　郡　　博敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,360,532	流動負債	6,152,532
固定資産	1,463,701	固定負債	598,626
		株主資本	1,073,075
		資本金	200,000
		資本剰余金	7,583
		利益剰余金	865,491
		利益準備金	42,416
		その他利益剰余金	823,075
		（うち当期純利益）	(796,592)
		評価・換算差額等	0
資産合計	7,824,233	負債・純資産合計	7,824,233

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　　札幌市豊平区水車町６丁目３番１号
ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社
代表取締役　瀬戸　秀明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	636,965	流動負債	251,546
固定資産	131,775	（うち賞与引当金）	(76,068)
		固定負債	1,868
		退職給付引当金	1,868
		株主資本	515,326
		資本金	10,000
		資本剰余金	22,500
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	482,826
		その他利益剰余金	482,826
		（うち当期純利益）	(211,420)
資産合計	768,741	負債・純資産合計	768,741

第 38 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　川崎市川崎区日進町１番地53

東芝デジタルエンジニアリング株式会社

代表取締役　三橋　和夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,197	流動負債	4,523
固定資産	4,106	賞与引当金	1,337
		役員賞与引当金	14
		受注損失引当金	19
		その他	3,147
		固定負債	4,734
		退職給付引当金	4,626
		役員退職慰労引当金	14
		その他	93
		負債合計	**9,258**
		株主資本	2,045
		資本金	500
		資本剰余金	68
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	68
		利益剰余金	1,476
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	1,351
		純資産合計	**2,045**
資産合計	**11,303**	**負債・純資産合計**	**11,303**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	21,360	経常利益	2,164
売上原価	15,668	特別利益	—
売上総利益	5,692	特別損失	109
販売費及び一般管理費	3,580	税引前当期純利益	2,054
営業利益	2,111	法人税、住民税及び事業税	588
営業外収益	71	法人税等調整額	114
営業外費用	18	当期純利益	1,351

第 75 期 決 算 公 告

2025年８月１日　東京都中央区八丁堀４丁目５番８号

イシグロ株式会社

代表取締役社長　石黒　克司

貸借対照表の要旨

（2025年４月20日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	65,722	流動負債	45,292
固定資産	7,795	賞与引当金	795
		その他	44,496
		固定負債	430
		退職給付引当金	77
		役員退職慰労引当金	191
		その他	161
		負債合計	**45,722**
		株主資本	27,326
		資本金	100
		資本剰余金	87
		その他資本剰余金	87
		利益剰余金	27,138
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	27,092
		評価・換算差額等	468
		その他有価証券評価差額金	468
		純資産合計	**27,795**
資産合計	**73,517**	**負債・純資産合計**	**73,517**

損益計算書の要旨

（2024年４月21日から　2025年４月20日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	91,691	経常利益	5,390
売上原価	74,259	特別利益	395
売上総利益	17,432	特別損失	304
販売費及び一般管理費	12,485	税引前当期純利益	5,481
営業利益	4,946	法人税、住民税及び事業税	1,906
営業外収益	537	法人税等調整額	△ 198
営業外費用	93	当期純利益	3,773

第 21 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　大阪市淀川区宮原四丁目１番９号

株式会社フジシール

代表取締役社長　京金　武司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	48,566	流動負債	35,047
固定資産	21,622	（うち賞与引当金）	（1,063）
有形固定資産	18,131	固定負債	2,218
無形固定資産	612	（うち退職給付引当金）	（2,050）
投資その他の資産	2,879	株主資本	32,922
		資本金	360
		資本剰余金	7,378
		資本準備金	5,919
		その他資本剰余金	1,459
		利益剰余金	25,184
		その他利益剰余金	25,184
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	**70,188**	**負債・純資産合計**	**70,188**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	100,440	特別利益	32
売上原価	81,641	特別損失	126
売上総利益	18,799	税引前当期純利益	8,382
販売費及び一般管理費	10,539	法人税、住民税及び事業税	1,986
営業利益	8,260	法人税等調整額	147
営業外収益	323	当期純利益	6,249
営業外費用	107		
経常利益	8,476		

第 53 期 決 算 公 告

令和７年８月１日　埼玉県さいたま市大宮区上小町535番地

アルファクラブ武蔵野株式会社

代表取締役　和田　浩明

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,217,158	流動負債	8,224,186
固定資産	59,400,521	賞与引当金	41,941
有形固定資産	45,931,298	その他	8,182,239
無形固定資産	661,974	固定負債	53,971,035
投資その他の資産	12,807,248	退職給付引当金	59,825
		役員退職慰労引当金	636,303
		雑収入復活引当金	11,528
		その他	53,263,376
		負債合計	**62,195,221**
		株主資本	12,413,119
		資本金	100,000
		資本剰余金	91,145
		資本準備金	38,229
		その他資本剰余金	52,916
		利益剰余金	12,221,974
		その他利益剰余金	12,221,974
		評価・換算差額等	9,338
		その他有価証券評価差額金	9,338
		純資産合計	**12,422,457**
資産合計	**74,617,680**	**負債・純資産合計**	**74,617,680**

損益計算書の要旨

（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	19,530,106	経常利益	2,117,766
売上原価	4,906,957	特別利益	107,340
売上総利益	14,623,149	特別損失	1,438,332
販売費及び一般管理費	12,756,136	税引前当期純利益	786,773
営業利益	1,867,013	法人税、住民税及び事業税	386,834
営業外収益	706,307	法人税等調整額	56,318
営業外費用	455,555	当期純利益	343,620

第 70 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目１番地50

京濱港運株式会社

代表取締役　菅井　重隆

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,568,168
	固定資産	2,484,893
	繰延資産	330
	資産合計	6,053,392
負債及び純資産の部	流動負債	2,187,297
	固定負債	1,535,490
	負債合計	3,722,787
	株主資本	2,330,605
	資本金	10,000
	資本剰余金	221,165
	資本準備金	220,000
	その他資本剰余金	1,165
	利益剰余金	2,099,439
	利益準備金	27,219
	その他利益剰余金	2,072,219
	（うち当期純利益）	（95,095）
	純資産合計	2,330,605
	負債・純資産合計	6,053,392

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月一日

神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目一番地五〇

（甲）京濱港運株式会社

代表取締役　菅井　重隆

横浜市神奈川区千若町二丁目一番地五〇

（乙）千若町不動産株式会社

代表取締役　菅井　重隆

第 2 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

横浜市神奈川区千若町二丁目１番地50

千若町不動産株式会社

代表取締役　菅井　重隆

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,028
	固定資産	2,989,740
	合計	3,030,769
負債及び純資産の部	流動負債	4,885
	固定負債	3,101,490
	株主資本	△75,606
	資本金	1,000
	利益剰余金	△76,606
	その他利益剰余金	△76,606
	（うち当期純損失）	（76,597）
	合計	3,030,769

第 27 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

大阪府池田市栄町１番１号

一般財団法人いけだ市民文化振興財団

代表理事　鵜川　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	261,523
	固定資産	410,200
	合計	671,723
負味債財及産びの正部	流動負債	40,962
	固定負債	0
	負債合計	40,962
	基金	300,000
	指定正味財産	52,200
	一般正味財産	278,561
	正味財産合計	630,761
	合計	671,723

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千六百万円、資本準備金の額を四億一千六百万円減少し、それぞれ一億円の同額をもってその額のとおりとすることにいたしました。

本減少は、平成七年八月一日効力発生日後の資本金及び準備金の額はでし、同日、日前を下回ることはありません。

株主総会の決議を経ずに決定して掲お金ま

で掲載のとおりです。

令和七年八月一日

愛媛県松山市高浜町五丁目二二五九番地

松山観光港ターミナル内

石崎汽船株式会社

代表取締役　清水　一郎

第 60 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

京都市南区上鳥羽仏現寺町56番地

三和化工株式会社

代表取締役　吉田　典生

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,808,825
	固定資産	4,104,003
	資産合計	5,912,827
負債及び純資産の部	流動負債	2,823,243
	固定負債	1,395,262
	負債合計	4,218,505
	株主資本	1,694,323
	資本金	375,422
	資本剰余金	72,000
	資本準備金	72,000
	利益剰余金	1,486,601
	利益準備金	79,100
	その他利益剰余金	1,407,501
	（うち当期純利益）	（72,064）
	自己株式	△239,700
	純資産合計	1,694,323
	負債・純資産合計	5,912,827

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月一日

京都市南区上鳥羽仏現寺町五六番地

（甲）三和化工株式会社

代表取締役　吉田　典生

茨城県石岡市柏原四番四

（乙）茨城三和化工株式会社

代表取締役　吉田　典生

第 52 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

茨城県石岡市柏原４番４

茨城三和化工株式会社

代表取締役　吉田　典生

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	333,773
	固定資産	670,188
	資産合計	1,003,962
負純資産債及びの部	流動負債	119,052
	固定負債	635,170
	株主資本	249,740
	資本金	75,000
	利益剰余金	174,740
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	155,990
	（うち当期純損失）	（43,695）
	負債・純資産合計	1,003,962

第 106 期 決 算 公 告

令和７年８月１日

愛媛県松山市高浜町五丁目2259番地１

松山観光港ターミナル内

石崎汽船株式会社

代表取締役　清水　一郎

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,938,212
	固定資産	2,326,871
	資産合計	4,265,084
負債及び純資産の部	流動負債	955,651
	固定負債	949,700
	株主資本	2,400,157
	資本金	100,000
	資本剰余金	68,000
	その他資本剰余金	68,000
	利益剰余金	2,232,157
	利益準備金	42,000
	その他利益剰余金	2,190,157
	（うち当期純損失）	（151,617）
	評価・換算差額等	△40,425
	その他有価証券評価差額金	△40,425
	負債・純資産合計	4,265,084